

# 事業概要

2023年（令和5年）版

 東京都児童相談所



## 目次

I	児童相談所の概況	1
1	東京都児童相談所所在地	3
2	東京都児童相談所等の沿革	5
3	児童相談所の設置	16
(1)	児童相談所の業務	16
(2)	児童相談センターの業務	17
4	児童相談所の組織及び職員	19
(1)	各児童相談所の組織（令和5年4月1日）	19
(2)	児童相談センターの組織（令和5年4月1日）	20
(3)	職員の配置状況（令和5年4月1日現在数(人)）	21
5	東京都児童相談所機能体系図	22
6	児童相談所で取り扱う児童相談・援助	24
(1)	相談の種類	24
(2)	援助の種類	25
(3)	その他	27
7	人口総数・児童人口等の推移	28
(1)	全国及び東京都の人口・出生数・出生率等の推移	28
(2)	東京都の児童人口年齢別推移	29
8	地域の指標	30
II	事業のあらまし	39
1	相談状況	41
(1)	概況	41
(2)	経路別受理状況	42
(3)	相談内容別受理状況	43
(4)	男女別受理状況	45
(5)	年齢別受理状況	46
(6)	児童虐待の対応状況	46
(7)	いじめに関する相談状況	51
(8)	不登校（園）相談の状況	51
(9)	触法少年の送致	52
(10)	外国人の相談状況	53
(11)	4152（よいこに）電話相談の状況	54
2	調査、診断、一時保護状況	57
(1)	児童福祉司の活動状況（社会診断）	57
(2)	心理診断・指導状況	58
(3)	医学診断状況	59
(4)	一時保護状況	60
(5)	一時保護委託	62
3	治療指導の状況	62
4	里親制度	64
(1)	養育家庭制度	65
(2)	専門養育家庭	65
(3)	養子縁組里親	65

(4) 親族里親 .....	65
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） .....	65
(6) 里親の支援体制.....	65
5 その他の状況.....	66
(1) フレンドホーム.....	66
(2) 児童自立生活援助事業.....	66
(3) 継続（通所）指導の実施状況.....	67
(4) メンタルフレンドの活動 .....	67
(5) 児童福祉専門員の活動 .....	68
6 人材育成等 .....	68
7 職員確保等 .....	70
8 見学、実習 .....	70
9 区市町村等からの派遣研修職員の受入れ .....	71
10 子供の権利擁護専門相談事業 .....	72
11 こどもの碑.....	73
12 全国児童相談所長会の活動 .....	73
III 統計資料.....	75
1 相談受理状況.....	76
(1) 経路別受理状況.....	76
(2) 相談内容別受理状況 .....	78
(3) 男女別・年齢別相談受理状況 .....	80
(4) 養護相談内容別受理状況 .....	82
(5) 非行、不登校、性格行動・しつけ相談内容別受理状況 .....	84
(6) 被虐待児童の相談状況.....	86
2 相談対応(援助) 状況.....	94
(1) 相談対応状況 .....	94
(2) 相談内容別対応状況 .....	96
(3) 養護相談内容別対応状況 .....	98
(4) 児童福祉施設等の措置状況及び入所待機状況 .....	100
3 調査、診断 .....	102
(1) 児童福祉司活動状況（社会診断） .....	102
(2) 心理診断状況 .....	106
(3) 医学診断状況（新規ケース数） .....	108
4 一時保護状況.....	110
5 一時保護委託状況.....	114
6 治療指導の状況 .....	116
7 里親委託の状況 .....	118
8 外国人の相談.....	120
9 4152(よいこに)電話相談の状況.....	124
10 その他.....	126
(1) 親権・後見人・立入調査等 .....	126
(2) メンタルフレンドの活動状況.....	128



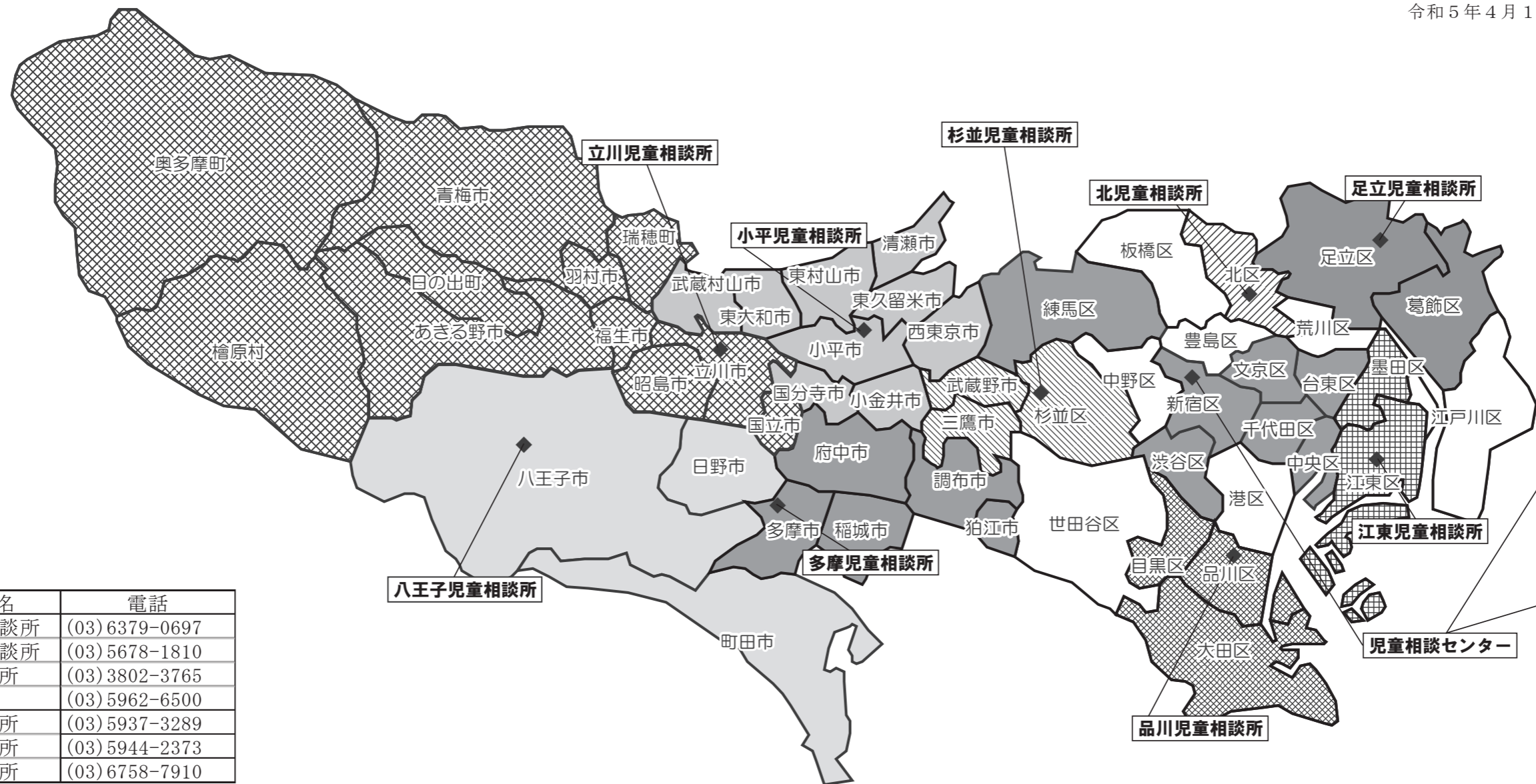
# Ⅰ 児童相談所の概況



1 東京都児童相談所所在地

児童相談所名	所在地	電話	管轄地域	交通	開設年度
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1	(03) 5937-2311	練馬区、小笠原支庁	JR高田馬場駅から都バス小滝橋下車 JR大久保駅及び東中野駅、新宿西口から関東バス小滝橋車庫前下車 地下鉄東西線落合駅	昭和23年 6月
		(03) 5937-2314	渋谷区、文京区、大島支庁		
		(03) 5937-2317	新宿区、中央区、台東区、千代田区、八丈・三宅支庁		
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川3-6-9	(03) 3640-5432	江東区、墨田区	JR潮見駅 地下鉄東西線木場駅及び有楽町線豊洲駅から都バス枝川二丁目下車	平成25年 4月
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21	(03) 3474-5442	品川区、目黒区、大田区	京浜急行線新馬場駅	昭和24年 6月
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6	(03) 5370-6001	杉並区、武蔵野市、三鷹市	JR又は地下鉄丸ノ内線荻窪駅	昭和25年 7月
北児童相談所	〒114-0002 北区王子6-1-12	(03) 3913-5421	北区	JR王子駅、地下鉄南北線王子神谷駅	昭和31年 7月
足立児童相談所	〒123-0872 足立区西新井本町3-8-4	(03) 3854-1181	足立区、葛飾区	日暮里・舎人ライナー江北駅、東武大師線大師前駅、都営バス足立第五中学校前バス停下車	昭和59年10月
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町3-17-30	(042) 624-1141	八王子市、町田市、日野市	JR西八王子駅	昭和58年 4月
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	(042) 523-1321	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡	JR立川駅、多摩モノレール立川南駅又は柴崎体育館駅	昭和25年 5月
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24	(042) 467-3711	小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	西武新宿線花小金井駅	昭和53年 5月
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪2-6	(042) 372-5600	多摩市、府中市、調布市、稲城市、狛江市	京王相模原線京王永山駅、又は小田急多摩線小田急永山駅	昭和62年 4月

令和5年4月1日現在



児童相談所名	電話
世田谷区児童相談所	(03) 6379-0697
江戸川区児童相談所	(03) 5678-1810
荒川区児童相談所	(03) 3802-3765
港区児童相談所	(03) 5962-6500
中野区児童相談所	(03) 5937-3289
板橋区児童相談所	(03) 5944-2373
豊島区児童相談所	(03) 6758-7910



## 2 東京都児童相談所等の沿革

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和23年1月1日					児童福祉法一部施行
4月1日					児童福祉法全面施行
6月5日	中央・麹町・京橋・上野・浅草・荒川の6児童相談所を児童福祉法上の相談所として設置。各所に一時保護所設置	6	6		
7月29日					児童福祉法第1次改正（民生委員法制定による改正）
昭和24年1月1日					少年法施行
昭和24年6月1日	品川児童相談所開設（一時保護所併設）	7	7		
6月15日					児童福祉法第3次改正（14歳未満触法少年は児童福祉法で扱う等少年法との関係調整、人身売買防止のための規定等設置）
昭和25年5月1日	立川児童相談所開設（一時保護所併設）	8	8		
5月30日					児童福祉法第4次改正（虚弱児施設・肢体不自由児施設の分離、里親最低基準、一時保護の費用を徴収しない等）
7月21日	杉並児童相談所開設（一時保護所併設）	9	9		
昭和26年6月1日					社会福祉事業法施行
7月				第1回こどもの碑納骨式	
昭和27年5月1日	麹町児童相談所が中央児童相談所へ統合				
	京橋児童相談所廃止	7	7		
	墨田児童相談所開設（一時保護所併設）	8	8		
7月1日					児童福祉法第7次改正（児童福祉司を児童相談所に置く等）
昭和28年1月	品川児童相談所移転（一時保護所併設）	8	8		
昭和28年4月	杉並児童相談所移転（一時保護所併設）	8	8		
10月27日				東京都児童相談所条例公布施行	
昭和29年3月19日	上野児童相談所・浅草児童相談所統合。台東児童相談所開設（一時保護所併設）	7	7		
3月31日					児童福祉法第11次改正（身体障害児対策の整備）
昭和29年6月				児童福祉法施行細則公布	
昭和31年7月1日	荒川児童相談所移転改築し北児童相談所と改称（一時保護所併設）	7	7		

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和32年4月25日					児童福祉法第15次改正（児童福祉施設に精神薄弱児通園施設を加入等）
昭和33年5月1日					児童福祉法第16次改正（未熟児の養育に関する規定整備等）
昭和34年2月10日					児童福祉法第17次改正（風俗営業取締法の一部改正に伴う調整）
3月31日					児童福祉法第20次改正（精神薄弱者福祉法施行に伴う調整）
昭和36年6月19日					児童福祉法第21次改正（情緒障害児短期治療施設を児童福祉施設に、3歳児検診の実施等）
昭和37年11月	台東児童相談所移転（一時保護所併設）	7	7		
昭和38年3月	品川児童相談所改築（一時保護所廃止）	7	6		
昭和40年8月18日					母子保健法公布 児童福祉法第24次改正（母子保健法に伴う調整）
昭和41年10月1日				児童福祉法施行細則公布（改正）	
昭和42年8月1日					児童福祉法第25次改正（重症心身障害児施設を児童福祉施設に加入、肢体不自由児及び重症心身障害児の施設入所期間の延長等） 児童福祉法第26次改正（身体障害者福祉法の一部を改正する法律による調整）
8月19日					児童福祉法第27次改正（精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律による調整）
昭和43年8月	台東児童相談所（一時保護所廃止）	7	5		
昭和44年1月	立川児童相談所改築（一時保護所併設）	7	5		
4月	墨田児童相談所（一時保護所廃止）	7	4		
昭和46年5月	杉並児童相談所移転改築（一時保護所廃止）	7	3		
昭和47年4月				東京都養育家庭制度実施要綱制定	
昭和49年4月1日	墨田児童相談所移転改築（一時保護所併設）	7	4		
昭和50年3月	北児童相談所改築（一時保護所併設）	7	4		
3月1日	中央児童相談所移転改築「児童相談センター」となる（一時保護所併設）	7	4		

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
昭和50年4月				治療指導課日中指導開始	
昭和52年5月				電話相談室（4152相談）設置	
9月				子供の相談機関連絡協議会発足	
昭和53年5月23日					児童福祉法第31次改正（許可、認可等の整理に関する法律による調整）
10月1日	小平児童相談所開設（一時保護所併設）	8	5		
昭和55年9月30日				児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会（三者協）発足	
昭和56年6月15日					児童福祉法第33次改正（無認可児童福祉施設への規制強化と規定整備）
昭和57年5月				東京都非行問題専門相談室開設	
7月16日					児童福祉法第34次改正（障害に関する用語の整理に関する法律による調整）
8月1日				東京都児童相談機関連絡協議会発足	
昭和58年4月1日	八王子児童相談所開設（一時保護所併設）	9	6		
昭和59年3月	台東児童相談所改築	9	6		
昭和59年8月14日					児童福祉法第37次改正（風俗営業等取締法の一部を改正する法律による改正）
9月	北児童相談所（一時保護所休止）	9	6 (5)		
10月1日	足立児童相談所開設	10	7 (6)		
昭和60年5月18日					児童福祉法第38次改正（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律による改正）
昭和60年5月				治療指導課合宿治療開始	
7月					児童福祉法第39次改正（地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律による改正）
昭和61年5月8日					児童福祉法第40次改正（国の補助金等の臨時特例等に関する法律による改正）

日 付	児童相談所設置状況	設 置 数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
12月26日					児童福祉法第42次改正（地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律による改正、団体事務化関係権限委譲関係等）
昭和62年4月1日	多摩児童相談所開設	11	7 (6)		
昭和63年1月					民法改正（特別養子制度の創設等）
平成元年4月				東京都非行問題専門相談室を東京都児童福祉専門相談室と改称	
4月1日					児童福祉法第44次改正（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律による改正）
平成2年6月29日					児童福祉法第45次改正（老人福祉法の一部を改正する法律による改正）
平成3年4月1日	世田谷児童相談所開設	12	7 (6)		
10月	品川児童相談所改築			メンタルフレンド（ふれあい心の友）派遣事業開始	
平成4年3月31日	小平児童相談所（一時保護所休止）	12	7 (5)		
平成4年4月	児童相談センター一時保護所幼児室1室休止	12	7 (5)		
11月12日					児童福祉法第46次改正（行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正）
平成6年3月	北児童相談所（一時保護所廃止）	12	6 (5)		
平成6年4月22日					児童の権利に関する条約（批准）
6月29日					児童福祉法第47次改正（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律改正）
					児童福祉法第48次改正（健康保険法等の一部を改正する法律による改正）
平成7年5月				電話相談事業拡大（夜間土日祝）	
平成8年3月	杉並児童相談所移転改築	12	6 (5)		
平成8年7月1日				児童虐待ケースマネジメント事業開始	



日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成9年6月11日					児童福祉法第50次改正 ・児童保育施策の見直し (措置から利用へ等) ・児童の自立支援施策の充 実(児童福祉施設の名 称、機能の見直し等) ・母子家庭施策の見直し (母子寮の名称の見直 し機能強化等)
平成10年4月1日	台東児童相談所廃止	11	6 (5)		
4月				児童福祉審議会権利擁 護部会への諮問につい ての取扱い要領制定	
9月26日					児童福祉法第51次改正(精 神薄弱の用語の整理のた めの関係法律の一部改正 する法律による改正)
11月				子供の権利擁護委員会 設置 東京子供ネット電話相 談開始	
平成11年5月26日					児童買春・児童ポルノに関 する行為等の処罰及び児 童の保護に関する法律施 行
7月				被虐待児追跡調査開始	
平成12年4月1日				・虐待対策課設置(セ ンター) ・児童虐待対応協力員 配置	
5月20日				児童相談所土曜開庁開 始	
5月24日					児童虐待の防止等に関す る法律公布
11月6日				社会福祉法人「子ども の虐待防止センター」 と協定書締結	
11月20日					児童虐待の防止等に関す る法律施行
11月28日					少年法等の一部を改正す る法律公布
平成13年3月30日					児童虐待の防止等に関す る法律施行細則公布
平成13年4月					少年法等の一部を改正す る法律施行
				東京都児童虐待カウン セリング強化事業開始 東京都児童相談所協力 弁護士制度開始	
10月				心理職員の配置(一時 保護所非常勤心理)	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成14年4月1日				児童相談所改革の実施 ・虐待対策班の設置（モデル設置） ・チーム制の導入 ・児童福祉司任用庁内公募制の実施 ・児童福祉司の定数増106→128 ・養育家庭制度の変更	
6月				家族再統合のための援助事業（治療指導課）	
平成15年4月1日				・虐待対策班の設置 ・家庭復帰支援員の配置	
7月14日					次世代育成援助対策法施行
9月1日					少子化社会対策基本法施行
平成16年2月7日				通年開所開始	
平成16年4月1日				養育家庭専門員の配置、非常勤弁護士の配置、任期付児童福祉司の導入、学習指導職員の配置、児童福祉司の定数増128→138	
6月11日				特定非営利活動法人カリヨン子どもセンターとの協定	
10月1日					改正虐待防止法施行
平成17年4月1日					改正児童福祉法施行（一部施行期日が4月1日以外有） ・児童相談に関する体制の充実 ・児童福祉施設、里親等の見直し ・要保護児童に関する司法関与の見直し ・その他
				児童福祉司の定数増138→149	
				養育家庭支援員の廃止、養育家庭推進員の配置、NPO法人東京養育家庭の会へ研修等の委託	
11月25日				要保護児童連絡協議会発足	
平成18年2月1日	西部一時保護所一部開設（幼児）		7 (6)		
3月31日	墨田児童相談所（一時保護所休止）		7 (5)		
平成18年4月1日				児童福祉司の定数増149→159	
	地域支援班の設置				
	西部一時保護所全面開設				

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
10月1日					改正児童福祉法施行 ・障害児施設における利用契約制度の導入
平成19年4月1日				児童心理司の定数増41→54	
平成19年11月1日					少年法等の一部を改正する法律施行 触法少年に係る事件につき、 ・警察官による調査手続の整備 ・警察から児童相談所への事件送致手続整備 ・一定の重大事件について家庭裁判所への送致
平成20年2月11日	小平児童相談所 (一時保護所廃止)		6 (5)		
2月12日	小平児童相談所移転				
平成20年4月1日				専門副参事(児童福祉相談担当)の配置、児童福祉審議会に死亡事例等検証部会の設置	改正児童福祉法施行 ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化 改正虐待防止法施行 ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化(臨検・捜索) ・保護者に対する措置児童との面会又は通信等の制限の強化
平成21年2月27日	むさしの一時保護所開設 保護第二課の設置		7 (6)		
平成21年4月1日				児童福祉司の定数増159→172 一時保護所心理職員の増配置	改正児童福祉法施行 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成22年4月1日				専門副参事(児童福祉相談担当)の増員1→2	
9月				専門副参事(児童福祉相談担当) →児童福祉相談専門課長	
平成23年4月1日				児童福祉司の定数増172→183	

日 付	児童相談所設置状況	設 置 数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成24年4月1日				児童心理司の定数増54→65 医療連携専門員の設置 虐待対応強化専門員の設置	民法等の一部を改正する法律施行 ・親権停止制度の創設 ・児相長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
7月5日	立川児童相談所一時保護所移転 (立川児童相談所南分室)		7 (6)		
平成25年2月18日	児童相談センター移転 (東京都子供家庭総合センター庁舎内)				
3月31日	むさしの一時的保護所 廃止		6 (5)		
平成25年4月1日				児童福祉司の定数増183→196 児童福祉相談業務指導員の配置	
平成25年4月30日	墨田児童相談所 廃止		5		
	江東児童相談所 開設 (一時保護所併設)		6		
平成26年4月1日				児童心理司の定数増65→78	
平成27年4月1日				児童福祉司の定数増196→209 家庭復帰担当児童福祉司の配置	
7月1日				全国児童相談所共通ダイヤル3桁化 (189)開始	
12月16日	立川児童相談所一時保護所開設 (立川児童相談所本所)		7		
平成28年4月1日				・児童福祉専門課長、児童心理専門課長の配置 ・児童福祉司の定数増209→227 ・児童心理司の定数増78→91 ・児童心理相談業務指導員の配置 ・児童相談業務事務員(司クラーク)の配置 ・虐待対策班体制強化(江東児童相談所・足立児童相談所)	

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成28年6月3日					改正児童福祉法施行 ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化等 改正児童虐待防止法施行 ・しつけを目的とした児童虐待の防止 改正母子保健法施行 ・母子保健施策を通じた虐待予防等
平成28年10月1日					改正児童福祉法施行 ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 改正虐待防止法施行 ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年4月1日				・児童福祉司の定数増227→250 ・児童心理司の定数増91→104 ・新生児担当児童福祉司の配置 ・一時保護所業務事務員（保護所クラス）の配置 ・虐待対策班体制強化（児童相談センター・品川児童相談所・八王子児童相談所）	改正児童福祉法施行 （※は改正虐待防止法にも規定あり） ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大 ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続（※） ・児童相談所から市町村への事案送致（※）等 改正母子保健法 ・子育て世代包括支援センターの法定化
平成30年4月1日				・児童福祉司の定数増250→273人 ・児童心理司の定数増104→117人 ・虐待対策班体制強化（北児童相談所・立川児童相談所・杉並児童相談所・小平児童相談所・多摩児童相談所・世田谷児童相談所） ・保護推進担当課長代理の配置（児童相談センター）	改正児童福祉法施行 ・親権者等の意に反する一時保護が2ヶ月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 改正虐待防止法施行 ・接近禁止命令の対象拡大 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
平成30年5月21日	八王子児童相談所(相談部門)移転				
平成30年12月1日				<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の定数増273→286人</li> <li>・児童心理司の定数増117人→123人</li> <li>・虐待対策班体制強化(児童相談センター、各児童相談所)</li> </ul>	
平成31年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の定数増286→315人</li> <li>・児童心理司の定数増123人→141人</li> <li>・虐待対策班体制強化(児童相談センター、品川、八王子、北、江東)</li> <li>・児童福祉相談専門課長の各所(児童相談センター相談援助課、江東、立川)への配置</li> <li>・児童心理指導専門課長の配置</li> <li>・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(児童相談センター)</li> <li>・保護推進担当課長代理の配置(江東、足立、八王子)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供への虐待の防止等に関する条例施行</li> <li>・子供を権利の主体として尊重</li> <li>・保護者による体罰の禁止</li> <li>・都民と保護者等の責務</li> <li>・虐待が疑われる場合の速やかな通告</li> <li>・警察や子供家庭支援センターとの連携</li> </ul>
令和元年10月1日					東京ルールと共有ガイドラインを改定
令和2年4月1日	世田谷児童相談所廃止 世田谷区児童相談所及び江戸川区児童相談所開設	10		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の定数増315→350人</li> <li>・児童心理司の定数増141人→164人</li> <li>・児童福祉相談専門課長の配置(八王子)</li> <li>・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(足立・八王子)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正児童福祉法等施行</li> <li>・体罰の禁止</li> <li>・児童相談所の体制強化</li> <li>民法等改正施行</li> <li>・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し</li> <li>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</li> <li>・届出⇒許可</li> <li>・児相との連携</li> </ul>
令和2年7月1日	荒川区児童相談所開設				

日付	児童相談所設置状況	設置数		関係施策等	主な法律・条例関係
		相談所	保護所		
令和2年11月24日	立川児童相談所(相談部門)移転				
令和3年3月31日	立川児童相談所一時保護所廃止 (立川児童相談所本所)		6		
令和3年4月1日	港区児童相談所開設			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の定数増350→386人</li> <li>・児童心理司の定数増164→187人</li> <li>・児童福祉相談専門課長の配置(足立)</li> <li>・一時保護所心理指導担当課長代理の配置(江東)</li> </ul>	
令和3年6月15日	児童相談センター2階一時保護所開設		7		
令和3年6月28日	新宿一時保護所開設		8		
令和3年7月16日					東京ルールと共有ガイドラインを改定
令和4年4月1日	中野区児童相談所開設			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の定数増386→422人</li> <li>・児童心理司の定数増187→208人</li> <li>・児童福祉人材トレーニングセンターの設置</li> </ul>	民法等改正施行 ・成人年齢引き下げ
令和4年7月1日	板橋区児童相談所開設				
令和4年7月	一時保護設置児童相談所(八王子・足立・江東・立川)			・一時保護課長配置	
令和4年12月					民法等改正施行 ・懲戒権の削除
令和5年2月1日	豊島区児童相談所開設				
令和5年4月1日				<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司の定数増422→458人</li> <li>・児童心理司の定数増208→229人</li> <li>・一時保護設置児相は部長級を配置</li> </ul>	
令和5年4月24日	足立児童相談所(相談部門)移転				
令和5年4月29日	足立児童相談所(一時保護部門)移転				

<参考資料>

- 最新児童福祉法の解説(時事通信社) ○東京都児童相談センター10年の歩み(東京都児童相談センター)  
○東京都児童相談センター20年の歩み(東京都児童相談センター) ○各年度事業概要(東京都児童相談センター)

### 3 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を具体的に保障することを目的として、児童福祉法第 12 条第 1 項及び第 59 条の 4 に基づき、都道府県及び政令指定都市等にその設置が義務付けられている。令和 5 年 4 月 1 日現在全国に 232 か所の児童相談所が設置されている。

児童福祉法施行規則第 4 条第 1 項により、都道府県知事はそのうちの 1 つを当該都道府県内の児童相談所を援助し、その連絡を図るものとして中央児童相談所に指定することができることとされている。東京都の場合には、児童相談センターを中央児童相談所として位置づけている。

なお、平成 28 年の児童福祉法改正により特別区も児童相談所が設置できるようになり、令和 2 年度には、世田谷区児童相談所、江戸川区児童相談所及び荒川区児童相談所が開設され、東京都世田谷児童相談所は廃止となった。その後、令和 3 年度に港区児童相談所、令和 4 年度 4 月に中野区児童相談所、令和 4 年 7 月に板橋区児童相談所、令和 5 年 2 月に豊島区児童相談所を開設し、令和 5 年 7 月現在、東京都では 10 か所の都立児童相談所及び 7 か所の区立児童相談所が設置されている。

各児童相談所は管轄区域を有しており、それは児童人口、その他の社会的環境等を配慮して定められている。(P 3 参照)

東京都では、平成 14 年度より児童相談所の機能を強化し組織・人事・業務運営を改革するために、情報共有化を図る情報管理システムの稼働、虐待対策事業の強化、家庭復帰促進事業の開始、養育家庭制度の変更等の児童相談所改革を実施している。(P 48 参照)

児童相談所の主な業務内容は、以下のとおりである。

#### (1) 児童相談所の業務

業 務	内 容
区市町村援助等業務 (法第 11 条 第 1 項第 1 号)	法第 10 条第 1 項各号に掲げる区市町村の業務の実施に関し、区市町村相互間の連絡調整、区市町村に対する情報の提供、区市町村職員の研修、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
相談業務 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ロ)	児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。児童相談所は原則 0 歳から 18 歳未満の児童を対象とし、成長にともなう生じてくる様々な問題についての相談に応じている。
調査、診断業務 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ハ)	児童及びその家庭について、児童とその相談の状況を理解し、それによって、児童にどのような援助が適切かつ必要であるかの判断をするための社会診断(必要な調査等)、心理診断、医学診断、行動診断等を行う。さらにこれをもとに総合診断を行い、個々の児童の援助方針を立てる。
援助 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ニ)	児童相談所は、援助方針に基づいて児童、保護者、関係者に対して指導、措置等具体的援助を行う。内容等については、P25 のとおりである
一時保護業務 (法第 11 条 第 1 項第 2 号ホ 及び第 33 条)	児童相談所長は、必要と認める場合に児童を一時保護し、又は児童福祉施設、里親、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができる。 一時保護を行う必要がある場合は、次のとおりである。
	緊急保護
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棄児、家出児等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急に児童を保護する必要がある場合</li> <li>・虐待等の理由により、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図る場合</li> <li>・保護者の死亡、病気、家出等により家庭での養育が困難な場合</li> <li>・児童の行動が自己及び他人の生命、身体、財産等に危害を及ぼすか、又はそのおそれがある場合</li> <li>・その他、緊急に児童を保護する必要があると児童相談所長が認める場合</li> </ul>



	ア セ ス メ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合</li> <li>・適切かつ具体的な援助方針を定めるため、一時保護によって生活指導、学習指導を行いながら児童の行動（対人関係、学習態度等）を観察する必要がある場合</li> </ul>
	短 期 入 所 指 導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効であると判断される場合であって、地理的条件あるいは児童の性格、環境等の条件により他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合</li> </ul>
里親業務 (法第 11 条第 1 項第 2 号へ・ト)		児童相談所は、里親に関する普及啓発、里親への相談援助、施設入所措置児童及び里親の相互交流の場の提供、里親と児童とのマッチング、里親委託児童の養育計画の策定、養子縁組里親と養子及びその父母等への相談援助等を行う。
広域的専門的支援 (法第 11 条 第 1 項第 3 号)		児童相談所は、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的対応が必要な業務や、専門的知識・技術を要する支援を行う。
障害関連区市町村 支援業務 (法第 12 条)		児童相談所は、上記の業務のほか、障害者総合支援法第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 1 項に規定するとおり、区市町村の求めに応じて、介護給付費等の支給要否決定等を行うにあたっての技術的事項についての協力など援助を行う。

窓 口 時 間	<p>午前 9 時～午後 5 時</p> <p>原則として相談者の地域担当の児童福祉司が相談の受付窓口となる。</p> <p>なお、夜間、土・日曜日及び祝祭日は、虐待等、緊急性のある相談を児童相談センターで対応している。</p>
---------	--

## (2) 児童相談センターの業務

東京都は、平成 25 年 2 月に「東京都子供家庭総合センター」を開設した。同センターには「東京都児童相談センター」「東京都教育相談センター」及び「警視庁新宿少年センター」という 3 つの相談機関が設置されている。

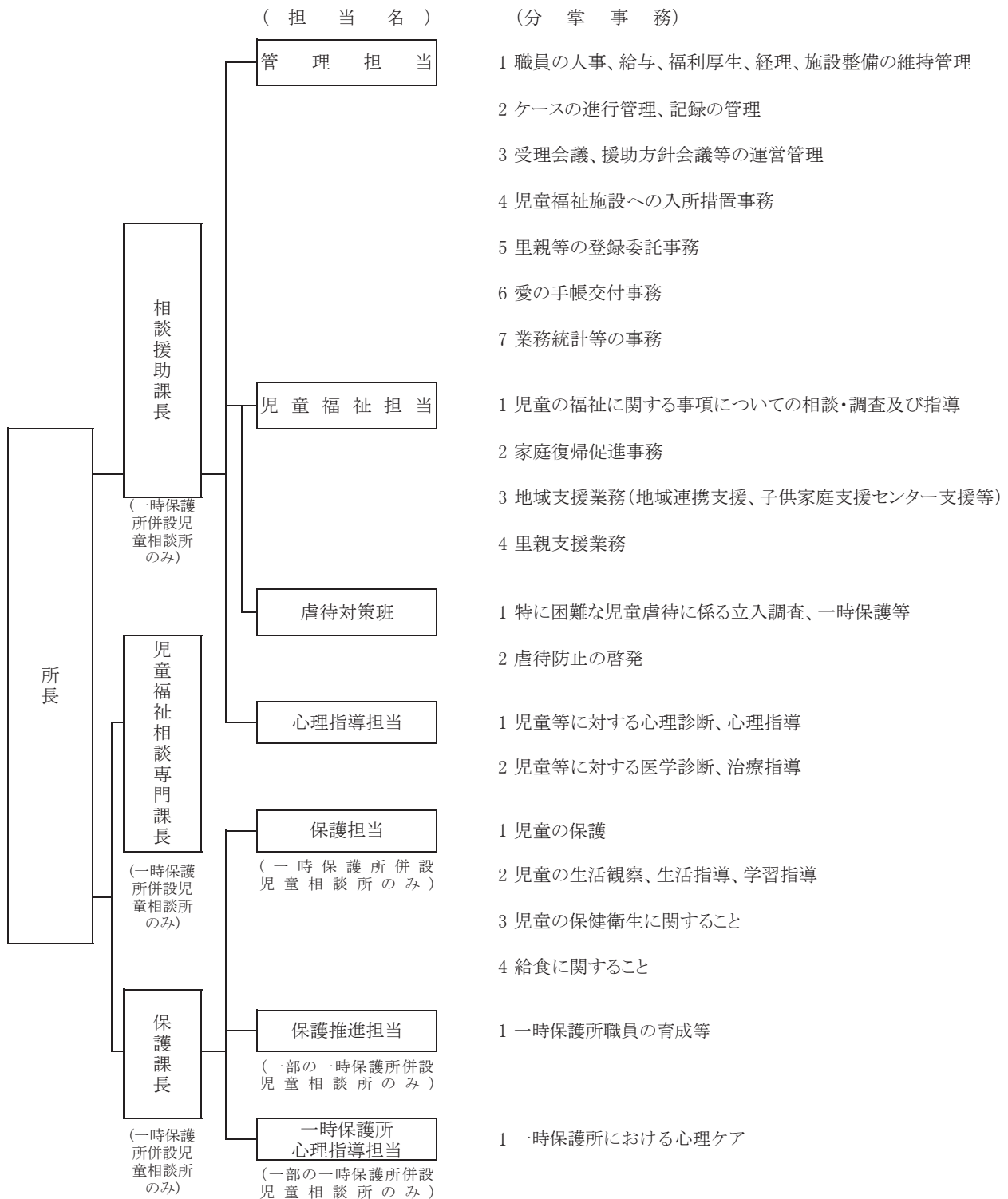
児童相談センターは、地域児童相談所としての業務の他に東京都の中央児童相談所としての機能も持っており、地域児童相談所に対する連絡調整、技術的援助、情報提供、入所の調整等必要な援助を行っている。

業 務	内 容
広報活動	事業概要、ポスター、リーフレット、カード等作成
児童相談所職員等の研修	P68～70 参照
児童福祉専門員の設置	P68 参照
研究啓発活動	シンポジウムの開催等
児童虐待対策強化事業	P46～51 参照
電話相談事業「4152 電話」	P54～56 参照
治療指導事業の実施	P62～64 参照
夜間の緊急相談、通告の受付	夜間連絡調整員による警察からの身柄通告への連絡調整、センター及び各児童相談所への連絡等
他の児童相談所への援助	医学診断、庁有車による施設等への児童移送

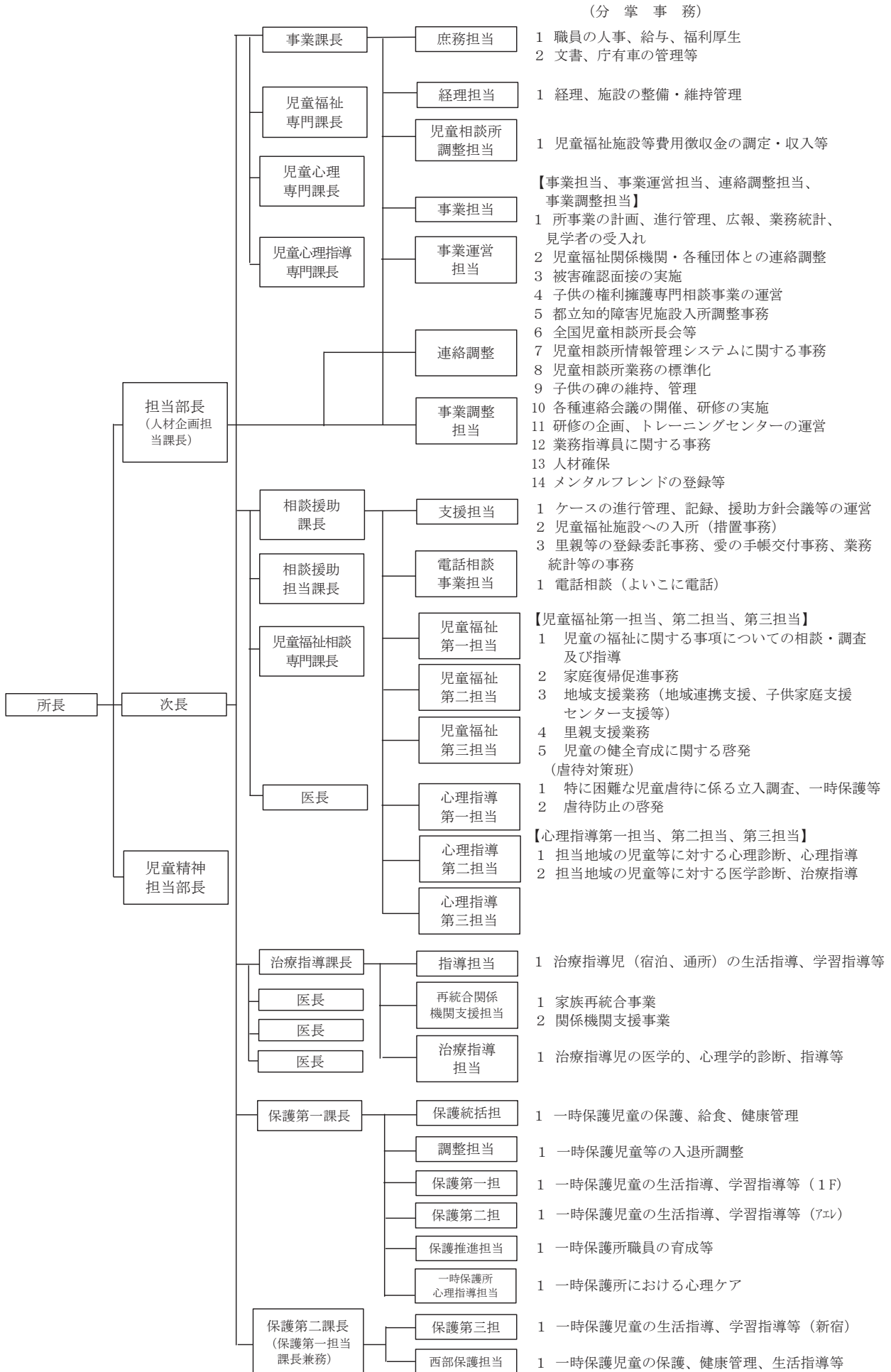
施設入所等の調整	障害児入所施設（都立・知的）、一時保護所入所調整等
メンタルフレンドの登録及び研修	P67 参照
情報の収集と提供	図書室においての資料、福祉関連情報
全国の児童相談所との連絡、連携	P73 参照
児童福祉専門課長の配置	業務の改善、企画立案、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童福祉相談専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童心理専門課長の配置	業務の改善、企画立案、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童心理指導専門課長の配置	困難事例の支援、人材育成、関係機関との連携等を実施
児童福祉相談業務指導員の配置	経験年数の浅い児童福祉司への技術的助言、研修を実施
児童心理相談業務指導員の配置	経験年数の浅い児童心理司への技術的助言、研修を実施
新生児担当児童福祉司の配置	新生児のうちに、特別養子縁組を前提とした里親委託を行うため、候補児決定・里親選定への協力、交流中の支援・訪問等を実施

## 4 児童相談所の組織及び職員

### (1) 各児童相談所の組織（令和5年4月1日）



(2) 児童相談センターの組織（令和5年4月1日）



(3) 職員の配置状況（令和5年4月1日現在数）

職種名		セ ン タ ー	児 童 相 談	江 東	品 川	杉 並	北	足 立	八 王 子	立 川	小 平	多 摩	小 計	
管 理 職 (再掲)		16	3	1	1	1	1	3	3	3	1	1	33	
児 童 福 祉 司 (再掲)		94	36	52	34	19	39	60	38	52	34		458	
児 童 心 理 司 (再掲)		47	18	26	17	10	20	29	19	26	17		229	
常 勤 職 員	事 務	48	10	8	8	7	10	10	10	8	7		126	
	福 祉	182	57	48	30	15	60	86	52	48	30		608	
	心 理	57	19	26	17	10	21	30	19	26	17		242	
	医 師	6											6	
	栄 養 士	1											1	
	看 護 師	5							1				6	
	臨 床 検 査	1											1	
	調 理													0
小 計		300	86	82	55	32	91	127	81	82	54		990	
非 常 勤 職 員	児 童 相 談 専 門 員	1											1	
	人 材 確 保 専 門 員	1											1	
	虐 待 対 応 協 力 員	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	33	
	虐 待 対 応 強 化 専 門 員	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
	医 療 連 携 専 門 員	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	医 師	医 員 (児 童 相 談 センター)	1											1
		医 員 (児 童 相 談 所) 精 神 科 診 断 判 定		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
		医 員 (児 童 相 談 所) 診 察 判 定 ・ 保 健 衛 生 業 務	3	1			1	1	1	1	1	1		9
	児 童 福 祉 専 門 員		10											10
	子 供 の 権 利 擁 護 専 門 員		3											3
	児 童 相 談 センター 指 導 員	言 語 療 法	2											2
		絵 画 造 形 療 法	2											2
		音 楽 療 法	2											2
		ス ポー ツ ・ レ ク レー シ ョ ン 指 導	2											2
	電 話 相 談 員		11											11
	子 供 の 権 利 擁 護 電 話 相 談 員		3											3
	連 絡 調 整 支 援 員		1											1
	児 童 相 談 所 心 理 職 員		8	2					2	2	2			16
	児 童 相 談 所 学 習 指 導 職 員		15	3					3	5	2			28
	児 童 相 談 所 看 護 職 員		11	2					2	2	2			19
	心 理 技 術 補 佐 員		2											2
	児 童 相 談 所 非 常 勤 弁 護 士		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	家 庭 復 帰 支 援 員		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	養 育 家 庭 専 門 員		3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	15
	児 童 相 談 所 支 援 事 務 職 員		6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	42
	児 童 相 談 業 務 事 務 員		12	5	5	4	4	6	6	4	5	4		55
	徴 収 事 務 支 援 員		2											2
栄 養 士		3											3	
児 童 福 祉 相 談 業 務 指 導 員		24											24	
児 童 心 理 相 談 業 務 指 導 員		12											12	
一 時 保 護 所 業 務 事 務 員		13	3					3	4	3			26	
治 療 指 導 課 業 務 事 務 員		1											1	
一 時 保 護 所 管 理 業 務 支 援 員		2						1	1	1			5	
研 修 コーディネーター		2											2	
小 計		179	30	19	18	19	32	36	30	21	18		402	
合 計		479	116	101	73	51	123	163	111	103	72		1392	

\* 児童福祉司には、課長代理(児童福祉担当)を、児童心理司には課長代理(心理指導担当)を含む。  
\* 常勤職員数、非常勤職員数は定数。



○受理会議

児童相談所で受け付けた相談事例について、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、調査及び診断の方針、判定、一時保護の要否等を検討し、最も適切で効果的な相談援助方法を検討するために開かれる会議。虐待通告等緊急対応を要する場合は、安全確認の時期や方法の検討も含めた緊急受理会議を開催する。

○ブロック会議

児童の援助方針に関する基礎的な協議単位（地域別）であり、児童福祉司、児童心理司、その他関係職員で、受理ケースの情報の共有化をはかり、ケース援助の提案に至るまでの各診断の進め方や、援助方針について意見を出し合い検討するために開かれる会議

○援助方針会議

調査、診断、判定等の結果に基づき、その児童、保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成、確認するために開かれる会議。また、措置の決定等緊急に援助方針を要する場合は、緊急援助方針会議を開催する。

## 6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助

### (1) 相談の種類

相 談 区 分		内 容
養 護 相 談		虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、 迷子等に関する相談。
保 健 相 談		一般的健康管理に関する相談 （乳児、虚弱児、疾病等に関すること等）
障 害 相 談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不自由 相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のご 犯行為※1、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあ った児童等に関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為※2があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第 6条の6により送致のあった児童、犯罪少年※3に関して家庭裁判所か ら送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不 登 校 相 談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある 児童に関する相談
	性 格 行 動 相 談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙※4、家庭内暴力、生活 習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	し っ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相 談
	適 性 相 談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
そ の 他 の 相 談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里 親 に 関 す る 相 談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希 望する方からの相談

※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

※4 緘黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。



## (2) 援助の種類

	区 分	内 容
措 置 に よ る も の	訓戒・誓約書の提出 (27条1項1号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
	児童福祉司指導 (26条1項2号) (27条1項2号) (虐待防止法11条1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導。</li> <li>・児童虐待を行った保護者に対して行う指導。</li> </ul>
	児童委員指導 (27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
	福祉事務所送致等 (26条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合。</li> <li>・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合。</li> <li>・15歳以上の児童について、身体障害者更生援護施設、知的障害者更生施設、授産施設に入所させることが適当であると認められる場合。</li> </ul>
	里親委託 (27条1項3号)	①養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」、②障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」、③養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」、④保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する。
	小規模住居型児童養育事業委託 (27条1項3号)	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
	児童福祉施設等入所 (27条1項3号) (27条の2) (31条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
	指定発達支援医療機関委託 (27条2項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
	家庭裁判所送致 (27条1項4号) (27条の3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 ※少年法第3条第2項、6条7項
	区市町村送致 (26条1項3号) ※法律上は市町村送致	児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等が必要と考えられるケース等について、児童相談所から区市町村へ送致する。
区市町村指導委託 (26条第1項) (27条第1項、第2項) ※法律上は市町村指導委託	児童や保護者の状況、地理的要件やこれまでの相談経緯等から区市町村による継続的に寄り添った支援が適当と考えられるケースについて、児童相談所が行政処分としての指導措置を区市町村に委託し、区市町村が具体的な支援（指導）活動を行う。	

区 分		内 容
措 置 に よ ら な い も の	助言指導 (11条第1項第2号ニ)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
	継続指導 (11条第1項第2号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
	他機関あっせん・紹介 (11条第1項第2号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
	児童自立生活援助 (33条の6)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込があったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

### (3) その他

意見付与 (24条の3第3項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
家庭裁判所家事審判請求 (28条) (33条6の2・7・8・9)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求(民法834条・835条)、未成年後見人選任(840条)・解任(846条)の請求、特別養子適格の確認請求(令和2年4月1日に施行された児童福祉法上の規定)を行う。
立入調査 (29条) (虐待防止法9条1項)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認めるときは、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所等に立入、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある。(61条の5)
一時保護・一時保護委託 (33条1～10項)(虐待防止法8条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法12条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近につきまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。(虐待防止法第18条に罰則規定がある。)
同居児童の届け出 (30条)	4親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、区市町村長を経由して、管轄の児童相談所を通じ児童相談センター所長へ届け出義務を課し、虐待や人身売買のような子供の権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (33条の8の2)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法8条の2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法9条の2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法9条の3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

( )内の法律名の記載のない条文は、児童福祉法である。

## 7 人口総数・児童人口等の推移

### (1) 全国及び東京都の人口・出生数・出生率等の推移

区分	東京都					全国				
	人口総数 (人)		出生数 (人)	出生率 (人口 千対)	合計 特殊 出生率	人口総数 (人)		出生数 (人)	出生率 (人口 千対)	合計 特殊 出生率
平成19年	12,758,000	(12,488,000)	103,837	8.3	1.05	128,031,000	(126,085,000)	1,089,818	8.6	1.34
20年	12,838,000	(12,552,000)	106,018	8.4	1.09	128,083,000	(125,947,000)	1,091,156	8.7	1.37
21年	12,868,000	(12,596,000)	106,613	8.5	1.12	128,030,000	(125,820,000)	1,070,035	8.5	1.37
22年	13,161,800	(12,665,600)	108,135	8.4	1.12	128,056,000	(125,691,800)	1,071,306	8.5	1.39
23年	13,196,000	(12,869,000)	106,025	8.2	1.06	127,799,000	(126,180,000)	1,050,698	8.3	1.39
24年	13,230,000	(12,916,000)	107,402	8.3	1.09	127,515,000	(125,957,000)	1,037,101	8.2	1.41
25年	13,300,000	(12,979,000)	109,984	8.5	1.13	127,298,000	(125,704,000)	1,029,800	8.2	1.43
26年	13,390,000	(13,044,000)	110,627	8.5	1.15	127,083,000	(125,431,000)	1,003,532	8.0	1.42
27年	13,513,700	(13,021,200)	113,194	8.6	1.17	127,110,000	(123,972,400)	1,005,656	8.0	1.46
28年	13,624,000	(13,207,000)	111,962	8.5	1.24	126,933,000	(125,020,000)	976,978	7.8	1.44
29年	13,724,000	(13,273,000)	108,989	8.2	1.21	126,706,000	(124,648,000)	946,060	7.6	1.43
30年	13,822,000	(13,340,000)	107,150	8.0	1.20	126,443,000	(124,218,000)	918,397	7.4	1.42
令和元年	13,921,000	(13,405,000)	101,817	7.6	1.15	126,167,000	(123,731,000)	865,234	7.0	1.36
2年	14,064,000	(13,526,000)	99,661	7.4	1.13	126,226,000	(123,670,000)	840,832	6.8	1.34
3年	14,010,000	(13,459,000)	95,402	7.1	1.08	125,502,000	(122,780,000)	811,604	6.6	1.30
4年	14,038,000	(13,443,000)	91,097	6.8	1.04	124,947,000	(122,031,000)	770,747	6.3	1.26

#### ※人口

- ・総務省統計局「各年10月1日現在推計人口」による総人口、ただしカッコ内は日本人人口(外国人を除いた人口)
- ・平成17、22、27年及び令和2年は「国勢調査」。
- ・日本人人口には総人口に対する日本人人口の割合で按分した国籍不詳を含む。

#### ※出生数・出生率・合計特殊出生率

- ・厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計月報年計」による。
- ・「出生率(人口千対)」＝(出生数/人口総数)×1000
- ・「合計特殊出生率」(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## (2) 東京都の児童人口年齢別推移

年 年齢	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
0 歳	106,450	109,262	108,099	105,265	103,684	98,517	95,975	91,152	87,008
1 歳	108,538	108,800	111,086	109,698	106,999	105,071	99,101	95,461	91,032
2 歳	105,156	107,560	107,567	109,790	108,658	105,842	103,773	97,025	93,581
3 歳	103,225	104,500	106,817	106,870	109,220	107,746	104,797	102,008	95,502
4 歳	104,332	102,952	104,026	106,473	106,469	108,798	107,163	103,363	100,792
5 歳	102,718	104,255	102,678	103,824	106,311	106,130	108,487	106,110	102,429
6 歳	102,119	102,717	104,197	102,647	103,689	106,141	105,920	107,540	105,243
7 歳	100,489	102,085	102,794	104,130	102,592	103,502	106,118	105,140	106,622
8 歳	98,817	100,743	102,295	102,879	104,337	102,693	103,586	105,795	104,807
9 歳	94,536	99,028	100,868	102,476	103,074	104,481	102,899	103,357	105,546
10 歳	98,046	94,821	99,233	101,093	102,800	103,261	104,775	102,828	103,211
11 歳	98,395	98,437	95,089	99,529	101,443	103,128	103,597	104,729	102,789
12 歳	100,300	98,802	98,874	95,446	99,967	101,835	103,591	103,783	104,836
13 歳	100,593	100,911	99,400	99,401	95,984	100,472	102,340	103,735	103,938
14 歳	102,197	100,935	101,157	99,702	99,681	96,224	100,832	102,451	103,794
15 歳	100,208	102,704	101,358	101,587	100,168	100,115	96,638	101,051	102,696
16 歳	101,861	100,873	103,370	102,034	102,379	100,857	100,756	96,966	101,401
17 歳	100,121	102,043	101,061	103,610	102,289	102,622	100,955	100,872	97,131
総 計	1,828,101	1,841,428	1,849,969	1,856,454	1,859,744	1,857,435	1,851,303	1,833,366	1,812,358
0～3 歳	423,369	430,122	433,569	431,623	428,561	417,176	403,646	385,646	367,123
4～5 歳	207,050	207,207	206,704	210,297	212,780	214,928	215,650	209,473	203,221
6～11 歳	592,402	597,831	604,476	612,754	617,935	623,206	626,895	629,389	628,218
12～14 歳	303,090	300,648	299,431	294,549	295,632	298,531	306,763	309,969	312,568
15～17 歳	302,190	305,620	305,789	307,231	304,836	303,594	298,349	298,889	301,228
日本人人口総数	12,880,144	12,966,307	13,043,707	13,115,848	13,189,049	13,257,596	13,297,089	13,277,052	13,260,553
外国人人口総数	417,442	449,042	486,346	521,500	551,683	577,329	546,436	517,881	581,112
児童人口比率	14.2	14.2	14.2	14.2	14.1	14.0	13.9	13.8	13.7
出生数	113,194	111,962	108,989	107,150	101,817	99,661	95,402	91,097	
東京都合計特殊出生率	1.17	1.24	1.21	1.20	1.15	1.13	1.08	1.04	
全国合計特殊出生率	1.46	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	

※日本人人口総数・外国人人口総数・児童人口

- ・東京都総務局統計部人口統計課「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）による。
- ・外国人人口は、住民基本台帳上の人口。

※出生数・合計特殊出生率

- ・厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計月報年計」による。

## 8 地域の指標

	世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学		
		外国人人口							小	中	
総数	7,451,051	13,841,665	581,112	1,812,358	2,194.05	6,309	3,515	969	1,327	801	
見 童 相 談 セ ン タ ー	計	1,155,536	2,017,892	113,342	253,705	526.57	3,832	556	167	203	138
	千代田区	38,548	67,911	3,353	10,359	11.66	5,824	23	12	11	14
	中央区	98,723	174,074	9,324	25,655	10.21	17,049	70	15	16	5
	新宿区	223,207	346,279	40,279	32,888	18.22	19,005	63	30	30	16
	文京区	126,436	229,653	12,390	33,020	11.29	20,341	95	27	24	27
	台東区	128,550	207,479	16,026	19,927	10.11	20,522	45	19	19	9
	渋谷区	140,597	229,412	10,847	26,978	15.11	15,183	56	21	21	13
	練馬区	385,142	738,914	20,813	101,520	48.08	15,368	191	43	67	39
	小計	14,333	24,170	310	3,358	401.89	60	13		15	15
	大島町	4,402	7,150	112	982	90.76	79	4		3	3
	利島村	187	317	5	55	4.12	77	1		1	1
	新島村	1,328	2,495	14	287	27.54	91	2		2	2
	神津島村	924	1,813	8	306	18.58	98	1		1	1
	三宅村	1,496	2,301	31	267	55.26	42	1		1	1
	御蔵島村	164	292	1	56	20.55	14			1	1
八丈町	4,201	7,053	111	926	72.24	98	3		3	3	
青ヶ島村	117	168		19	5.96	28			1	1	
小笠原村	1,514	2,581	28	460	106.88	24	1		2	2	

(注) 資料の出典は次のとおりである

- ・世帯数～人口密度：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（総務局）令和5年1月1日現在
- ・人口総数は、日本人と外国人を合わせたもの
- ・面積：区部には、荒川河口部（1.12k m<sup>2</sup>）、中央防波堤外側埋立地（1.20k m<sup>2</sup>）、新海面処分場（2.36k m<sup>2</sup>）を含み、島部には、鳥島（4.79k m<sup>2</sup>）、ベヨネース列岩（0.00 k m<sup>2</sup>）、須美寿島（0.02k m<sup>2</sup>）、孀婦岩（0.00 k m<sup>2</sup>）を含む。
- ・保育所：令和5年5月1日現在
- ・幼稚園、学校：「学校基本統計速報」（総務局）令和5年5月1日現在  
(令和5年度数値については令和5年8月末現在未発表)
- ・特別支援学校：都外の都立学校1校を含む。( )内は都外の区立学校の再掲。
- ・児童館：令和5年5月1日現在
- ・子供家庭支援センター：令和5年5月1日現在、子供家庭支援センターがある区市町村
- ・教育相談所：令和5年4月1日現在、教育相談所(室)がある区市町村

校			児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		民生・児童委員 定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
高 (全日・定時)	特別支 援学校	(3)					保健 所	保健セ ンター等	民生委員 (区域)	主任児童 委員			
429	71	(3)	586			83	31	115	9,993	828	100,897	486,142	47,395
95	8		83			14	7	29	1,583	131	11,696	68,869	6,400
18			4	○	○	1	1		48	4	285	2,487	297
2			8	○	○	1	1	2	117	7	587	3,924	538
11	1		20	○	○	1	1	4	280	22	1,759	13,478	1,203
25	3		16	○	○	1	1	2	142	9	1,162	6,351	758
8			8	○	○	1	1	1	188	25	1,085	9,729	498
10			2	○	○	1	1	3	184	14	997	6,764	762
14	4		25	○	○	4	1	6	537	40	5,561	24,448	2,254
7						4		11	87	10	260	1,688	90
2				○	○	1		2	27	3	103	642	21
									1		6	21	
1				○				2	9	1	18	256	9
1				○				2	6	1	18	142	12
1				○		1		1	9	2	33	83	16
				○					1		2	6	
1				○	○	1		2	28	2	74	371	25
								1	1			12	1
1				○		1		1	5	1	6	155	6

- ・福祉事務所：令和5年5月1日現在（窓口数）
- ・保健所：令和5年5月1日現在、保健所総数には島しょ保健所、保健センター等には出張所、分室等を含む
- ・児童委員定数：令和5年4月1日現在（八王子市は中核市のため、東京都の定数外）
- ・愛の手帳、身体手帳の交付状況：令和5年3月31日現在
- ・相談受理件数：令和4年度の件数（4152電話相談件数を除く）。総数には、都児相で受理した管轄外及び不明の778件を含む。なお、板橋区の件数には、令和4年4月から6月までの間に都児相で受理した件数を含む。また、豊島区の件数には、令和4年4月から令和5年1月までの間に都児相で受理した件数を含む。

	世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学		
		外国人人口							小	中	
江 東	計	445,560	812,867	47,149	105,133	56.78	14,316	255	46	70	39
	墨田区	162,280	279,985	13,758	31,788	13.77	20,333	79	16	25	13
	江東区	283,280	532,882	33,391	73,345	43.01	12,390	176	30	45	26
品 川	計	788,733	1,411,256	48,472	179,304	99.37	14,202	421	98	117	60
	品川区	228,925	404,196	13,720	53,929	22.84	17,697	132	28	32	15
	目黒区	157,952	278,635	9,718	35,732	14.67	18,994	97	22	24	15
	大田区	401,856	728,425	25,034	89,643	61.86	11,775	192	48	61	30
杉 並	計	500,483	908,666	24,202	118,965	61.46	14,785	265	71	73	51
	杉並区	325,953	570,786	16,921	70,209	34.06	16,758	182	42	42	31
	武蔵野市	78,281	147,964	3,304	20,622	10.98	13,476	36	12	15	11
	三鷹市	96,249	189,916	3,977	28,134	16.42	11,566	47	17	16	9
北	計	202,565	353,732	24,307	40,775	20.61	17,163	97	36	36	22
	北区	202,565	353,732	24,307	40,775	20.61	17,163	97	36	36	22
足 立	計	609,545	1,154,289	59,973	144,809	88.05	13,109	278	79	117	63
	足立区	365,583	690,114	36,048	85,879	53.25	12,960	153	51	68	36
	葛飾区	243,962	464,175	23,925	58,930	34.80	13,338	125	28	49	27
八 王 子	計	577,531	1,180,230	25,778	163,501	285.48	4,134	206	77	130	78
	八王子市	279,627	562,145	14,196	74,389	186.38	3,016	94	30	69	46
	町田市	205,310	430,831	8,072	61,833	71.55	6,021	74	34	44	24
	日野市	92,594	187,254	3,510	27,279	27.55	6,797	38	13	17	8



高	校		児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		児童委員定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
	特別支 援学校						保健 所	保健セ ンター等	民生	主任			
19	5		34			3	2	6	506	33	5,560	27,873	2,408
7	1		16	○	○	1	1	2	195	14	1,865	8,983	738
12	4		18	○	○	2	1	4	311	19	3,695	18,890	1,670
36	6	(1)	85			6	3	4	978	85	8,639	50,073	3,691
12	2		24	○	○	1	1	3	299	26	2,256	14,187	1,057
10			16	○	○	1	1	1	211	20	1,418	7,974	650
14	4	(1)	45	○	○	4	1		468	39	4,965	27,912	1,984
28	3		37			5	1	7	626	44	5,676	26,069	2,340
19	3		34	○	○	3	1	5	405	28	3,022	15,981	1,541
6			1	○	○	1		1	104	6	1,306	4,232	337
3			2	○	○	1		1	117	10	1,348	5,856	462
15	2		20			1	1	3	303	20	2,802	16,998	979
15	2		20	○	○	1	1	3	303	20	2,802	16,998	979
19	8	(1)	77			8	2	8	879	88	10,167	46,731	4,586
11	2		50	○	○	6	1	4	509	50	6,359	29,682	3,044
8	6	(1)	27	○	○	2	1	4	370	38	3,808	17,049	1,542
33	8		32			3	2	8	780	71	11,006	38,084	4,165
18	5		12	○	○	1	1	3	417	43	5,199	15,564	2,121
12	2		10	○	○	1	1	4	239	18	4,249	16,365	1,530
3	1		10	○	○	1		1	124	10	1,558	6,155	514

		世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学	
			外国人人口	小						中	
立川	計	375,688	752,050	19,549	100,955	622.55	1,208	163	55	98	51
	立川市	95,713	185,483	5,124	25,500	24.36	7,614	35	12	20	9
	青梅市	64,640	130,274	2,203	15,911	103.31	1,261	32	6	17	11
	昭島市	56,276	114,259	2,913	16,484	17.34	6,589	22	7	14	7
	国立市	39,142	76,168	1,840	10,136	8.15	9,346	18	9	11	5
	福生市	30,380	56,201	3,576	6,470	10.16	5,532	13	4	7	3
	あきる野市	36,790	79,807	1,163	11,488	73.47	1,086	15	6	11	7
	羽村市	26,355	54,504	1,622	7,588	9.90	5,505	12	7	7	3
	小計	26,392	55,354	1,108	7,378	375.86	147	16	4	11	6
	瑞穂町	15,199	32,161	885	4,167	16.85	1,909	8	3	5	2
	日の出町	7,507	16,409	152	2,632	28.07	585	5	1	3	2
	檜原村	1,127	2,038	10	175	105.41	19	1		1	1
	奥多摩町	2,559	4,746	61	404	225.53	21	2		2	1
小平	計	564,193	1,155,315	26,186	168,382	128.01	9,025	261	71	117	73
	小金井市	62,753	124,756	2,974	18,205	11.30	11,040	43	7	10	9
	小平市	95,738	196,924	5,458	29,914	20.51	9,601	48	15	21	11
	東村山市	75,556	151,814	3,292	21,159	17.14	8,857	21	10	15	11
	国分寺市	63,479	128,238	2,655	18,883	11.46	11,190	42	4	11	6
	西東京市	101,119	205,876	4,981	29,470	15.75	13,071	41	14	18	11
	東大和市	40,282	84,870	1,296	12,497	13.42	6,324	16	3	10	5
	清瀬市	36,697	74,702	1,379	10,519	10.23	7,302	15	7	10	6
	東久留米市	56,093	116,839	2,382	16,559	12.88	9,071	22	7	13	9
	武蔵村山市	32,476	71,296	1,769	11,176	15.32	4,654	13	4	9	5
多摩	計	411,426	822,809	16,564	120,161	96.38	8,537	190	49	82	46
	府中市	128,686	259,924	5,665	38,888	29.43	8,832	57	18	24	12
	調布市	122,585	238,505	4,833	34,648	21.58	11,052	72	13	22	12
	多摩市	74,531	148,210	3,058	19,511	21.01	7,054	23	8	18	11
	稲城市	42,397	93,421	1,646	15,708	17.97	5,199	18	7	12	7
	狛江市	43,227	82,749	1,362	11,406	6.39	12,950	20	3	6	4

高	校		児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		児童委員定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
	特別支 援学校						保健 所	保健セ ンター等	民生	主任			
20	4		28			8	2	12	667	55	7,447	30,332	2,697
4	1		9	○	○	1	1	1	146	12	1,711	7,277	575
2	1			○	○	2	1	1	139	12	1,377	7,028	415
3			1	○	○	1		1	79	6	1,060	3,831	484
4			3	○	○	1		1	52	4	654	2,592	216
2			3	○	○	1		1	48	4	516	2,036	232
3	1		6	○	○	1		2	64	6	843	2,852	280
1	1		3	○	○	1		1	48	4	593	1,970	229
1			3					4	91	7	693	2,746	266
1			1	○	○			1	34	2	411	1,454	178
			1	○	○			1	25	2	199	702	73
			1	○	○			1	11	1	31	159	4
				○	○			1	21	2	52	431	11
34	7		45			10	1	10	755	64	10,147	43,758	3,765
6	1		4	○	○	1		1	78	6	800	3,319	301
6	1		3	○	○	1	1	1	125	12	1,732	7,091	634
5			5	○	○	1		1	107	10	1,539	7,366	581
2			6	○	○	1		1	73	6	970	3,915	343
5	1		11	○	○	1		2	137	10	1,637	6,905	633
2			6	○	○	1		1	56	5	790	3,287	287
2	1		3	○	○	1		1	47	5	773	4,272	334
3	2		4	○	○	1		1	74	6	1,116	4,462	354
3	1		3	○	○	2		1	58	4	790	3,141	298
19	4		41			5	2	5	534	42	6,318	28,622	2,838
6	2		11	○	○	1	1	1	169	12	2,180	8,617	799
7	1		12	○	○	1		1	153	12	1,716	9,180	839
3	1		10	○	○	1	1	1	104	8	1,267	5,169	592
2			5	○	○	1		1	58	6	626	2,813	321
1			3	○	○	1		1	50	4	529	2,843	287

	世帯数	人口総数		児童人口	面積	人口密度	保育所	幼稚園	学		
		外国人人口	小						中		
特 別 区 児 相	計	1,819,791	3,272,559	175,590	416,668	199	16,420	823	220	284	180
	世田谷区	491,585	915,439	23,094	125,437	58.05	15,770	214	62	70	52
	江戸川区	348,547	688,153	38,446	94,905	49.90	13,791	146	39	70	35
	荒川区	119,134	216,814	19,134	26,719	10.16	21,340	60	14	24	12
	港区	149,488	261,615	19,339	38,108	20.37	12,843	80	30	21	22
	中野区	209,150	333,593	18,272	34,069	15.59	21,398	90	22	23	15
	板橋区	320,619	568,241	28,372	68,226	32.22	17,636	141	33	52	27
	豊島区	181,268	288,704	28,933	29,204	13.01	22,191	92	20	24	17

高	校		児童館	子供家庭 支援セン ター	教育 相談 所	福祉 事務 所	保健所等		児童委員定数		愛の手 帳交付 状況	身体手帳 交付状況	相談受 理件数
	特別支 援学校						保健 所	保健セ ンター等	民生	主任			
111	15	1	104			20	7	23	2,382	195	21,439	108,733	12,748
38	3		25	○	○	5	1	5	596	58	4,917	24,572	2,356
10	2		7	○	○	3	1	8	410	34	6,202	23,965	3,598
4			16	○	○	1	1		201	15	1,505	9,391	1,052
18	3		11	○	○	5	1		148	10	1,177	8,370	1,346
12	1		18	○	○	1	1	4	283	28	1,762	10,387	1,426
12	5	(1)	25	○	○	3	1	5	501	35	4,415	21,980	2,149
17	1		2	○	○	2	1	1	243	15	1,461	10,068	821



## II 事業のあらまし

※数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合もあります。





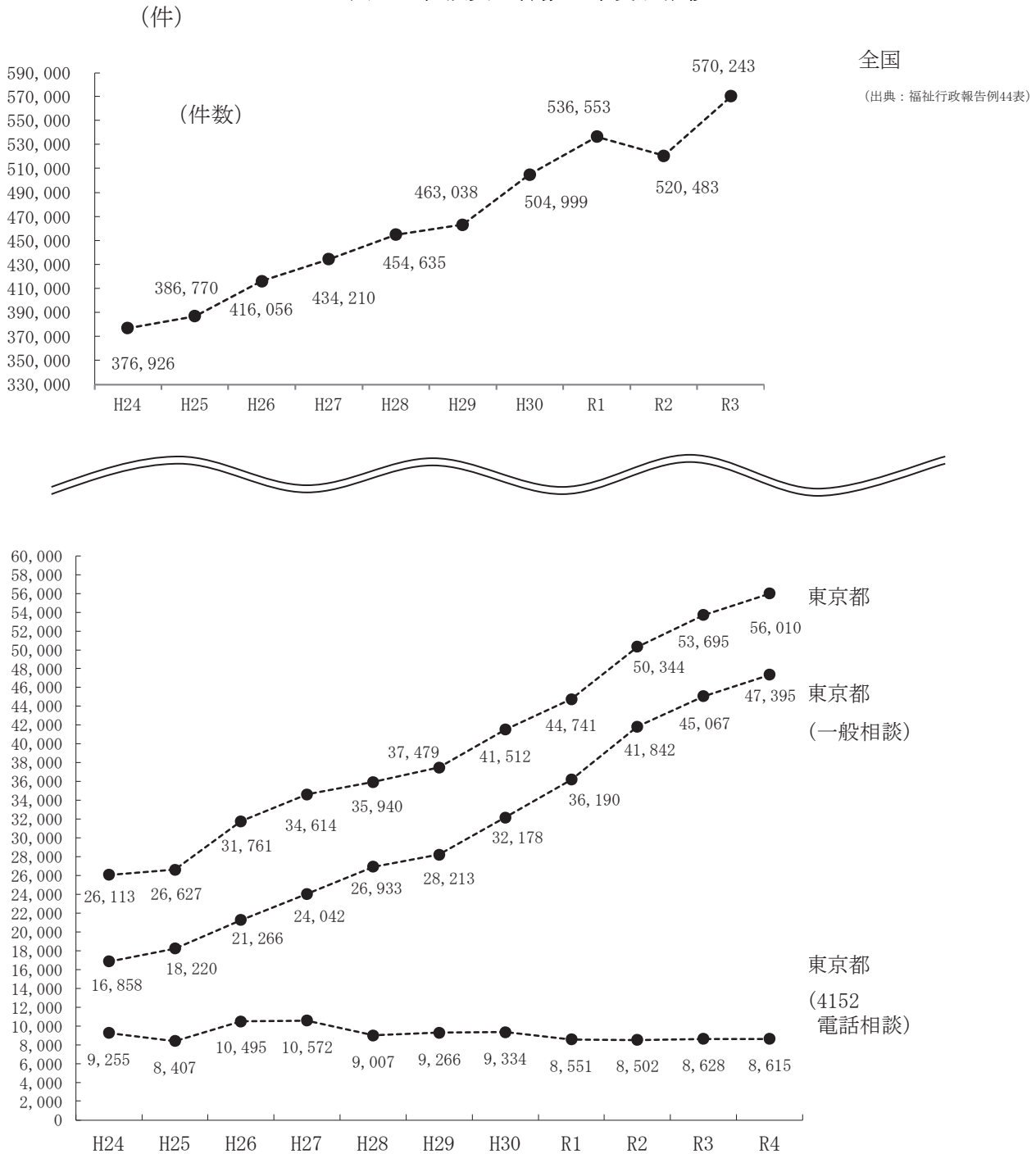
# 1 相談状況

## (1) 概況

令和4年度の都内の児童相談所における相談受理件数(4152 電話相談件数を含む)は 56,010 件で、児童人口 10,000 人に対して 309 件である(令和5年1月1日現在東京都児童人口 1,812,358 人)。

最近 10 年間の相談受理件数の推移は図1のとおりである。東京都における令和4年度の相談受理件数は、令和3年度と比較して、一般相談は 2,328 件の増加、4152 電話相談は 13 件の減少となり、総相談受理件数では 2,315 件の増加となっている。(全国の令和4年度件数については令和5年8月現在未発表)

図1 相談受理件数の年度別推移



※令和2年度数値からは特別区児相分を含む

(2) 経路別受理状況

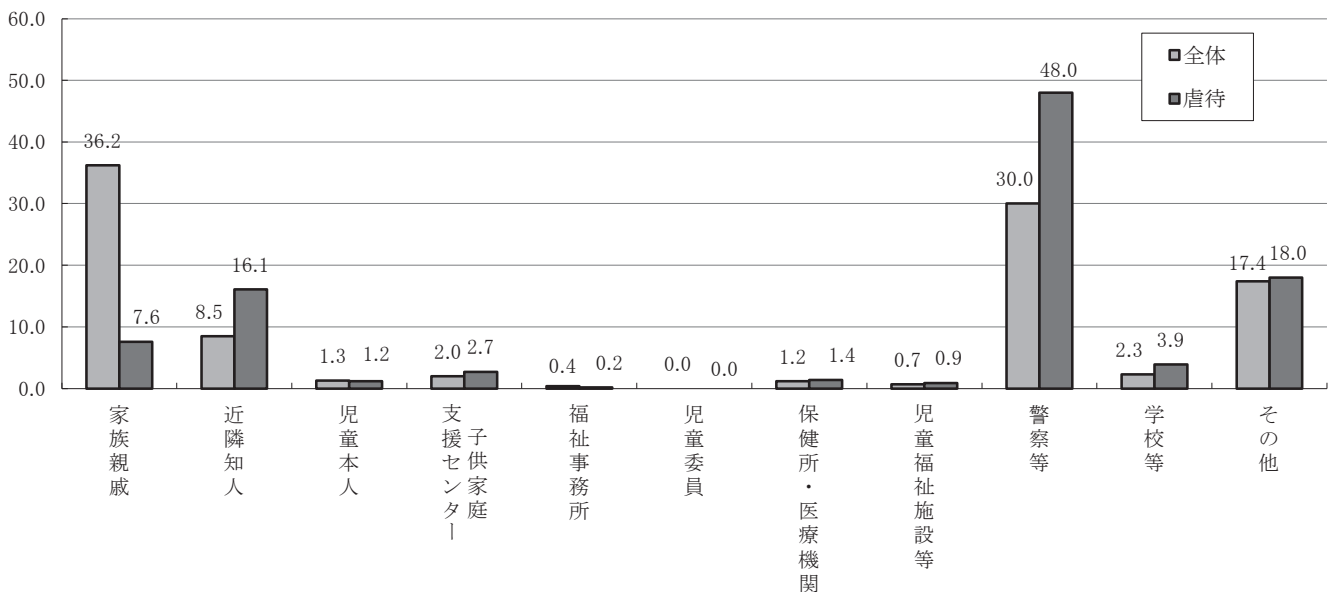
相談経路は、保護者・児童本人または関係者からの相談と、警察等関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所からの送致などがある。このように児童相談所が直接受ける相談のほか、巡回相談（島しょ地域）や電話・文書による相談も受け付けている。

相談経路は家族親戚からの相談が最も多く、令和4年度は36.2%である。しかし虐待相談に限定すると、家族親戚からの相談は7.6%であり、警察等からの通告（48.0%）及び近隣知人からの相談（16.1%）が多い（図2）。

表1 経路別受理件数の年度別推移（件、（ ）内は%）

	家族親戚	近隣知人	児童本人	区市町村	支援センター （家庭）	福祉事務所	児童委員	保健所・医療機関	児童施設等	警察等	学校等	家庭裁判所	その他	合計
平成30年度	18,752 (45.2)	4,318 (10.4)	571 (1.4)	95 (0.2)	1,030 (2.5)	209 (0.5)	27 (0.1)	403 (1.0)	200 (0.5)	8,811 (21.2)	698 (1.7)	304 (0.7)	6,094 (14.7)	41,512 (100.0)
令和元年度	18,149 (40.6)	4,513 (10.1)	686 (1.5)	75 (0.2)	1,130 (2.5)	214 (0.5)	8 (0.0)	444 (1.0)	244 (0.5)	11,226 (25.1)	712 (1.6)	282 (0.6)	7,058 (15.8)	44,741 (100.0)
2年度	18,366 (36.5)	5,763 (11.4)	731 (1.5)	702 (1.4)	1,075 (2.1)	173 (0.3)	16 (0.0)	612 (1.2)	294 (0.6)	13,486 (26.8)	1,039 (2.1)	304 (0.6)	7,783 (15.5)	50,344 (100.0)
3年度	20,017 (37.3)	5,765 (10.7)	765 (1.4)	375 (0.7)	1,109 (2.1)	241 (0.5)	22 (0.0)	859 (1.6)	298 (0.6)	14,675 (27.3)	992 (1.8)	326 (0.6)	8,251 (15.4)	53,695 (100.0)
4年度	20,257 (36.2)	4,748 (8.5)	704 (1.3)	136 (0.2)	1,147 (2.0)	241 (0.4)	10 (0.0)	649 (1.2)	407 (0.7)	16,805 (30.0)	1,313 (2.3)	309 (0.6)	9,284 (16.6)	56,010 (100.0)

図2 相談全体と虐待相談の相談経路の比較（令和4年度）



(注) 虐待相談は相談対応件数

※令和2年度数値から特別区児相分を含む

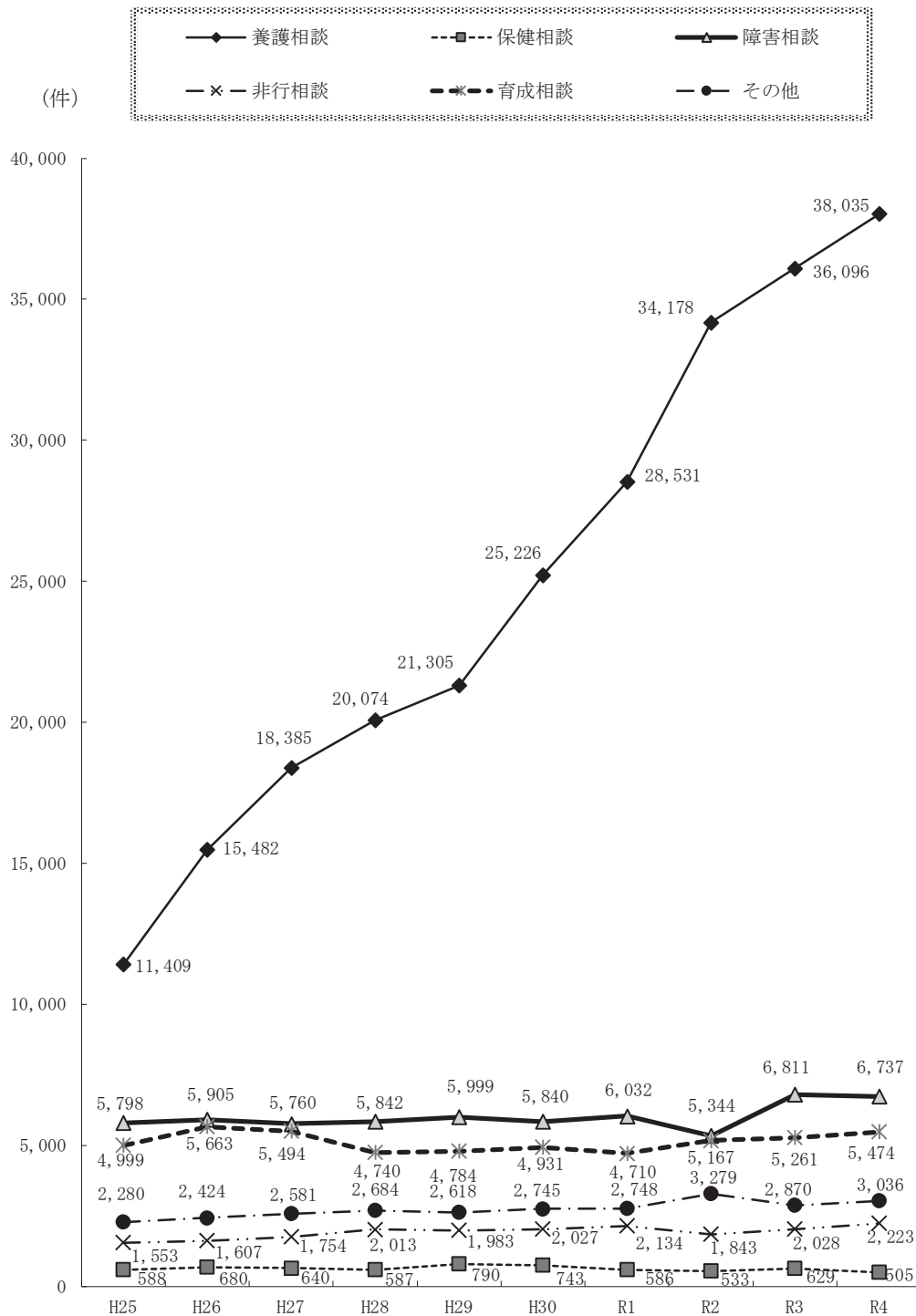
(3) 相談内容別受理状況

最近 10 年間の相談内容別受理件数（4152 電話相談件数を含む。）の推移は図 3 のとおりである。

令和 4 年度は、養護相談受理件数が前年度に引き続き大幅に増加している。養護相談の中でも、特に虐待相談の増加が顕著である。これは、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前 DV）についての警察からの通告の増加や広報やマスコミ報道等により児童虐待への意識が高まったことに伴う通告の増加の影響と考えられる。

また、障害相談及び保健相談が前年度より減少している一方、非行、育成、その他の受理件数は増加している。

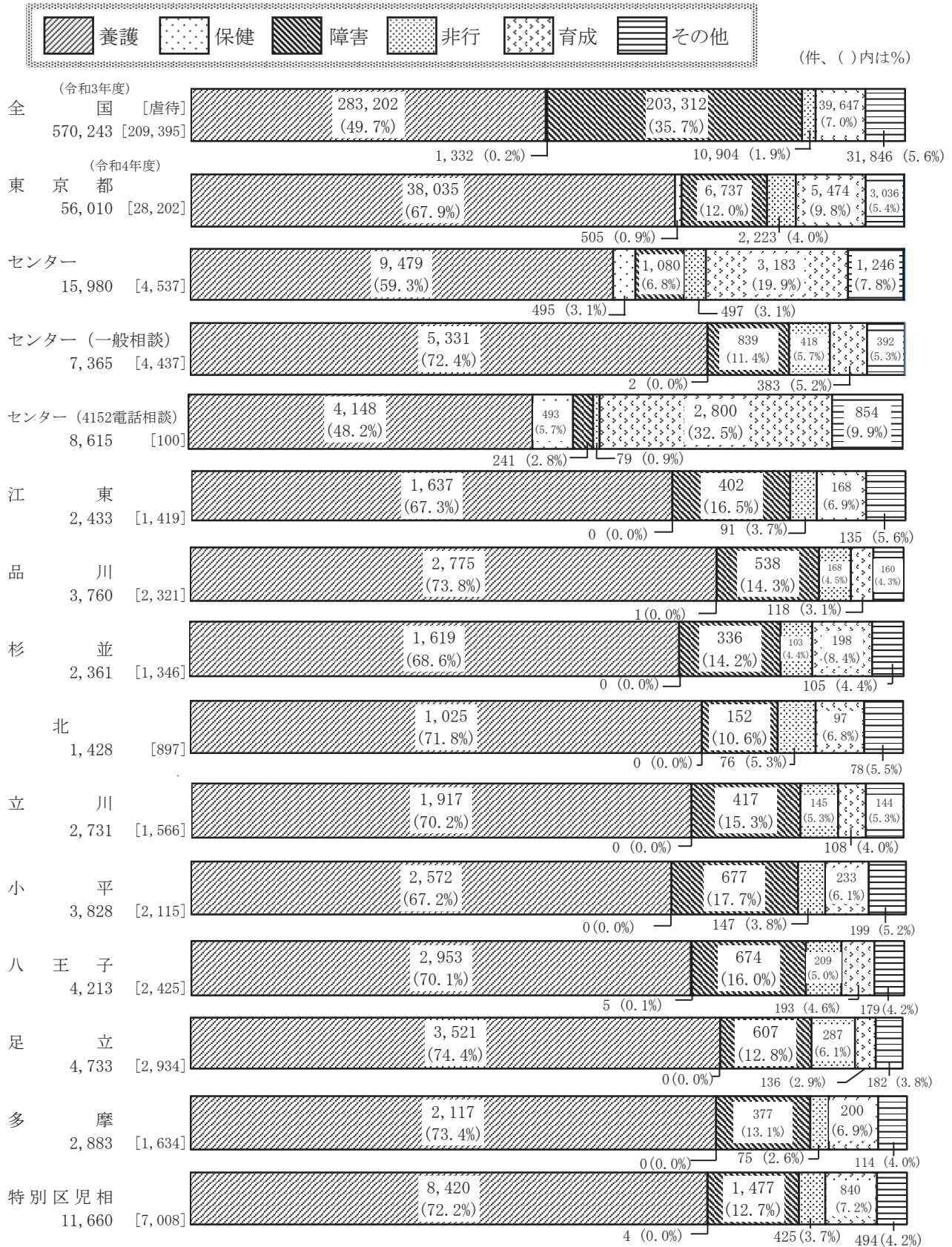
図 3 相談内容別受理件数の年度別推移



※令和 2 年度から特別区児相分を含む

令和 3 年度の全国及び令和 4 年度の東京都、特別区各児童相談所の相談内容別構成割合は図 4 のとおりである。

図 4 全国及び東京都、特別区各児童相談所の相談内容別構成割合



(注) 虐待相談は養護相談の再掲である。

(4) 男女別受理状況

令和4年度に受理した相談の男女別件数は次のとおりである。

全体的に男児についての相談が多いが、特に男女差が大きいのは障害相談である。

表2 男女別相談受理状況

(件)

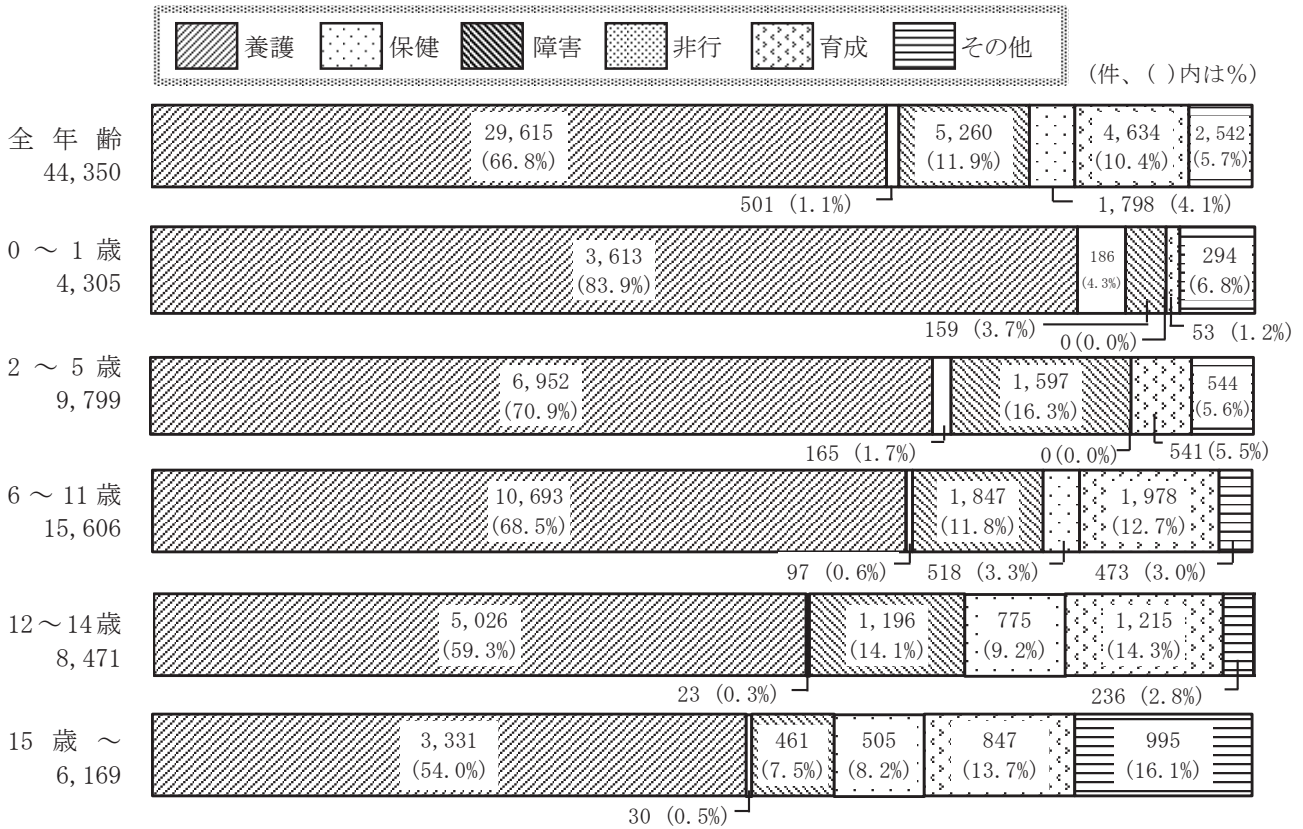
	合計	男	女
養 護 相 談	29,615	15,603	14,012
保 健 相 談	501	279	222
障 害 相 談	5,260	3,623	1,637
肢 体 不 自 由 相 談	86	52	34
視・聴覚・言語相談	12	5	7
重症心身障害相談	45	24	21
知的障害相談	4,920	3,397	1,523
ことばの遅れ相談	0	0	0
発達障害相談	197	145	52
非 行 相 談	1,798	1,130	668
盗  み	453	316	137
粗  暴	418	356	62
不  良  交  友	36	11	25
家  出  ・  外  泊	422	106	316
薬  物	4	3	1
放  火	49	45	4
性  的  非  行	173	125	48
金  品  持  出	118	79	39
そ の  他	125	89	36
育  成  相  談	4,634	2,762	1,872
不  登  校  相  談	546	298	248
怠  学	77	47	30
登  校 ( 園 ) 拒 否	391	210	181
そ の  他	78	41	37
夜  遺  尿	6	4	2
習  癖	206	130	76
わ が ま ま	1,013	638	375
落  着  な し	256	178	78
臆  病	73	42	31
孤  立	404	220	184
適  性  相  談	1,025	627	398
ことばの遅れ相談	0	0	0
そ の  他	1,105	625	480
そ の  他 の  相  談	2,542	1,403	1,139
合  計	44,350	24,800	19,550

(5) 年齢別受理状況

児童相談所が令和 4 年度に受理した相談件数を、児童の年齢層別に相談内容別構成割合を示したのが図 5 である。

この図を見ると、年齢層によって相談内容の割合に違いはあるものの、各年齢層とも一番大きな割合を占めているのは養護相談である。

図 5 年齢別の相談内容別構成割合



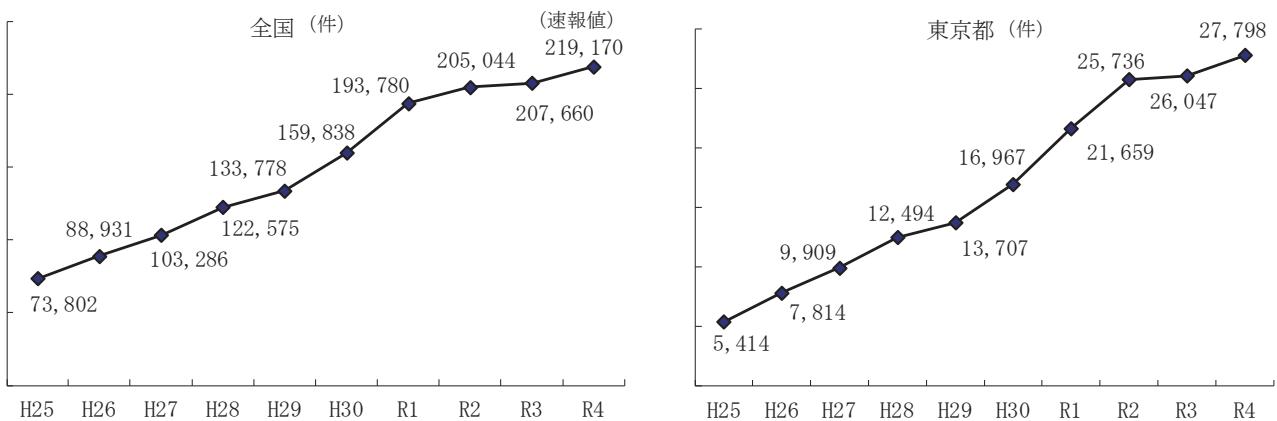
(6) 児童虐待の対応状況

① 児童虐待相談状況

《Ⅲ 統計資料 P 86～87》

虐待相談対応件数は、図 6 のとおりである。全国及び東京都においては年々増加している。

図 6 児童相談所における虐待相談対応件数の年度別推移



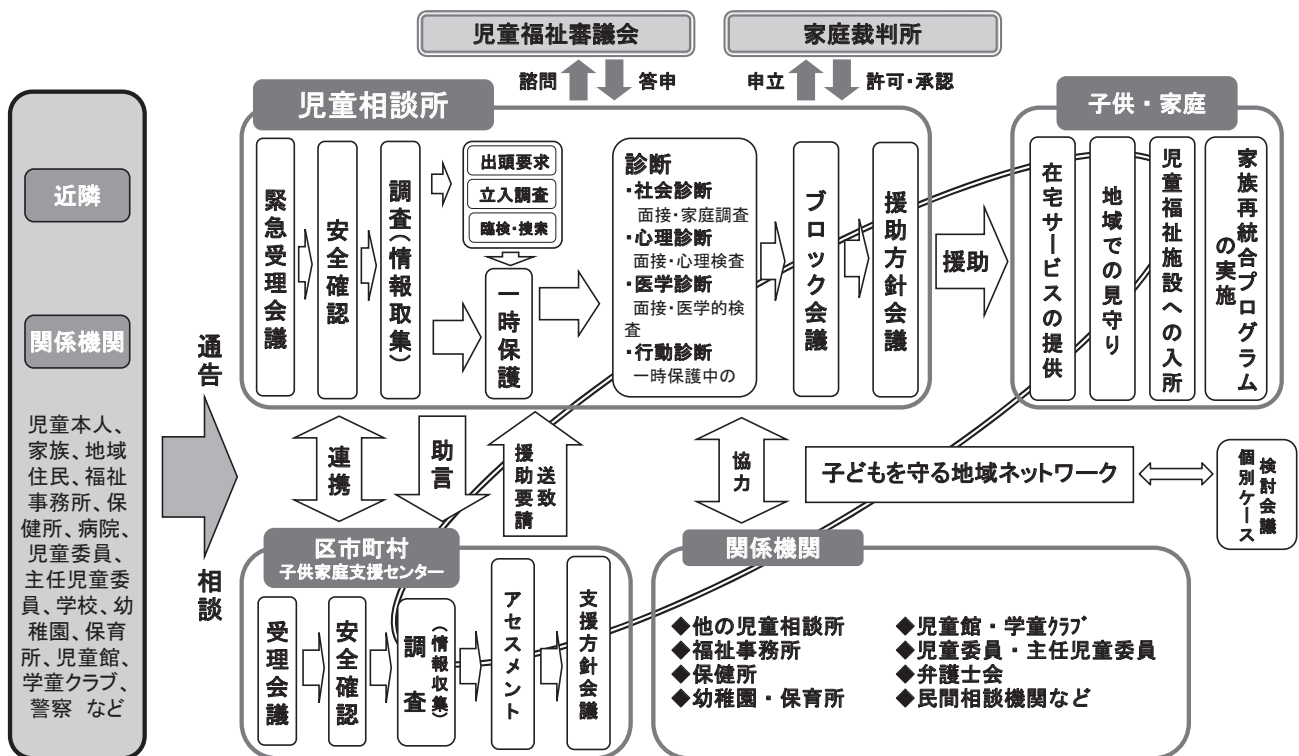
\* 令和 2 年度数値から特別区児相分を含む

## ② 児童虐待に対する児童相談所の対応

子供への虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に多大な影響を与えると共に、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害である。子供への虐待の予防や虐待の問題を解消するための援助は一つの機関や職種のみではなしえない。このため、児童相談所、子供家庭支援センター、学校、保育園、保健所・保健センター、警察、児童委員等の関係機関による要保護児童対策地域協議会等を通して、共通の認識のもとに関係機関の特性を活かした役割分担による連携協力体制を確立し、予防や支援にあたっている。

児童相談所が虐待の通告・相談を受けたときは、「緊急受理会議」を開催して緊急性の判断を行い、調査方針、調査対象機関等を決定するとともに子供の安全確認の具体的な方法を決定し、通告後 48 時間以内の家庭等への訪問や関係機関との連携等により児童の安全確認を実施し、その後虐待発生に至る様々な要因についての各種診断を行い、援助方針を検討する。

図 7 児童虐待相談に対する児童相談所の対応



虐待の通告内容、訪問・調査結果等から、緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は、一時保護等により児童を保護する。子供の安全確認・確保ができない場合は、警察署長に援助を求め、児童福祉法第 29 条及び虐待防止法第 9 条により「立入調査」を行う。また、状況に応じて「出頭要求」、「臨検・捜索」等を行う。

平成 30 年 4 月より、児童福祉法の改正に伴い 2 か月を超えて一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、児童相談所長は 2 か月を超える時点ごとに家庭裁判所に承認を得なければならないこととなった。

保護した児童について、児童養護施設等への入所措置や里親委託が必要と認められる場合で、保護者の同意が得られないときは、児童相談所長は家庭裁判所に、児童福祉法第 28 条により施設入所措置等をとるための承認を求めて、家事審判の申立てを行う。施設入所措置等が適当と判断されたものについては 2 年間を限度として承認され、その後も入所等が必要な場合には更新手続きを取るようになる。



### ③ 児童虐待等に対する児童相談所の取組み

#### (7) 児童相談所体制強化

平成 12 年の児童虐待防止法の施行以後、児童福祉司を増員するとともに、困難なケースに的確かつ効率的に取り組むためにチーム制を導入するなど、体制の強化を図ってきた。主な取り組みは次のとおりである。

表 3 児童相談所体制強化の取組み

取組み	概 要	開始時期
児童福祉司の定員増	令和 5 年 458 人、令和 4 年 422 人、令和 3 年 386 人、令和 2 年 350 人、平成 31 年 315 人、平成 30 年 273 人、平成 29 年 250 人、平成 28 年 227 人、平成 27 年 209 人、平成 25 年 196 人、平成 23 年 183 人、平成 21 年 172 人、平成 18 年 159 人、平成 17 年 149 人、平成 16 年 138 人（定員ベース）	
児童心理司の定員増	令和 5 年 229 人、令和 4 年 208 人、令和 3 年 187 人、令和 2 年 164 人、平成 31 年 141 人、平成 30 年 117 人、平成 29 年 104 人、平成 28 年 91 人、平成 26 年 78 人、平成 24 年 65 人、平成 19 年 54 人（定員ベース）	
児童虐待ケース援助作業委員会の実施	児童相談所の職員のほか地域の関係機関、医師や弁護士など所長が必要と認める者を構成員として、児童相談所で受理した事例のなかで、困難な虐待事例について取組み方針を策定し、虐待ケースへの指導・援助活動を行う作業委員会を実施	平成 8 年 7 月
児童虐待カウンセリング強化事業の実施	虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等の医師を登録し、保護者等へのカウンセリングを各児童相談所で実施	平成 13 年度
一時保護所へ心理職員の配置	一時保護された子供の行動観察や心のケアを行うために、各一時保護所へ非常勤心理職員を配置	平成 13 年 10 月
協力弁護士制度の実施	困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士（令和 4 年度 59 名）を登録、そのうち各児童相談所に非常勤弁護士を配置	協力弁護士 平成 13 年度 非常勤弁護士 平成 16 年度
虐待対策班の設置	児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置	平成 15 年度
通年開所の実施	土、日曜日、祝日（年末年始を含む）に対応する通年開所窓口を設置	平成 16 年 2 月 7 日
一時保護所へ学習指導職員の配置	一時保護所等の入所児童のために学習指導を実施	平成 16 年度
協力医師制度の実施	虐待ケース等で法医学等を専門とする医師等にセカンドオピニオン等を依頼するための協力医師を登録する	平成 18 年度
児童福祉相談専門課長の配置	困難対応事例の支援、人材育成、関係機関等との連携等を実施（平成 20 年度に児童相談センターへ副参事として配置、平成 31 年度より各所への配置を開始）	平成 20 年度
医療連携専門員の設置	保健、医療面に関する相談、指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置	平成 24 年度
虐待対応強化専門員の設置	虐待対応力の強化を図るため、都道府県警察の生活安全部門等で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置	平成 24 年度
児童福祉・児童心理相談業務指導員の配置	児童相談所において培った経験を活用し、児童相談所職員等を対象とした研修対応、地域の児童相談所への支援及び支援を通じて把握した実情を基にした研修企画に当たっての助言等を行う	平成 25 年度
家庭復帰担当司の設置	家庭復帰段階の業務の一部を担う家庭復帰担当司を原則専任で配置し、地区担当司や家庭復帰支援員等と協働することにより、円滑な家庭復帰に寄与する。	平成 27 年度
児童相談業務事務員（司クラーク）の設置	児童記録等の入力補佐、関係機関からの照会対応等、児童福祉司・児童心理司に関する補佐業務	平成 28 年度



一時保護所常勤心理職の配置	一時保護所非常勤心理職のスーパーバイズを行う	令和元年度
保護課長の設置	一時保護所を設置する地域児童相談所に保護課長を設置	令和4年7月
部長級児童相談所長の設置	一時保護所を併設する地域児童相談所の所長を部長級に格上するとともに、相談援助課長を設置	令和5年度

### (イ) 子供・家族支援等の強化

虐待を受けた子供や、その家族等に対して、さまざまな支援を実施している。

表4 子供・家族支援の強化の取組み

取組み	概要	開始時期
家族再統合のための援助事業	被虐待で児童養護施設等の施設に入所中及び養育家庭に委託中の児童と、その保護者に対して、家庭復帰を含めた家族再統合を目指して、グループ療法を主体とする支援を実施している。	平成14年6月
家庭復帰促進事業	児童虐待などにより施設等に入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置、平成27年からは、家庭復帰担当児童福祉司を各所に配置している。	平成15年度
関係機関支援事業	被虐待児童の入所が増大している児童養護施設等の施設を支援するために、治療的・心理療法的な援助に関する研修を実施している。子供家庭支援センターの職員も対象としている。	平成23年度

### (ウ) 地域・関係機関との連携

平成16年10月に児童虐待の防止等に関する法律の改正法が、平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、関係機関等の役割分担と連携のもと、地域全体で子供に係わる相談に対応していく体制とすることが明確化される中、次のような連携を実施している。

#### a. 関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、学校、警察、家庭裁判所等と連絡会等を開催している。

#### b. 民間相談機関との連携

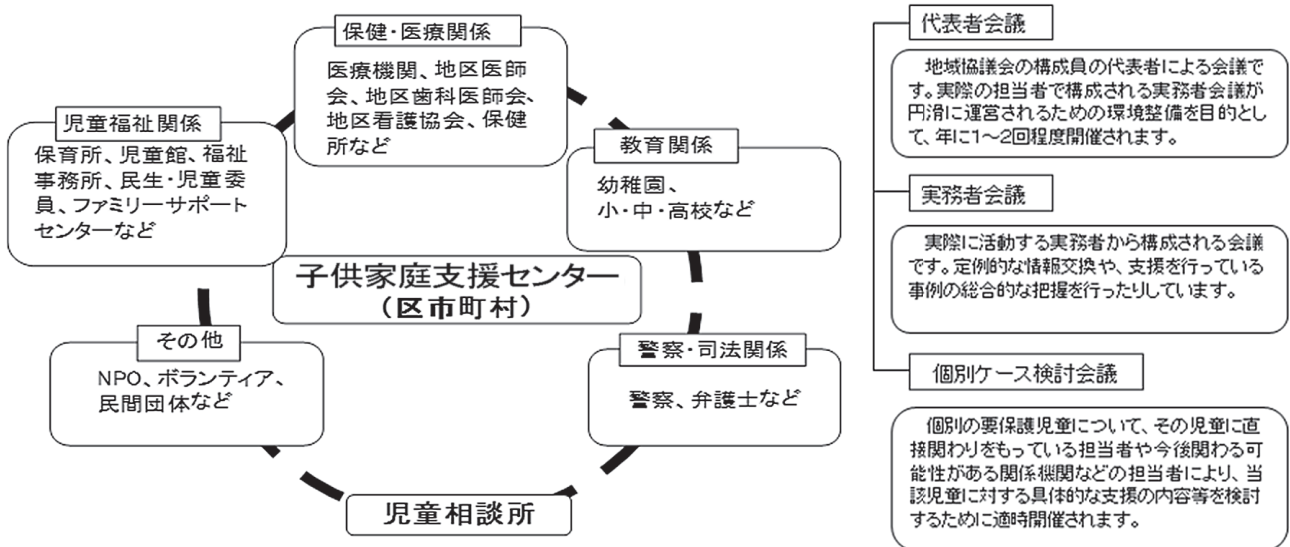
複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、平成12年11月に社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と、平成16年6月に社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」とそれぞれ協定書を締結した。

#### c. 要保護児童対策地域協議会

平成17年4月施行の改正児童福祉法により、虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行うため、関係機関等による地域協議会を設置することとなった。この協議会は、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携し、保護を要する子供をいち早く発見、保護しようとするもので、児童相談所も構成員として、関係機関との連携・協力を行っている。

東京都では、平成21年度に、島しょも含めて62区市町村すべてで要保護児童対策地域協議会（または虐待防止地域ネットワーク会議）が設置された。

図8 東京都要保護児童対策地域協議会の構成（区市町村）



**d. 地区連絡協議会**

東京都では、全区市町村を対象として、児童委員・児童相談所・学校・子供家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会（四者協）を毎年1回実施している。

**e. 地域支援体制の強化**

平成23年4月より、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロックチームは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、区市町村関係機関への支援を行うこととした。また、地域に根ざした養育家庭の開拓・委託、社会的養護の場で生活する児童の家庭復帰支援についても、それぞれ児童福祉司及び非常勤職員を配置して取り組んでいる。

**f. 東京ルールの改定**

児童虐待相談等に適切に対応するため、子供家庭支援センターと児童相談所が相互に共通理解のもと、平成26年5月に東京都の実情に合った円滑な連絡・調整のためのルールを改定した。更に令和元年10月に区市町村送致や指導委託を盛り込む改正、令和3年7月にリスクアセスメントシートの項目等の改正を行った。

**g. 共有ガイドラインの発行**

「東京ルール」に基づく連携・協働をより円滑に行えるよう、都及び区市町村の職員が共同で検討の上、平成27年6月に、「東京ルール」の内容を解説し、補足事項を説明するガイドラインを発行した。更に令和元年10月及び令和3年7月に改定した。

**h. 島しょ巡回相談**


大島支庁管内、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内の9町村11島への定期的巡回相談（年1～2回）を行っている。離島という環境を考慮し、関係機関との連携も含めて重点的に支援している。

**(イ) 児童虐待防止の啓発**

児童虐待防止啓発のためのパンフレットやリーフレットの作成・配布をはじめ、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」においては、児童虐待防止啓発イベントの実施等、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するために、集中的な広報・啓発活動を行っている。

**(ロ) 被措置児童等虐待相談窓口の設置**

施設などに入所している児童の権利擁護のため、職員等から虐待を受けた児童本人からの相談や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対応する電話相談窓口を設置している。

相談窓口	東京都児童相談所	よいこに電話相談室	子供の権利擁護 専門相談事業 (東京子供ネット)	児童福祉審議会 (被措置児童等の虐待 相談窓口)	親のための 相談LINE
連絡先	各児童相談所の電話番号 (P3～4 参照)	よいこに 03-3366-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036	はなして みなよ 0120-874-374	しんばい しなくていいよ 0120-481-479	
相談受付時間	関係機関の方や、現在東京都児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は、 夜間緊急連絡ダイヤル 03-5937-2330で対応 (平日夜間(午後5時45分以降)、 土曜日・日曜日・祝日(年末年始を含む))	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後11時 (受付は午後10時30分まで) 土曜日・日曜日・祝日 (年末年始を含む) 午前9時～午後5時

### 【児童相談所虐待対応ダイヤル「189 (いちはやく)】

虐待かもと思った時などに、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号。24時間、365日、対応している。(通話料は無料)  
児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783 (いちはやく・おなやみを)」も利用できる。(通話料は無料)

《Ⅲ 統計資料 P79、P84～85》

### (7) いじめに関する相談状況

いじめに関する相談には、主訴はいじめとしているが、不登校・性格行動に関するものも含まれる。いじめは、いじめを受ける原因を把握し、心理診断を行なった上で援助を決定する。児童によっては児童相談所への通所による指導(継続指導)を行っている。

表5 いじめ相談年度別件数

(件)

件数	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
	総数		46	54	20	19
一般相談		7	10	2	0	1
4152電話相談		39	44	18	19	29

### (8) 不登校(園)相談の状況

児童相談所で受け付けた不登校(園)については、表6のとおりである。

児童福祉司が保護者や児童と面談を行うほか児童心理司による心理診断を行ったうえで援助方針を決定し、児童相談所への通所による個別又は集団指導(継続指導)やメンタルフレンドの派遣、関係機関への紹介、児童相談センターでの治療指導事業等を行っている。

表6 不登校相談受理件数

(人)

年度	内容	不登校(園)相談			
		計	怠学	登校(園)拒否	その他
平成30年度		604	101	368	135
令和元年度		519	70	337	112
2年度		415	68	268	79
3年度		494	73	340	81
4年度		546	77	391	78

※その他は家庭環境等を原因とする長期欠席児童の相談である。

表 7 小学校・中学校児童生徒長期欠席者数（年度間 30 日以上）（人）

	小学校					中学校				
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他
平成29年度	1,975	0	3,229	-	1,705	2,152	0	9,975	-	809
30年度	2,129	1	4,394	-	1,494	2,273	0	11,235	-	928
令和元年度	1,992	0	5,318	-	1,837	2,249	2	12,333	-	944
2年度	2,053	0	6,411	2,742	2,155	2,356	2	12,628	793	769
3年度	2,501	0	8,074	7,617	4,423	3,299	0	15,187	2,833	2,185

※令和4年度については令和5年8月現在未発表

出典：（平成26年度まで）「学校基本調査速報」東京都総務局統計部人口統計課  
 （平成27年度） 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省  
 （平成28年度から）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

### (9) 触法少年の送致

触法少年に係る事件について警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すことが適当と思料する時には、児童相談所に送致することとされている。

[触法事件送致事案の対応状況]

#### ① 触法送致件数

令和4年度中に、警察から児童相談所に送致された事件は、16件であった。男女比では、男子16名(100%)、女子0名(0%)であった。事件発生時の年齢では、9歳2名(12.5%)、11歳2名(12.5%)、13歳12名(75%)であった。

重大事件については、1件の送致があり、触法行為については、強制性交罪となっている。非重大事件では、15件の送致があり、触法行為については、強制わいせつ、準強制わいせつ、恐喝、脅迫、建造物等以外放火、建造物等以外失火、銃砲刀剣類所持取締法違反、傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反、住居侵入、窃盗等であった（重複含む）。

#### ① 送致種別

- ・身柄送致 0件
- ・身柄通告後送致 7件 (重大事件1件、非重大事件6件)
- ・書類送致 9件 (非重大事件9件)

#### ② 一時保護の状況

- ・一時保護あり 9件 (重大事件1件、非重大事件8件)
- ・一時保護なし 7件 (非重大事件7件)

#### ③ 家裁送致の状況

- ・家裁送致あり 8件 (重大事件1件、非重大事件7件)
- ・家裁送致なし 8件 (非重大事件8件)

(10) 外国人の相談状況

児童福祉法には、国籍の要件はない。国籍の有無に関わらずすべての児童に等しく児童福祉法が適用される。しかし、児童相談所についての情報の外国人居住者への周知、外国人が利用できる体制・条件の整備の面ではまだ不十分な点もある。

東京都では、児童又は親の少なくとも1人が外国人である相談を「外国人ケース」として、その相談受理状況等を集計し、まとめている。外国人からの相談は、相談者の国の法律・文化・宗教等から援助が難しい事例もあり、その場合は、専門知識を有する児童福祉専門員等からの助言を得て、適切な援助を図っている。また、外国籍児童問題プロジェクトチームによる外国籍児童の相談対応の検討を行った。

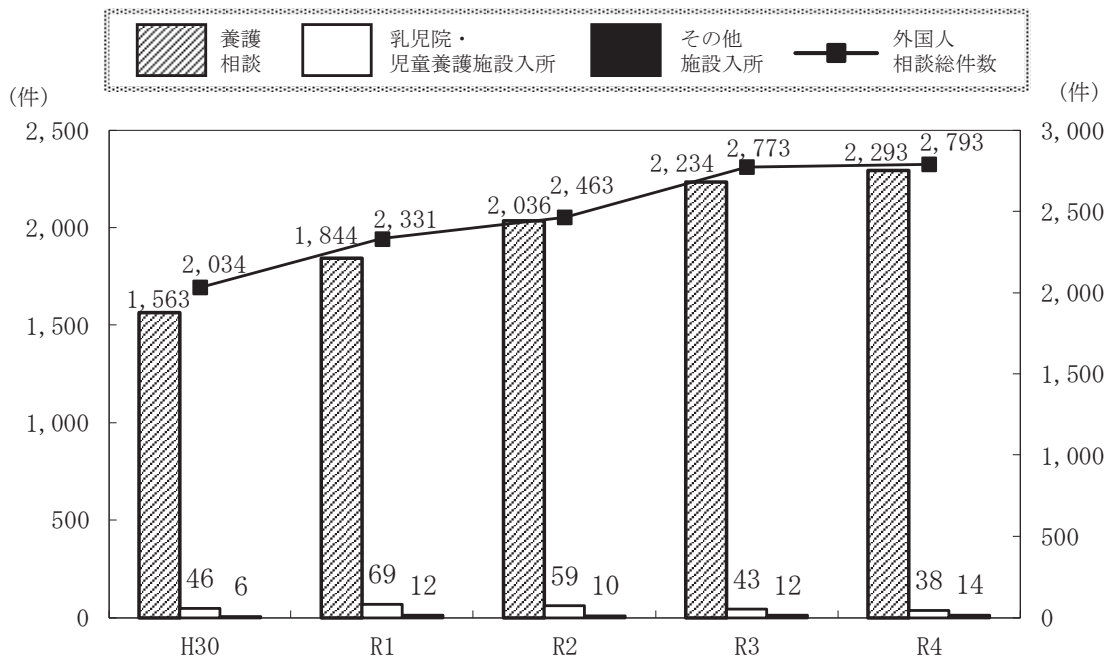
表8は外国人ケースの相談内容別件数の推移及び4152電話相談を除いた一般相談に占める割合を表したものである。外国人の相談のうち最も多いのが養護相談であり、令和4年度は8割程度を占めている。また、外国人ケースが一般相談に占める割合は、毎年6～7%程度である。

表8 外国人ケースの相談内容別件数の推移及び一般相談に占める割合

年度	外国人ケース相談件数（上段：件数、下段：％）							一般相談 件数（件） （4152電話 相談除く）	外国人ケ- スが一般相 談に占める 割合（％）
	合計	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他		
平成30年度	2,034 (100)	1,563 (76.8)	0 (0.0)	219 (10.8)	99 (4.9)	43 (2.1)	110 (5.4)	32,178	6.4%
令和元年度	2,331 (100)	1,844 (79.1)	2 (0.1)	218 (9.3)	112 (4.8)	44 (1.9)	111 (4.8)	36,190	6.4%
2年度	2,463 (100)	2,036 (82.7)	0 (0.0)	186 (7.5)	99 (4.0)	44 (1.8)	98 (4.0)	34,450	7.1%
3年度	2,773 (100)	2,234 (80.6)	0 (0.0)	235 (8.5)	125 (4.5)	68 (2.4)	111 (4.0)	36,612	7.6%
4年度	2,793 (100)	2,293 (82.1)	0 (0.0)	220 (7.9)	110 (3.9)	66 (2.4)	104 (3.7)	35,735	7.8%

図9は、外国人ケースの相談受理件数の推移と、その内の養護相談の件数及び相談の処理に当たって施設入所措置を行ったケースの数を示している。令和4年度を見ると、全相談件数2,793件に対して、施設入所が52件と約1.9%を占めている。

図9 外国人ケースの相談件数等の推移





(11) 4152 (よいこに) 電話相談の状況

電話相談室は、昭和 52 年 5 月、大都市東京における多様な児童相談ニーズに応えるために児童相談センターに設置された。この相談は、電話番号から「4152 (よいこに) 電話相談」と呼び、多くの子育て中の母親等からの相談に応じてきている。

平成 7 年 5 月から子育て支援ニーズの増大等に応えるため、夜間、土、日、祝日の相談を開始した。併せて聴覚言語障害者のための F A X 相談も開始した。

4152 電話相談は、多くが「子育てに関する様々な母親からの相談」である。人間関係の希薄な都会の中で子育てへの孤独や不安を抱えた人からの相談も多く受けており、身近な地域で相談しにくい人の受け皿にもなっている。

・電話相談室の体制

常勤職員 2 名 非常勤電話相談員 15 名によるローテーション勤務

(P 72 子供の権利擁護専門相談事業内の子供の権利擁護電話相談員 3 名及び里親養育専門相談事業 (里親子のサポートネット) の相談員 1 名を含む。)

- ◇相談電話番号 03 (3366) 4152
- ◇聴覚言語障害者用相談 FAX 03 (3366) 6036
- ◇相談日 毎日 (12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- ◇相談時間 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 9 時  
土・日・祝日 午前 9 時～午後 5 時

① 相談者別受理状況

母親からの相談が最も多く 89.7% を占めている。これは母親に育児の負担が集中していることが一因と考えられる。全体の相談件数は概ね横ばい状態であったが、令和元年度以降は減少している。

表 9 4152 電話相談・相談者別受理状況

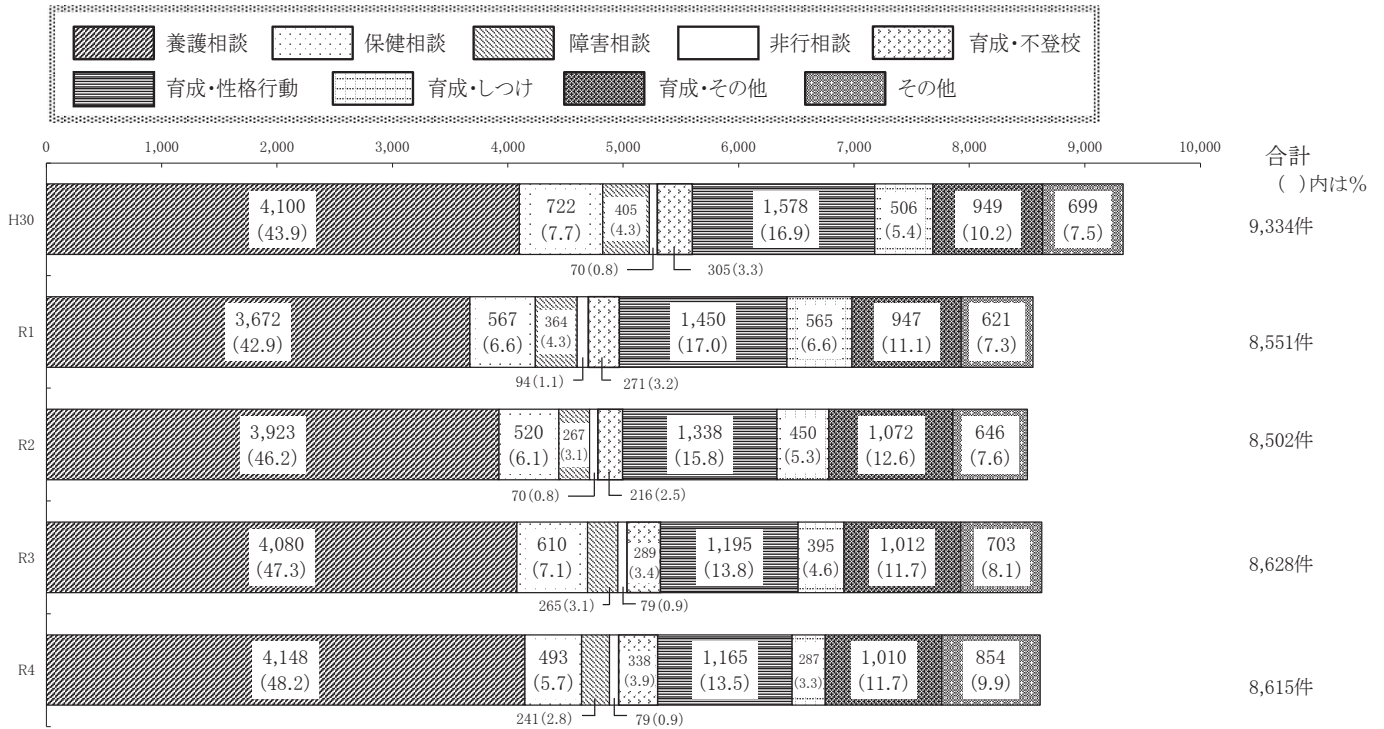
(件、( ) 内は%)

	合計	母	父	本人	祖母	祖父	親戚	近隣知人	学校	その他
平成 30 年度	9,334 (100)	8,328 (89.2)	322 (3.4)	244 (2.6)	144 (1.5)	16 (0.2)	37 (0.4)	119 (1.3)	14 (0.2)	110 (1.2)
令和元年度	8,551 (100)	7,507 (87.8)	339 (4.0)	307 (3.6)	111 (1.3)	11 (0.1)	22 (0.3)	123 (1.4)	19 (0.2)	112 (1.3)
2 年度	8,502 (100)	7,432 (87.4)	323 (3.8)	277 (3.3)	112 (1.3)	11 (0.1)	34 (0.4)	101 (1.2)	38 (0.5)	174 (2.0)
3 年度	8,628 (100)	7,625 (88.4)	288 (3.3)	232 (2.7)	132 (1.5)	7 (0.1)	30 (0.4)	68 (0.8)	10 (0.1)	236 (2.7)
4 年度	8,615 (100)	7,724 (89.7)	288 (3.3)	160 (1.9)	102 (1.2)	12 (0.1)	34 (0.4)	63 (0.7)	10 (0.1)	222 (2.6)

### ② 相談内容別受理件数

相談内容は、「養護相談」に関する相談が最も多く、次いで「育成・性格行動」、「育成・その他」が多い傾向にある。

図10 4152電話相談・相談内容別受理状況



### ③ 相談対応状況

助言で終了する相談が81.0%を占めている。必要に応じて、助言に加え管轄児童相談所や他の専門機関を紹介している。

表10 4152電話相談・相談対応状況  
(件、( )内は%) 《Ⅲ 統計資料P124》

	計	助言	助言紹介	他機関紹介	総相談室電話携	その他
令和4年度	8,615 (100.0)	6,981 (81.0)	1,316 (15.3)	192 (2.2)	8 (0.1)	118 (1.4)

#### ④ 相談所要時間

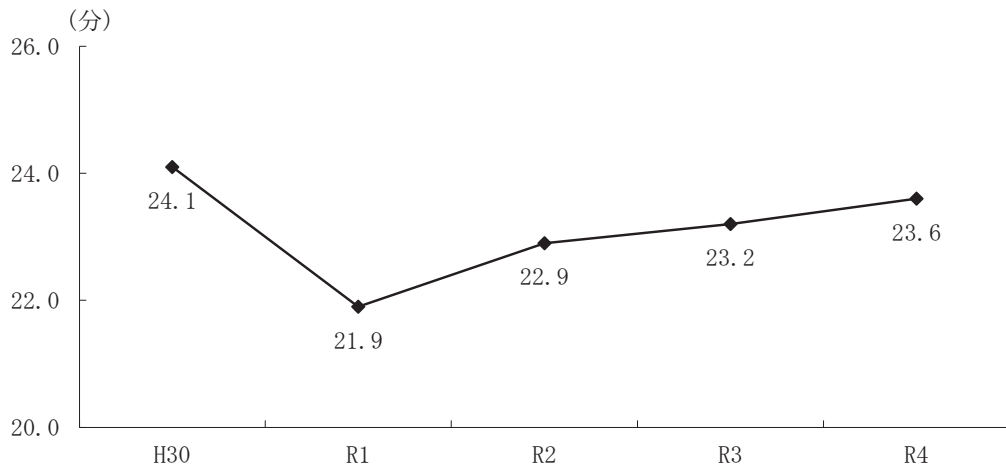
令和4年度の全体平均は23.6分であるが、相談内容により平均所要時間は異なり、障害相談や養護相談などでは相談時間が長くなる傾向がみられる。

表1.1 4.1.5.2 電話相談・平均相談所要時間（令和4年度）

(分)

	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その他	全体 平均
					不登校	性格 行動	育児・ しつけ	その他		
平均 所要 時間	26.0	15.0	30.4	24.8	24.3	25.1	21.2	26.7	9.9	23.6

図1.1 4.1.5.2 電話相談・平均相談所要時間の推移

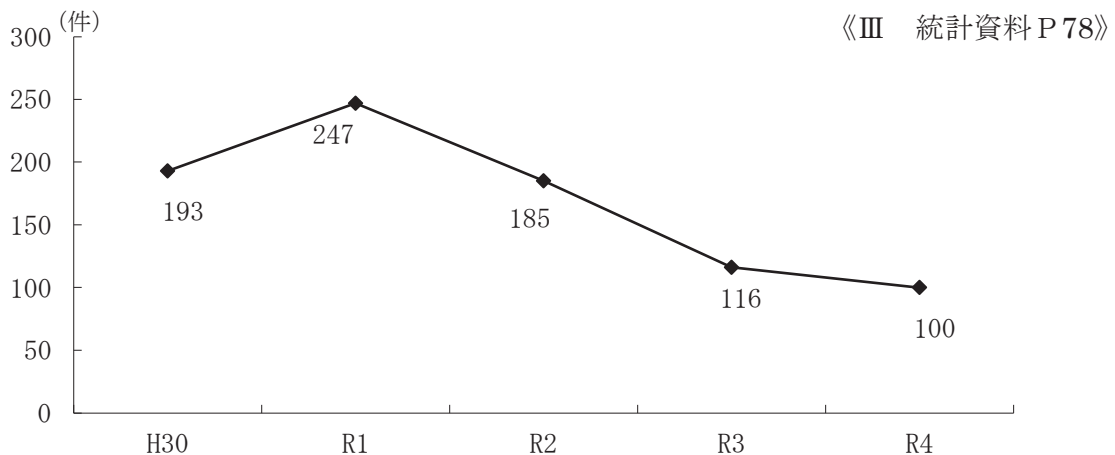


#### ⑤ 虐待の相談

4.1.5.2 電話相談では、「虐待してしまいそう」「イライラして、つい子供を叩いてしまう」という親からの相談や、虐待に発展しそうな悩みを抱えた相談も受けることがある。

相談にあたっては、相談者の気持ちを十分に受け止め、再度の相談を勧めたり、地域の子供家庭支援センターなどの身近な相談機関の紹介等を行ったりして、「電話でなら相談できる」という相談者のファーストコンタクト先としての役割を果たし、虐待防止に努めている。

図1.2 4.1.5.2 電話相談（虐待相談）の推移





2 調査、診断、一時保護状況

(1) 児童福祉司の活動状況（社会診断）

児童福祉司は、担当区域内の児童、保護者からの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、また児童、保護者、関係者等に必要な指導を行っている。

児童福祉司の活動状況は次表のように援助困難児童の増加に伴い、継続ケースの対応が増加している。

表 1 2 新規受付相談調査活動状況

	児童福祉司 定数 (人)	相談受案件数 (件)		調査・指導回数 (上段：回、下段：%)				
			児童福祉司 1人当たり	訪問回数	所内面接	その他	合計	平均回数 (相談1件当たり)
平成 30年度	273	32,178	117.9	143,535 (24.8%)	116,982 (20.2%)	318,442 (55.0%)	578,959 (100.0%)	18.0
令和 元年度	315	36,190	114.9	154,174 (24.7%)	115,288 (18.4%)	355,277 (56.9%)	624,739 (100.0%)	17.3
2年度	350	34,450	98.4	161,117 (22.3%)	160,658 (22.3%)	399,922 (55.4%)	721,697 (100.0%)	20.9
3年度	386	36,612	94.8	163,643 (21.4%)	175,782 (23.0%)	424,114 (55.6%)	763,539 (100.0%)	20.9
4年度	422	35,735	84.7	167,455 (20.7%)	191,055 (23.6%)	449,693 (55.6%)	808,203 (100.0%)	22.6

(注) 4152 電話相談を除く

表 1 3 継続を要する児童等の調査活動状況

(件、( ) 内は%)

	継 続 指 導	児指 童 福 祉 司 等 の 導	児 童 福 祉 施 設	指 定 療 達 支 援 関	里 親 委 託	合 計	措 置 解 除 (再 掲 の)
平成 30年度	38,734 (16.7%)	14,539 (6.3%)	148,712 (63.9%)	221 (0.1%)	30,404 (13.1%)	232,610 (100.0%)	6,243 (2.7%)
令和 元年度	38,861 (13.8%)	43,529 (15.5%)	162,848 (58.0%)	158 (0.1%)	35,483 (12.6%)	280,879 (100.0%)	6,744 (2.4%)
2年度	35,493 (9.1%)	111,653 (28.6%)	199,582 (51.2%)	141 (0.0%)	43,270 (11.1%)	390,139 (100.0%)	7,618 (2.0%)
3年度	30,994 (7.5%)	125,108 (30.3%)	214,895 (52.0%)	106 (0.0%)	42,140 (10.2%)	413,243 (100.0%)	7,079 (1.7%)
4年度	23,606 (6.2%)	116,976 (30.7%)	190,618 (50.0%)	114 (0.0%)	50,090 (13.1%)	381,404 (100.0%)	6,365 (1.7%)

(2) 心理診断・指導状況

心理診断は、児童・保護者との面談、行動観察、各種の心理検査等により心理学的見地から診断と予後の予測、援助内容や方針を立てるために行われる。また、被虐待児童及びその保護者へのカウンセリング、不登校児・引きこもり児童等への継続指導等が行われている。

なお、愛の手帳の相談件数は表 1 4 のとおりであり、令和 4 年度は 3,000 件であった。

図 1 3 相談別心理診断状況（新規診断）

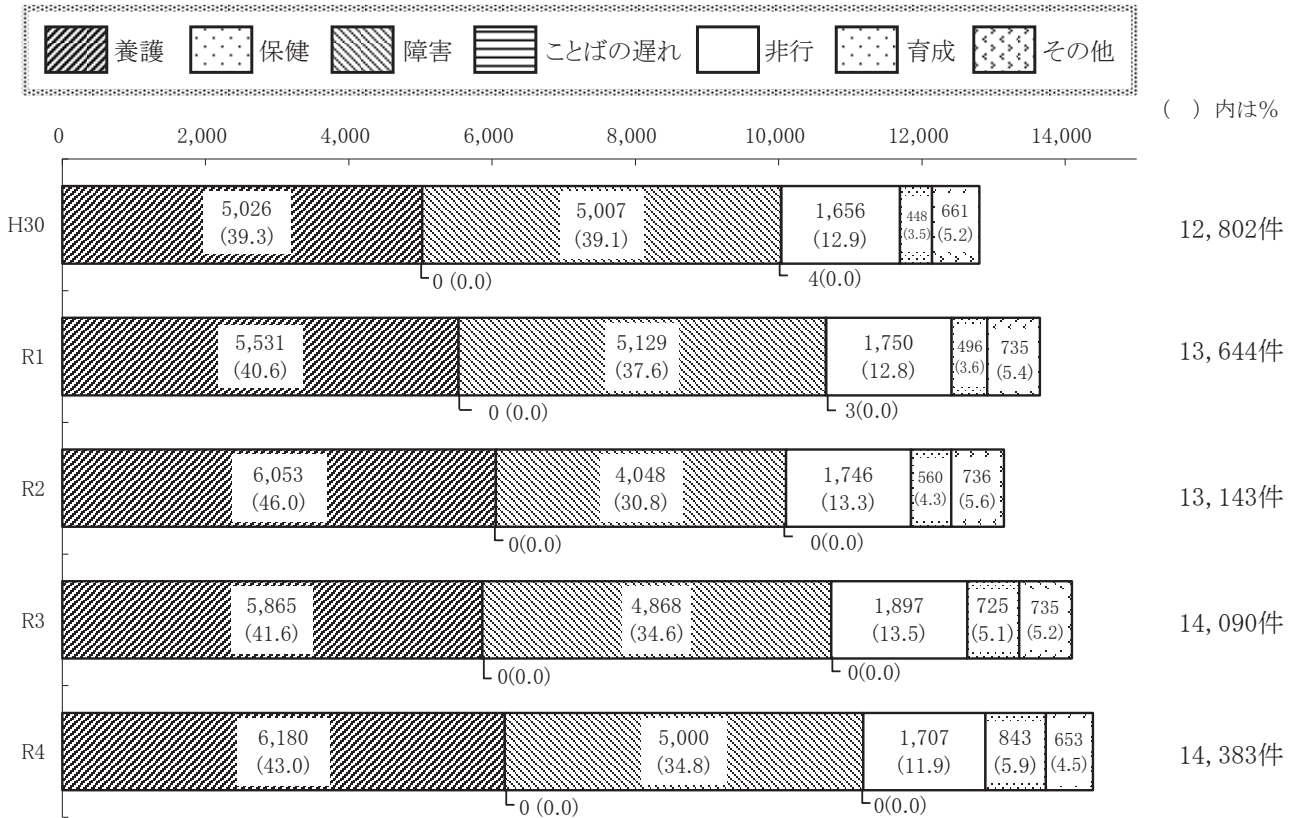


表 1 4 愛の手帳相談件数（令和 4 年度）

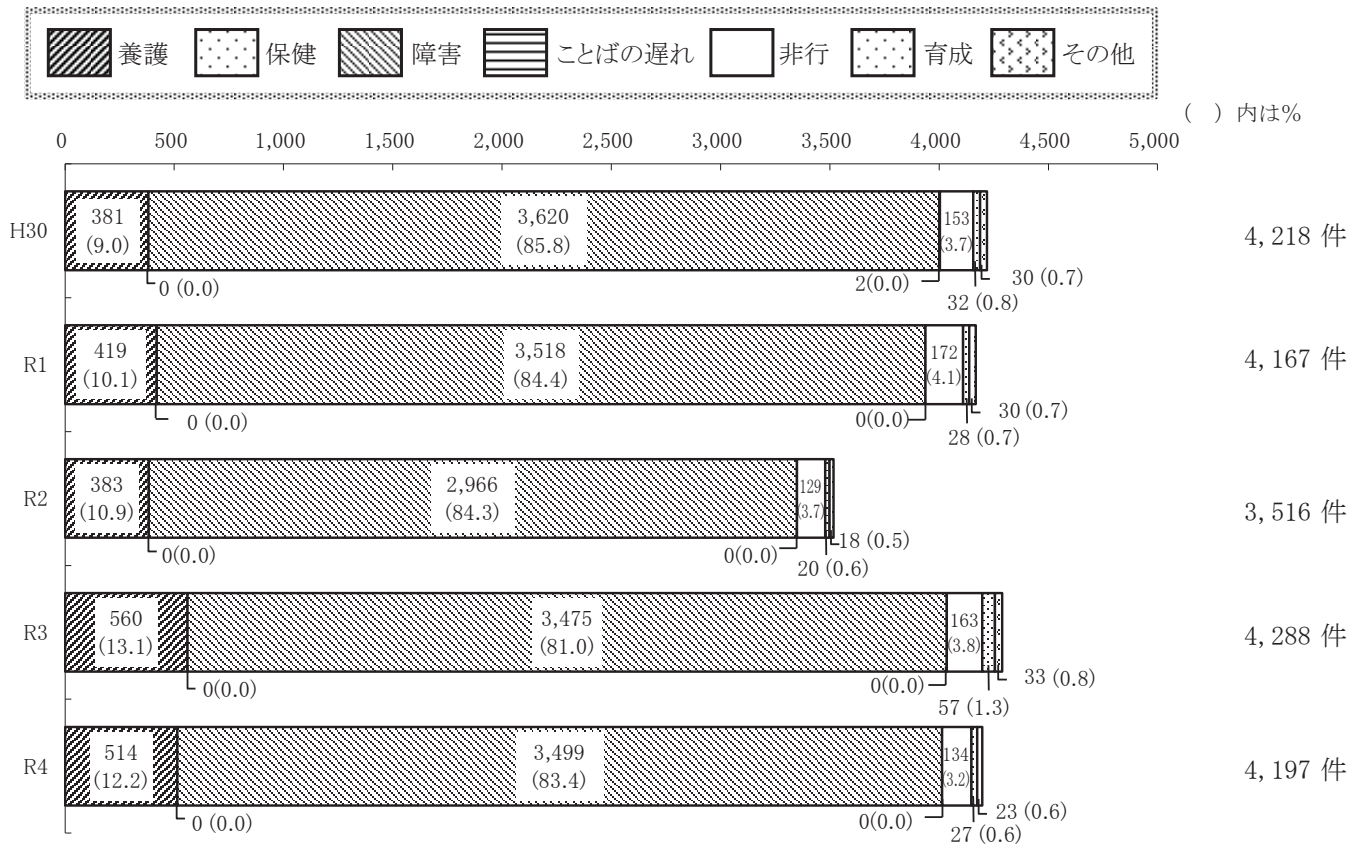
	件数
児童相談センター	474
江東児童相談所	201
品川児童相談所	319
杉並児童相談所	282
北児童相談所	151
立川児童相談所	218
小平児童相談所	431
八王子児童相談所	442
足立児童相談所	347
多摩児童相談所	135
計	3,000

(3) 医学診断状況

令和4年度に医学診断を行ったケース数は、4,197件であり、障害相談に関する診断が3,499件(83.4%)と最も多かった。

医学検査としては、脳波、心電図の電気生理学的な検査、尿・血液等の一般検査、施設入所児童のための検便、血液検査、諸機能検査等がある。

図14 医学診断状況



(4) 一時保護状況

近年急増する一時保護需要に対応するため、東京都は以下のとおり保護所の新設及び拡張に取り組んでいる。

平成 25 年 2 月 児童相談センターを移転し、一時保護所を拡張

平成 25 年 5 月 江東児童相談所に一時保護所を新設

平成 27 年 4 月 立川一時保護所を拡張

平成 27 年 12 月 立川一時保護所（本所）を再開 ※令和 2 年度末で閉所

令和元年 5 月 八王子一時保護所を拡張

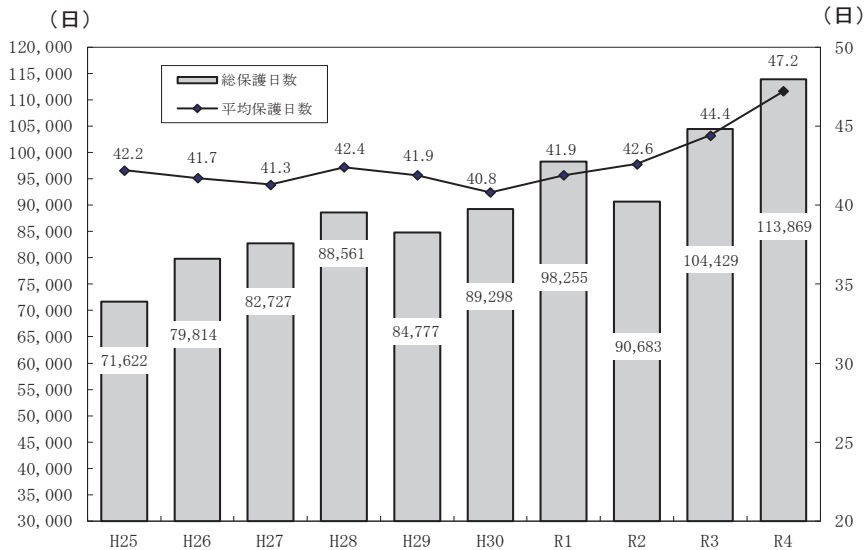
令和元年 7 月 足立一時保護所を拡張

令和 3 年 6 月 児童相談センター一時保護所の拡張及び新宿一時保護所を新設

以上の取組みにより、令和 5 年 7 月 1 日時点の都の一時保護所は 8 箇所（5 児童相談所所管）、定員 250 名となった。

図 1 5 は、年間総保護日数（保護児童の在所延日数の総数）と平均保護日数（退所した児童の平均保護日数）の推移を示したものである。総保護日数は平成 25 年度からの 10 年間で約 59%増加し、平均保護日数は 40 日を超え、令和 4 年度も 47.2 日と長期化の傾向が続いている。

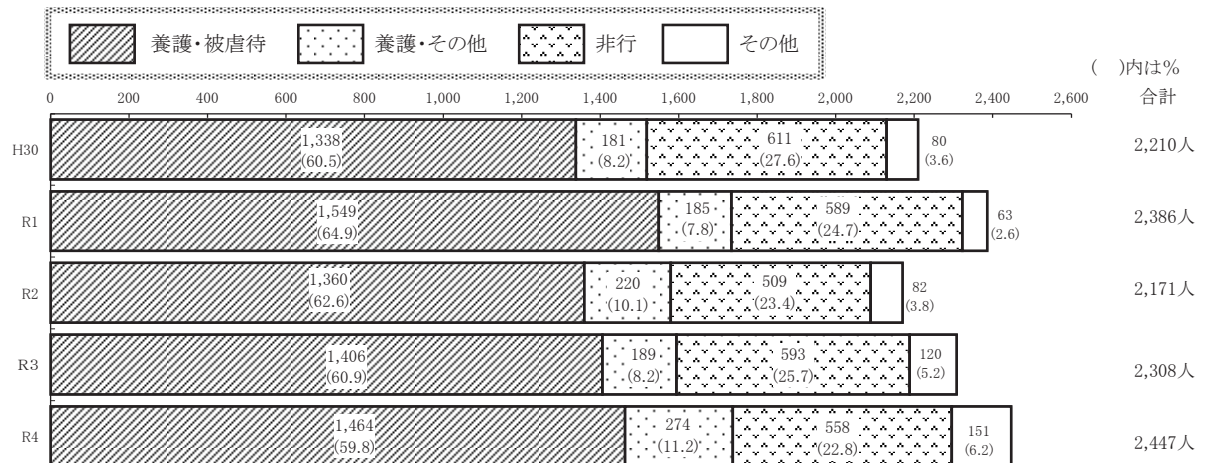
図 1 5 一時保護所・年間総保護日数と平均保護日数の推移



(注) 治療指導課での一時保護件数を含む

図 1 6 は一時保護所に新規に入所した児童の相談内容別の推移を示しているが、被虐待による相談の割合が高く、令和 4 年度は 59.8%であった。

図 1 6 一時保護所・新規入所状況（年度別・相談別）

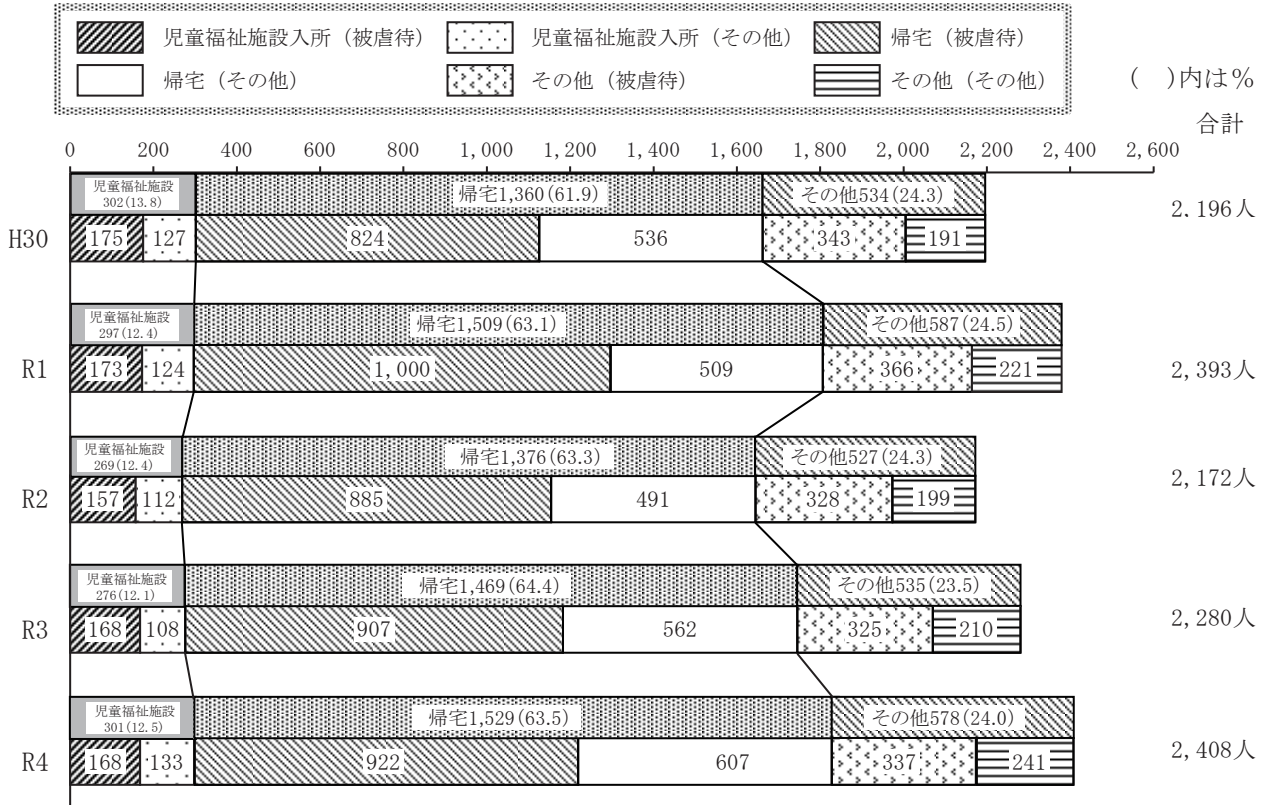


(注) 治療指導課での一時保護件数を含む

一時保護児童の退所先（図17）を見ると、令和4年度の退所者数（退所先別）2,408人のうち、児童福祉施設が301人（12.5%）、帰宅が1,529人（63.5%）、その他が578人（24%）となっている。そのうち被虐待児童の退所数（1,427人）を見ると、児童福祉施設が168人、帰宅が922人、その他が337人となっている。

《Ⅲ 統計資料P112～113》

図17 一時保護所・退所状況（年度別・相談別）



(注) 治療指導課での一時保護件数を含む

一時保護児童の増加と保護日数の長期化に対応するため、①非常勤心理職員の配置（平成13年10月から）②学習指導員の配置（平成16年4月から）③一時保護対応夜間協力員の新規配置（平成22年4月から）④ボランティア（学習・行事）の導入⑤外部学習講師（令和5年4月から）を活用し、生活の充実を図っている。

図18は警察からの身柄通告・送致による保護の割合の推移（身柄送致は、少年法改正により平成19年11月から実施）だが、令和4年度は67.5%となっている。

図19はその相談内容の内訳だが、非行と被虐待を合わせた割合は80%を超えている。

なお、令和4年度の身柄送致件数は1件である。

図18 新規入所における身柄通告及び身柄送致の割合

(保護所間の移送を含む)

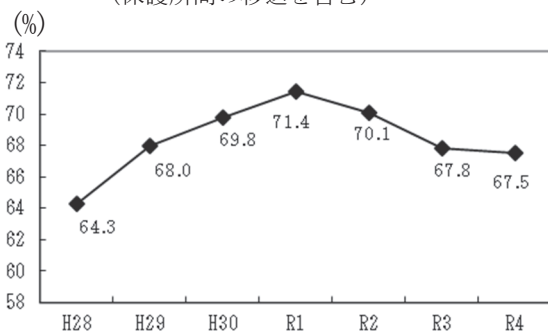
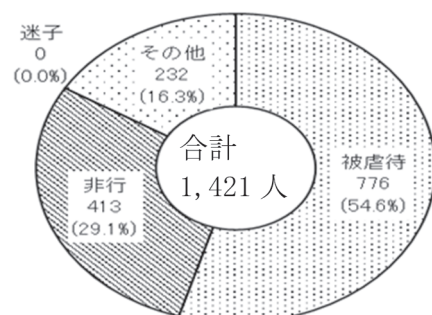


図19 身柄通告及び身柄送致による保護の相談別内訳 (P113 ⑤)

(保護所間の移送を含まない)



\* 保護所間の移送を含む数は1,654件

**(5) 一時保護委託**

子供の一時保護は、児童相談所の一時保護所において行うほか、子供の状況によって、適切な場所に一時保護を委託できる。

子供の主な委託先としては、児童養護施設・乳児院・里親・障害児施設・病院等である。

一方、一時保護需要に対応して、一時保護委託も増加傾向にあったが、令和4年度は1,049名と、令和3年度の1,367名よりも減少している。

**3 治療指導の状況**

**(1) 治療指導**

《Ⅲ 統計資料 P116～117》

① 目的

**(7) 情緒障害児童等への援助**

虐待による心の傷（PTSD・解離症状、愛着障害など）、緘黙、不登校、家庭内暴力、乱暴、低年齢の非行など、情緒的問題や行動上の問題で不適応にある児童とその保護者に対して、医療・心理療法・生活療法・生活指導・学習指導・家族療法など、多領域のスタッフが一体となり、集中的にかかわることで状態の改善を目指す。

**表 1 5 情緒障害児等の宿泊治療指導等実績**

			平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	
情緒障 害児等	実人数		86	69	45	47	55	
		主訴	不登校	23	14	3	5	2
			性行	63	55	42	42	53
			その他	0	0	0	0	0

**(4) 児童養護施設・養育家庭の支援**

児童養護施設や養育家庭に措置している児童で、施設や学校等で不適応にある児童に対して、宿泊での多面的なアセスメントを行い、その後の処遇を支援する。

**表 1 6 施設不適応短期宿泊等実績**

			平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	
施設 不適応	実人数		51	58	43	45	54	
		対象者	幼児	0	1	1	0	0
			小学生	35	33	33	27	36
			中学生	16	24	9	18	18
		主訴	不登校	2	0	1	1	0
			性行	49	58	42	44	54

② 指導内容・方法

治療指導は、子供のニーズにあわせて、宿泊や通所を柔軟に組合せて行う。宿泊は12週、通所は半年を目安とし集中的な取り組みを実施する。

**(2) 被虐待児童の一時保護（平成9年度より実施）**

虐待を受けた学齢児童で、情緒面での専門的援助が必要な場合、治療指導課で一時保護を行う。



平成 16 年度からは、家庭引取りを予定している一時保護児童に対する家族のアセスメントや支援、養育家庭委託措置を予定している児童へ交流の段階からの支援を行っている。

表 1 7 被虐待児童等の一時保護実績

		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
一時 保護	実人数	68	99	54	64	45
	在宅	46	48	21	29	16
	児童養護施設	10	24	16	16	12
	養育家庭	2	2	1	0	0
	児童自立支援施設	0	2	2	0	0
	その他	2	11	7	9	8
	次年度継続	8	12	7	10	9

### (3) 家族再統合のための援助事業（平成 14 年度より実施）

各児童相談所からの依頼を受け、「被虐待により分離中の子供と一緒に暮らす予定の家族」「被虐待により分離後家庭復帰した子供とその家族」を対象に、以下のグループ心理療法を実施。常勤の職員と外部スタッフ（精神科医、心理、グループ指導員）が協働してグループを運営する。尚、④⑤については、被虐待が主訴のケースのみでなく、関係形成の難しい親子（養育家庭を含む）や、発達障害等の問題があり、虐待のリスクがある家庭についても対象とする。

#### ① 家族合同グループ心理療法（Family Joint Group therapy）「おたまじゃくし」

幼児・小学生の子供とその家族を対象とし、親グループではペアレントトレーニングを取り入れながら子供の接し方を学び、子供グループではセカンドステップ等の心理教育を取り入れた学びと造形や遊びなどを行う。また、施設入所ケースを主体とするグループでは、親子で楽しく活動する時間も取り入れている。月 2 回土曜日に実施し、約 6 ヶ月を 1 クールとしている。

##### ○おたまじゃくし第 35 クール

・午後グループ（令和 4 年 9 月 24 日から令和 5 年 2 月 25 日までの第 2・4 土曜日。  
全 10 回。）

対象者：施設入所ケース（親子）

利用家族：7 家族

1 回あたり平均利用家族数：5.3 家族

1 回あたり平均利用人数：10.5 人

#### ② 親グループカウンセリング「いいな」「多摩いいな」「やっほー」

虐待認知が不十分で混乱し、否定的感情が強い段階の親も利用できる支援プログラムである。親としての役割の違いやジェンダーの特徴を見据えると、母親と父親とは別々の支援が必要と考え、「母親グループ」と「父親グループ」に分けて実施している。

##### ○実施日

- ・母親グループカウンセリング「いいな」 第 1・3 金曜日の午後
- ・母親グループカウンセリング「多摩いいな」 第 1 月曜日の午後
- ・父親グループカウンセリング「やっほー」 第 2・4 土曜日の午前

##### ○実績

- ・母親グループカウンセリング「いいな」：  
利用家族 22 家族（新規 4 家族、終了 1 家族） 実施回数：20 回  
延べ利用人数 34 人（1 回あたり平均利用人数：1.7 人）

- ・母親グループカウンセリング「多摩いいな」：  
利用家族 8 家族（新規 1 家族、終了 1 家族） 実施回数：12 回  
延べ利用人数 24 人（1 回あたり平均利用人数：2 人）
- ・父親グループカウンセリング「やっほー」：  
利用家族：12 家族（新規 1 家族、終了 4 家族） 実施回数：18 回  
延べ利用人数 42 人（1 回あたり平均利用人数：2.3 人）

### ③ 幼児通所グループ「てんとうむし」

親からの虐待を受けて施設入所している幼児が、健全な現養育者との愛着関係を促進することで、大人への信頼感や安心感を深めると共に、現養育者が子供をより理解して適切な関わりができること、日常生活に応用していくことを目的としている。10 回を 1 クールとして実施している。対象は、児童養護施設に入所中の幼児（4 歳児と 5 歳児）と施設職員。

○前期グループ（令和 4 年 5 月 12 日から 9 月 12 日までの月 2 回実施。全 10 回。

利用施設数及び利用者数：施設入所 4 ケース、8 人

○後期グループ（令和 4 年 10 月 12 日から令和 5 年 2 月 22 日までの月 2 回実施。全 10 回。

利用施設数及び利用者数：施設入所 4 ケース、8 人

## (4) 関係機関支援事業

近年、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等には虐待を受けた子供をはじめさまざまな情緒的問題を抱え、支援の難しい子供の入所が増えており、施設職員をどのように支えるかは大きな課題である。関係機関に対する支援として、心理職員や医師が各施設職員、児相職員、子ども家庭支援センター職員を対象に、現場で役立つスキルの向上や知識を深めるための研修、ケース検討等を実施する他、外部講師による講演会等を企画運営する。また、治療指導課のノウハウを生かした体験的研修も実施し、関係機関職員の援助スキルの向上を図ることも目的としている。

### ○ 関係機関支援事業実施状況

表 18-1 実施回数（令和 4 年度）

実施延回数	78 回
-------	------

表 18-2 支援形態別延支援回数（令和 4 年度）

支援形態	実施回数
① 治療指導課（ぱお）体験研修	11 回（受講者 9 人）
② 児童相談所職員研修（再統合グループ）	35 回（受講者 9 人）
③ 臨床セミナー	6 回（受講者延べ 608 人）
④ CARE ワークショップ（巡回支援）	18 回（受講者 203 人）
⑤ COSP（安心感の輪 子育てプログラム）	1クール 8 回（受講者 5 人）
合計	78 回

## 4 里親制度

子供の養育については、家庭における養育が最優先されるが、親の虐待や病気等の理由により、親元で暮らすことのできない子供が都内には約 4,000 人いる。こうした子供を家庭に代わって公的に養育する仕組みを「社会的養護」といい、「里親制度」もその 1 つである。

東京都の「里親制度」では、養子縁組を目的とせずに児童を養育する「養育家庭（里親）」（愛称「ほっとファミリー」）、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」、被虐待児や知的障害児等のうち一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門性を備えた「専門養育家庭」、一定の要件を



満たす児童の扶養義務者及びその配偶者である親族による「親族里親」の4種類の制度を設けている。

### (1) 養育家庭

養子縁組を目的とせず、一定期間児童を養育する制度。身近な地域で短期間の養育というニーズに応じて養育する「養育家庭（短期条件付）」や扶養義務者ではない親族による「養育家庭（親族）」も含め、「養育家庭」を一つの形態として、都では昭和48年度から制度化している。

平成16年度からは各児童相談所に「養育家庭専門員」を配属し、養育家庭担当児童福祉司と共に地域内の養育家庭からの相談、家庭状況把握、養育家庭同士の相互交流を実施するなど地域の養育家庭支援体制を強化した。

表19 養育家庭登録・委託状況（令和4年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養育家庭	757	352	420

### (2) 専門養育家庭

障害児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する制度

表20 専門養育家庭登録・委託状況（令和4年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
専門養育家庭	16	5	5

### (3) 養子縁組里親

養子縁組を目的として養育する制度

表21 養子縁組里親登録・委託状況（令和4年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養子縁組里親	438	56	57

### (4) 親族里親

保護者が行方不明等の状態にあり、児童の扶養義務者等である親族が養育する制度

表22 親族里親登録・委託状況（令和4年度末現在）（件、人）

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
親族里親	20	20	24

### (5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

第二種社会福祉事業として、養育者の住居において5～6人の児童を養育する制度

表23 ファミリーホーム設置状況（令和4年度末現在）（所、人）

	ホーム数	委託児童数
ファミリーホーム	30	127

### (6) 里親の支援体制

平成30年1月に、下表のとおり里親も委託児童を支援するチームの一員であるということを変更して確認するとともに、関係機関の役割の見直しを行った。各関係機関の役割は以下のとおりである。

#### <児童相談所>

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、児童の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行う。

養育家庭の相談を担当する児童福祉司と養育家庭専門員が中心となって、地域の里親支援や里親制度の推進に努めている。

### ＜福祉局子供・子育て支援部育成支援課里親担当＞

里親制度推進のための総合調整・普及啓発、里親開拓に関する企画立案、里親の認定及び登録、里親に対する経費の支出などを行っている。また、平成 24 年度からは旧児童相談センター里親担当と組織統合し、新規家庭調査、養育家庭・専門養育家庭と児童の組合せ・交流に関する調整、里親制度の運用についても一体的に行っている。

### ＜NPO法人 東京養育家庭の会＞

東京都の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人である。東京都では、里親に対する研修や養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っている。

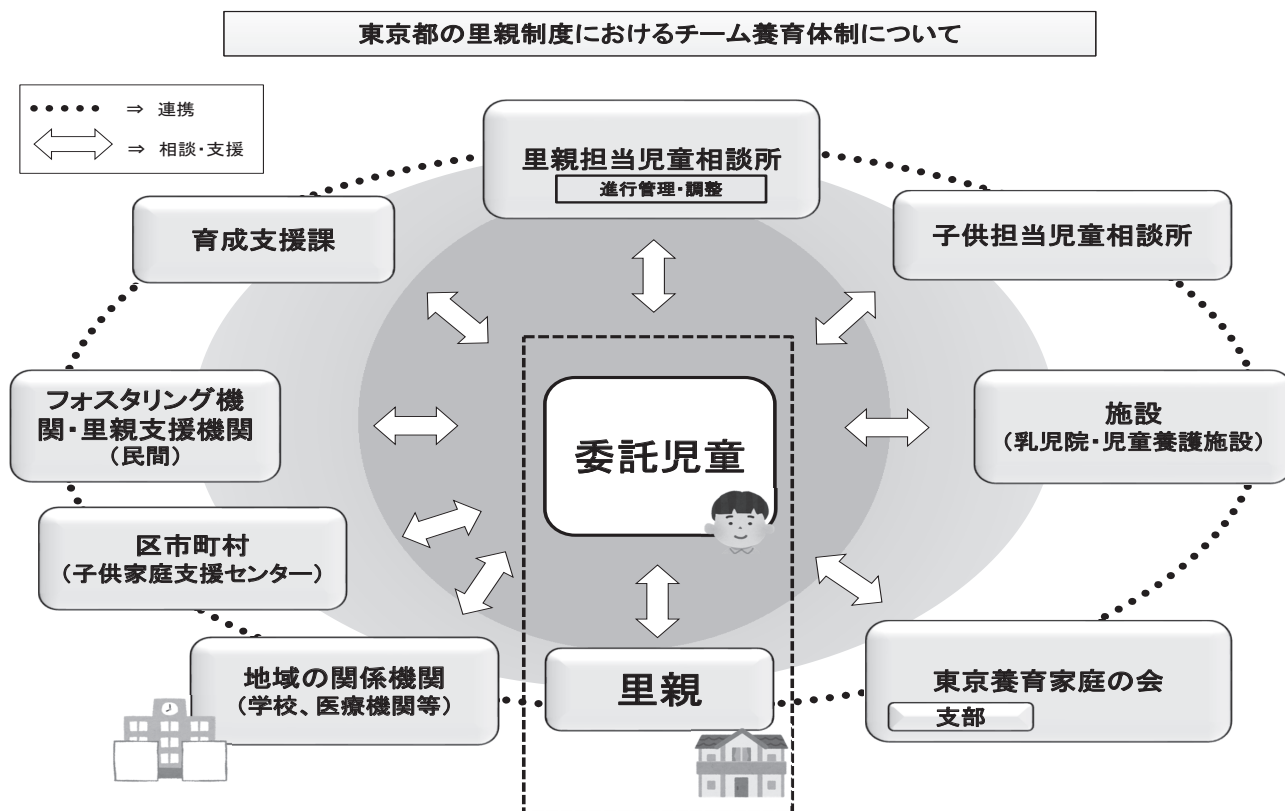
### ＜フォスタリング機関・里親支援機関＞

民間団体が持つノウハウを活かして里親への子供の委託を一層推進するため、東京都が事業委託した社会福祉法人等が、里親サロンの実施、里親の普及啓発、里親のトレーニングやカウンセリング、委託児童や措置解除後の児童の自立支援、未委託家庭の訪問支援等を児童相談所と連携して行っている。

### ＜里親支援専門相談員＞

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を設置し、児童相談所などと連携して、子供を委託した後の里親宅への定期的な訪問により、里親家庭の支援を行っている。

図 20 東京都における養育家庭支援体制



## 5 その他の状況

### (1) フレンドホーム

児童養護施設又は乳児院に入所している児童を、夏休み・冬休みや土曜・日曜・祝日等学校が休みの期間中に、一般家庭で数日間受け入れ、児童の生活体験を豊かにするための制度を実施している。

### (2) 児童自立生活援助事業

義務教育を終了した児童等で、自立のための援助及び生活指導が必要な児童を対象に、自立援助ホームにおいて、就職先の開拓や仕事・日常生活上の相談援助を行うことにより、社会的

自立を図ることを目的とした事業である。

令和4年度の児童相談所を通じた自立援助ホームの利用実績は、延べ57人である。

表24 自立援助ホーム経路別児童入所状況（令和4年度）（人）

	合計	施設	福祉事務所/子供 家庭支援センター	本人	その他
男	25	1		9	15
女	32		1	10	21
計	57	1	1	19	36

### (3) 継続（通所）指導の実施状況

継続指導は、学校、家庭などで不適応状態（例えば、友達ができない、落ち着きがない、集団行動がとれない、不登校（園）、習癖、非行等）を示している児童及び保護者に、継続的に一定期間関わり、問題解決のために援助を行うものである。

指導形態には個別指導とグループ指導があり、場合によっては並行して行う。一般的には、個別的な関わりの中で職員との信頼関係を築いて、安心して自分を表現できるようになってから、グループ指導につなげている。継続指導は、児童のかかえる課題や状況によって、児童心理司、児童福祉司、医師、メンタルフレンド等が担当している。

個別指導は、週1回から月1回程度、プレイセラピー、カウンセリング、箱庭療法、スポーツ、造形や手芸、音楽、レクリエーション等を通じて心理的指導を行い、自分らしさを発揮できる場を提供するようにしている。期間は3か月位から2～3年にわたっている。

グループ療法では、スポーツ、造形、料理、レクリエーション、作業、音楽等を通じ、心理的指導及びグループカウンセリングを行っている。また、デイキャンプ等も行っている。

### (4) メンタルフレンドの活動

《Ⅲ 統計資料P128》

メンタルフレンド派遣事業は、不登校や引きこもり等さまざまな社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな児童に、お兄さん又はお姉さんの世代にあたるボランティア（18歳以上30歳未満）を「メンタルフレンド」として派遣する。そして児童との話しや遊び、スポーツ、料理・菓子作り、工作、手芸等をとおして、児童の自主性や社会性を高めるための援助を行う。東京都ではこの事業を平成3年度から実施している。

児童相談センターで募集・研修・登録を行い、各児童相談所が援助方針会議で派遣決定を行い、心理担当者の指導・援助の下に活動している。

募集は年1回、登録に当たっては研修を受ける必要がある。登録資格は1年間有効で更新も可能である。

また、登録者の交流等を目的とした事例研究会を毎年開催している。（令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止）

表25 メンタルフレンド派遣事業の実績

	活動状況	派遣実人数	対象児童								主な活動状況										計
			性別		計	年齢別				計	話し相手	学習指導	スポーツ・公園	ゲーム	菓子作り・料理	手芸等	外出	行事	その他		
			男児	女児		小学		中学	その他高校												
						低	高														
平成30年度	371	32	27	15	42	4	12	16	10	42	19	0	8	6	2	4	0	3	0	42	
令和元年度	368	35	27	15	42	1	6	20	15	42	13	1	4	13	5	5	0	0	2	43	
2年度	332	29	22	13	35	2	4	20	9	35	11	1	4	15	1	1	1	0	1	35	
3年度	415	36	29	16	45	6	6	25	8	45	13	3	6	18	1	4	0	0	13	58	
4年度	364	46	30	22	52	6	14	18	14	52	22	2	10	17	0	6	0	0	10	67	

## (5) 児童福祉専門員の活動

児童福祉の専門分野に関する学識経験者（大学教授、医師等）や、児童福祉に関する専門知識を有する法律専門家（行政書士）等で構成されており、主に次の活動を行っている。

- ① 相談ケースの分析及び研究
- ② 都民に対する啓発活動として、地域公開講座（各児童相談所主催）での講演
- ③ 各児童相談所における困難ケースへの助言及びケースカンファレンス等への出席
- ④ 児童相談所職員の研修への講師派遣

表 2 6 - 1 児童福祉専門員（令和 4 年度）

氏名	専門分野	現職	氏名	専門分野	現職
岩田 淳子	臨床心理学	成蹊大学教授	白川 美也子	児童精神医学	こころとからだ・光の花クリニック院長
片倉 昭子	臨床心理学 児童福祉学	(社福) 子どもの虐待防止センター理事	菱川 愛	社会福祉 援助技術	東海大学教授
加茂 登志子	女性精神医学・ PCIT心理療法	若松町こころとひふのクリニック PCIT研修センター長	松原 康雄	児童福祉学	明治学院大学名誉教授
黒川 起志夫	外国籍児童	行政書士	山本 恒雄	臨床心理学 児童福祉学	(社福) 恩賜財団母子愛育会 愛育研究所客員研究員

表 2 6 - 2 児童福祉専門員の活動状況（令和 4 年度）

項目	回数	内容等
ケースカンファレンス	9 回	・ 電話相談対応に係るスーパーバイズ (岩田専門員)
困難ケースの助言指導	2 1 回	・ 性的被害についての事実確認面接の助言指導 (菱川専門員)
		・ TF-CBT等のケース助言 (白川専門員)
		・ PCIT等のケース助言 (加茂専門員)

## 6 人材育成等

### (1) 研修

児童相談所の業務が年々増加、複雑・多様化する中で、人材育成は児童相談所の最重要課題となっており、職員の資質向上が求められている。

このため、職員研修については、東京都児童福祉審議会提言を参考に研修体系の再構築、演習型研修の一層の充実、外部講師の更なる活用等、研修内容の充実を図ってきた。また、「児童相談所研修ワーキンググループ」を設置し、時勢や職員のニーズに合った研修テーマの設定を検討してきたところである。

平成 28 年度には、児童相談所職員全体の計画的・一体的な人材育成に取り組むため、従来のワーキンググループに代えてプロジェクトチームを立ち上げて、児童福祉司、児童心理司及び一時保護所福祉職の経験年数別到達目標とそのために習得すべきポイント及び研修内容を検討し、抜本的な見直しと再構築を行った。

令和 4 年度はその考え方を引継ぎ、令和 3 年度の実施状況を踏まえて令和 4 年度研修計画を策定し、下記のとおり研修を実施した。

表 27-1 年間研修状況（令和4年度）

研修名	項目	内容	実施時期	講義数
新任研修	・新規児童相談所配属全職員研修（プレ研修）	子どもの権利、児童相談所の基礎知識、個人情報管理、メンタルヘルス、児童虐待防止における機関連携 等	4～8月	7
	・新任児童相談所職員研修	児童相談所運営論、児童福祉関連法、ソーシャルワークの基本、児童虐待対応等	4～8月	32
		子供家庭支援センター、虐待事例の法的対応、少年事件 等	6～3月	8
		施設実習（一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設）	8～12月	実習
	・新任児童福祉司研修（独自項目等）	記録の書き方、ソーシャルワークの基礎、ジェノグラム、ロールプレイ、ケースマネジメントの留意点と理論と実践技法、虐待対応と機関連携 等	通年	11
	・新任児童心理司研修（独自項目）	児童心理司業務の基礎（面接の進め方、主訴別診断のポイント等）、描画テスト、WISC-V、CAREワークショップ、事例検討、ソリューション・フォーカスト・アプローチ 等	通年	15 実習除く
	・新任一時保護所職員研修（独自項目）	一時保護所の業務（学齢、幼児）、記録の書き方、一時保護所運営の手引き 事例検討 等	通年	8
・新任一時保護所心理職研修	一時保護所心理職員の業務	4月	1	
・新任相談事務職員研修	統計事務、費用徴収 等	4月	6	
専門研修	・所長研修	緊急対応、通年開所 等	4月	1
	・児童福祉司研修	・課長代理研修 最新の施策・法令・指針	11月	1
		・チーフ研修 児童相談所を取り巻く状況、事例検討、スーパーバイズ実践等	通年	4
		・中上級研修（福祉司歴4年目以上） 動機づけ面接、最新の施策・法令・指針 等	通年	4
		・3年目研修 事例検討、安全確認、コミュニケーション 等	通年	6
		・2年目研修 ケースの進行管理、各法の理解、個人情報・開示請求 等	通年	6
	・児童心理司研修	・課長代理研修 最新の施策・法令・指針	11月	1
		・中上級研修（心理司歴4年目以上） オリジナルツール事例発表会、他職種合同事例検討、ゲーム・ネット障害 等	通年	6 外部研修・ ケース助言 除く
		・3年目研修 心理療法、動機付け面接、事例検討、PCITインシヤルワークショップ 等	通年	7
		・2年目研修 テストバッテリー、事例検討、施設見学（オンライン）、非行について 等	通年	8 実習、外部 研修除く
	・一時保護所職員（福祉職）研修	・全体研修 子供に対する対人援助スキルの向上	11月	1
		・中上級研修（保護所職員歴3年目以上） 被虐待の影響、他職種合同事例検討会、少年鑑別所への派遣研修 等	通年	4 外部研修 除く
		・2年目研修 児童の特性に関する専門知識、児童相談業務研修、事例検討 等	通年	4 実習除く
・特別研修	被害確認面接実務フォローアップ 研修 児童相談所における性的虐待対応に必要な被害確認面接の手法	7月 10月	2	
・全体研修	性的虐待対応の初期調査ガイドライン、感情労働との向き合い方	9月 10月	2	
治療指導課	・臨床セミナー	ペアレントトレーニング指導者講習会、実践事例報告会 等	通年	6
担当者企画	・電話相談室研修	ゲートキーパーとしての役割、子供の権利擁護と親の思い 等	通年	4
	・家庭復帰担当研修	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの実際	2月	1

※1 講義を録画したビデオでの受講科目を含む。

※2 児童福祉人材トレーニングセンターでの研修を除く。

※3 以下の講習会等については、新任研修に含まれる該当講座を受講することによって履修可能である。

- ・児童福祉法第13条第3項第7号の内閣総理大臣が定める講習会（児童福祉司任用前講習会）
- ・児童福祉法第13条第9項の内閣総理大臣が定める基準に適合する研修（児童福祉司任用後研修）
- ・児童福祉法施行規則第6条第7号から第11号まで及び第14号のこども家庭庁長官が定める講習会（東京都児童相談業務研修）



また、相談事例の困難化・複雑化により、高度な相談援助スキルが必要とされていることを受け、令和3年度に、東京都児童相談所職員人材育成等検討会を立ち上げ、児童相談所職員の育成方針及び育成目標並びに相談援助スキルの手法を獲得する新たな研修を検討した。ここでの議論を踏まえ、令和4年度から児童福祉人材トレーニングセンターにおいて、面接スキル向上のための体験型研修（面接スキルトレーニング研修）やゼミ形式の事例検討を実施した。令和4年度の実施状況は以下のとおりである。

表27-2 トレーニングセンター研修実施状況（令和4年度）

研修名	対象者	内容	実施時期	講義数
・面接スキルトレーニング	新任児童福祉司、新任児童心理司	心構えと傾聴、明確に訊く・聴く、的確に汲み取る、適切に伝える、明確に伝える	5～2月	15
・面接スキルトレーニング※	2年目児童福祉司、2年目児童心理司	心構えと傾聴、明確に訊く・聴く、的確に汲み取る、適切に伝える、明確に伝える	5～1月	10
・事例検討	1回目：新任児童福祉司、新任児童心理司 2回目、3回目：新任児童福祉司	事例検討	6～2月	7

※2年目職員を対象とした面接スキルトレーニングは令和4年度のみ実施

また、令和5年度から1年目の研修の成果の定着等を目的とし、2年目の児童福祉司及び児童心理司を対象とした体験型研修（面接スキルトレーニング研修・アドバンスコース）やゼミ形式の事例検討を実施している。

## (2) 児童福祉相談業務指導員・児童心理相談業務指導員の配置

児童相談所の人材育成機能の強化を図るため、平成25年度から児童福祉相談業務指導員、平成28年度から児童心理相談業務指導員を配置し、以下の業務を行っている。令和4年度は、児童福祉相談業務指導員を11名、児童心理相談業務指導員を6名配置した。

- ① 児童福祉司・児童心理司をはじめ、子供家庭支援センターや保健所等、関係機関職員を対象に研修を実施している。
- ② 新任や経験年数の浅い児童福祉司・児童心理司を対象に、家庭訪問や関係者会議、心理診断等の実践場面において、同行・同席指導を行っている。
- ③ 児童福祉司・児童心理司からの業務上の質問を受け、技術的助言を行っている。
- ④ 研修の企画・資料作成を行っている。
- ⑤ 東京都児童相談所の職員の育成ニーズに合わせた巡回指導・サポートを行っている。

## 7 職員確保等

児童相談所職員の増員に伴う福祉職や心理職の採用に向けて、児童相談所の魅力や採用試験の情報等を発信するため、令和3年度から児童相談センター事業課にリクルートチームが設置された。大学等で児童相談所出前講座を実施し、児童相談所を取り巻く状況や仕事内容、採用制度等について説明し児童相談所への就職意欲の向上を図る等、各種広報活動を実施している。

## 8 見学、実習

児童相談所業務の理解促進のため、児童相談所では実習や見学を各方面から受け入れている。

### (1) 見学

東京家庭裁判所や警視庁等他機関の職員など24件351人の見学を受け入れた。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により見学の受入件数は少なかったが、感染者数の動向等を見ながら可能な限り見学を受け入れた。

表 28 見学受入状況（令和4年度）

		(件) (人)	
	見学者内訳	件数	人数
4月	東京都社会福祉事業団	1	10
5月	衆議院議員	1	2
6月	警察大学校、東京少年鑑別所、厚生労働省 他	5	60
7月	厚生労働省 他	2	9
8月	帝京大学、跡見学園女子大学（オンライン）	2	119
9月	目黒区教育会	1	15
10月	東京家庭裁判所、東京弁護士会、厚生労働省	3	33
11月	厚生労働省、第三者委員	2	7
12月	警察大学校、東京成徳大学、文京区 他	4	64
1月		0	0
2月	全国児童相談所長会	1	8
3月	警視庁、警察大学校	2	24
令和4年度計		24	351

## (2) 実習

令和4年度は、公認心理師及び社会福祉士養成に係る実習生を受け入れた。なお、警視庁少年警察関係実務研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れを中止した。その他、治療指導課、保護課においても独自に研修生、実習生を受け入れている。

表 29 大学等実習受入状況（令和4年度）

(人)

実習期間	実習大学等名	人数
8月12日	帝京平成大学	22
9月1日～9月14日	文京学院大学、東京学芸大学、日本福祉教育専門学校、白梅学園大学、帝京平成大学、国立障害者リハビリテーションセンター	6
8月26日	大正大学	14
10月6日～10月20日	日本社会事業大学、立教大学、法政大学	3
11月9日	お茶の水女子大学	22
11月11日	駒澤大学	20
2月13日～22日	東京都立大学	1
令和4年度計		88

## 9 区市町村等からの派遣研修職員の受入れ

児童相談所の事務事業に携わることによる派遣職員の能力向上や都と派遣団体との相互理解と協力をより深めるなど、児童福祉の向上に寄与することを目的として、区市町村等からの派遣職員を受け入れている。

令和4年度は児童相談センター及び各児童相談所で、都内区市、警視庁、国立武蔵野学院、東京地方検察庁及び社会福祉法人東京都社会福祉事業団から派遣職員を受け入れ、派遣職員は、児童福祉司、児童心理司としての相談援助業務、一時保護所での支援業務及び措置事務等の業務に従事した。

## 10 子供の権利擁護専門相談事業

### (1) 目的及び内容

いじめ、虐待、体罰など、児童の権利侵害が深刻な社会問題となっていることから平成10年10月(事業開始11月)児童相談センター内に、第三者的な役割を担う「子供の権利擁護委員会」を試行的に設置し、活動を行った。

平成16年度からは、子供の権利擁護専門相談事業として、子供の権利侵害に対する相談を本格的に事業として行っている。

なお、本事業の所管は福祉局子供・子育て支援部企画課で、事務局が児童相談センター事業課となっている。

### (2) 構成員及び業務内容

#### ① 子供の権利擁護専門員 3名(弁護士、学識経験者等)

電話相談員が受けた相談や、はがき・相談用紙(後述)による相談について、困難な事例の会議への付議、関係機関等との協議、権利侵害の事実の調査、助言、調整活動等により問題解決を図る。

#### ② 子供の権利擁護電話相談員 3名

子供からの直接の相談及び都民等からの通報等の電話を受け、助言を行うとともに、権利侵害の状況により、専門員への面接相談等へつなげる(予約)業務を行う。

#### ③ 子供の権利擁護調査員 10名程度(弁護士等)

専門員の指示に従い、子供の権利侵害の調査に関する業務を行う。

### (3) 電話相談等の設置

#### ① 東京子供ネット電話相談

専門相談事業では、東京都内から無料で電話をかけられる、フリーダイヤルによる電話相談を設置している。この電話相談を「東京子供ネット」と呼び、いじめや体罰、虐待などの子供の権利侵害について、相談を受け付けている。

◇相談電話番号：0120-874-374

◇相談時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

土・日・祝日 午前9時～午後5時(12月29日～1月3日を除く)

#### ② メッセージダイヤル

電話相談のほか、子供たち自身が、自分の体験や意見を自由に吹き込めるメッセージダイヤルを設置している。フリーダイヤルに繋がると応答メッセージが流れ、子供たちが吹き込んだメッセージを録音することができる。

また、他の子供たちからのメッセージを編集したものを数分聴くことができる。

◇電話番号：0120-874-376(メッセージを聴く・吹込)

0120-874-378(吹込専用)

### (4) はがき・相談用紙による相談

子供が児童養護施設等に入所するときには、「子供の権利ノート」と一緒に相談はがきが配布されており、子供が直接相談できるようになっている。このはがきは専門員宛に届くこととなっており、専門員による対応を行っている。

また、児童相談所が子供の一時保護を行ったときや児童養護施設等に一時保護を委託したときには、一時保護児童のためのリーフレット「とても大切なあなたへ」を子供たちに渡し、子供は大切にされる存在であること、困ったときは大人に相談してもよいことなどを説明している。「とても大切なあなたへ」と一緒に、子供が直接専門員に相談できる、「一時保護児童のための困りごと相談用紙」を配布しており、専門員による対応を行っている。



## (5) 相談受付状況

表 30 相談受付状況

	東京子供ネットによる相談								はがきによる相談	相談用紙による相談	専門員への引継件数(再掲)	メッセージダイヤル受付件数
	権利侵害に関する相談					その他の相談	合計	児童本人からの相談比率(%)				
	小計	いじめ	体罰	虐待	その他							
平成30年度	215	101	7	77	30	1,200	1,415	63.0	19	2	30	518
令和元年度	187	74	13	74	26	846	1,033	45.6	17	26	42	513
令和2年度	135	41	3	74	17	885	1,020	32.5	17	91	28	339
令和3年度	133	42	5	75	11	681	814	33.4	19	124	26	298
令和4年度	133	49	4	67	13	734	867	36.1	29	87	31	237

### 1.1 こどもの碑 (いしぶみ)

児童福祉施設入所措置中に死亡した児童や児童相談所で一時保護中に死亡した児童の引取者のない遺骨を納めるため、昭和 25 年都立小平霊園に墓地建設が計画され、翌 26 年に「こどもの碑」として墓碑等が整備された。

維持管理は児童相談センターで行い、こどもの碑の祭祀として毎年 1 回、慰霊祭を行っている。令和 4 年度は、11 月 4 日に慰霊祭 (71 回) を実施し、93 名の参加があった。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年よりも参列者の規模を縮小し開催)

なお、令和 4 年 9 月 6 日に「こどもの碑」納骨式が行われ、令和 5 年 3 月 31 日現在、納骨されている遺骨は 99 柱である。

### 1.2 全国児童相談所長会の活動 (事務局：児童相談センター)

全国児童相談所長会は、全国の児童相談所 232 か所(令和 5 年 4 月 1 日現在)の児童相談所長をもって組織し、児童福祉事業の発展と、その円滑な運営を期することを目的として、相互の情報交換や調査活動を行っている。

令和 4 年度は、厚生労働省及び総務省に対して、児童相談所の機能強化と体制の充実等に関する要請を行った。



### Ⅲ 統 計 資 料

(全国は3年度統計まで)

#### 注

- ・ 本書に掲載の数値は速報値のため、今後公表される数値と相違する場合があります。また、数値は四捨五入のため、総数と内訳の合計が一致しない場合もあります。
- ・ 令和2年度から特別区に児相が設置されたため、一部統計数値については特別区児相分を含んだものとなっています。

# 1 相談受理状況

## (1) 経路別受理状況

年 度	経 路	合 計	家 族 ・ 親 戚 か ら 相 談	近 隣 ・ 知 人 か ら 通 告	児 童 本 人 か ら 相 談	福 送 社 致 事 務 ・ 所 通 か ら 告	区 市 町 村		児 童 家 庭 支 援 ・ 通 知	児 童 委 員 か ら 通 告
							区 通 市 町 村 関 係 か ら 告	子 セン タ ー 家 庭 支 援 か ら 相 談		
平成 30 年度	総 数	41,512	18,752	4,318	571	209	95	1,030		27
	一 般	32,178	9,896	4,199	327	208	82	1,025		24
	4152	9,334	8,856	119	244	1	13	5		3
令和 元 年度	総 数	44,741	18,149	4,513	686	214	75	1,130		8
	一 般	36,190	10,154	4,390	379	213	67	1,129		7
	4152	8,551	7,995	123	307	1	8	1		1
2 年度	総 数	50,344	18,366	5,763	731	173	702	1,075		16
	一 般	41,842	10,441	5,662	454	169	697	1,072		15
	4152	8,502	7,925	101	277	4	5	3		1
3 年度	総 数	53,695	20,017	5,765	765	241	375	1,109		22
	一 般	45,067	11,931	5,697	533	240	363	1,108		22
	4152	8,628	8,086	68	232	1	12	1		
4 年度	総 数	56,010	20,257	4,748	704	241	136	1,147		10
	一 般	47,395	12,097	4,685	544	239	134	1,146		9
	4152	8,615	8,160	63	160	2	2	1		1
男 女 別	男	31,299	12,361	2,543	318	139	77	564		7
	女	24,711	7,896	2,205	386	102	59	583		3
児 童 相 談 所 別	児童相談センター	15,980	9,815	760	269	47	11	282		1
		8,615	8,160	63	160	2	2	1		1
	江 東	2,433	715	206	24	16	1	30		1
	品 川	3,760	926	429	45	16	9	62		
	杉 並	2,361	703	292	44	1	5	69		
	北	1,428	360	172	23	3		31		2
	立 川	2,731	775	220	15	8	10	130		
	小 平	3,828	1,140	356	32	12	14	95		1
	八 王 子	4,213	1,099	296	35	19	8	120		
	足 立	4,733	1,109	426	40	8	6	42		1
	多 摩	2,883	695	277	35	13	8	111		
特 別 区 児 相	11,660	2,920	1,314	142	98	64	175		4	

注 児童相談センターの下段は、4152電話相談分で再掲

注 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

注 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

注 令和4年度より、児童相談所設置区の関係機関から通告等があったケースのうち他の経路に該当しない

(年度別・男女別・児童相談所別)

保健所・医療機関	児童福祉施設等	里親・保護受託者	警察関係から通告	学校・教育委員会等	認定こども園から相談	その他					再在所期間延長	掲巡回相談受付
						他の児童相談所	都道府県等	家庭裁判所	その他	合計		
403	200	117	8,811	698	2	598	35	304	5,342	6,279	281	43
397	187	117	8,810	682		592	31	304	5,297	6,224	281	43
6	13		1	16	2	6	4		45	55		
444	244	146	11,226	712	3	728	56	282	6,125	7,191	343	29
439	232	144	11,226	686	1	725	56	282	6,060	7,123	343	29
5	12	2		26	2	3			65	68		
612	294	118	13,486	1,039	2	1,056	122	304	6,485	7,967	243	19
608	289	117	13,483	996	1	1,054	120	304	6,360	7,838	243	19
4	5	1	3	43	1	2	2		125	129		
859	298	141	14,675	992	10	1,090	188	326	6,822	8,426	293	20
855	290	140	14,674	979	10	1,087	187	325	6,626	8,225	293	20
4	8	1	1	13		3	1	1	196	201		
649	407	154	16,805	1,313	5	1,361	472	309	7,292	9,434	319	11
642	399	153	16,805	1,300	5	1,358	472	309	7,098	9,237	319	11
7	8	1		13		3			194	197		
352	244	77	9,085	617	4	686	228	199	3,798	4,911	173	4
297	163	77	7,720	696	1	675	244	110	3,494	4,523	146	7
81	41	26	2,898	113	3	194	55	56	1,328	1,633	46	11
7	8	1		13		3			194	197		
20	17		940	30		58	8	8	359	433	21	
31	16	16	1,477	69		98	3	28	535	664	28	
20	4	7	831	21		42	16	1	305	364	15	
12	4		539	15		30	10	15	212	267	14	
33	8	20	863	31		72	13	24	509	618	28	
46	27	15	1,323	59		98	8	24	578	708	23	
47	21	26	1,588	70		111	16	25	732	884	31	
38	22	23	1,945	61		111	20	35	846	1,012	36	
35	13	7	1,030	54		54	21	11	519	605	16	
286	234	14	3,371	790	2	493	302	82	1,369	2,246	61	

ものは、都道府県等に計上

(2) 相談内容別受理状況

年 度	種 類	合 計	養護相談			保 健 相 談	障害相談			
			被 虐 待 相 談	そ の 他 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 障 害 ・ 言 語 発 達 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談
平成 30 年度	総 数	41,512	17,454	7,772	25,226	743	164	23	61	5,241
	一 般	32,178	17,261	3,865	21,126	21	159	11	59	5,180
	4152	9,334	193	3,907	4,100	722	5	12	2	61
令和 元 年度	総 数	44,741	21,019	7,512	28,531	586	152	15	54	5,489
	一 般	36,190	20,772	4,087	24,859	19	147	3	53	5,453
	4152	8,551	247	3,425	3,672	567	5	12	1	36
2 年度	総 数	50,344	25,657	8,521	34,178	533	92	15	44	4,951
	一 般	41,842	25,472	4,783	30,255	13	90	8	43	4,919
	4152	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32
3 年度	総 数	53,695	26,604	9,492	36,096	629	97	21	38	6,410
	一 般	45,067	26,488	5,528	32,016	19	93	10	37	6,385
	4152	8,628	116	3,964	4,080	610	4	11	1	25
4 年度	総 数	56,010	28,202	9,833	38,035	505	108	12	64	6,348
	一 般	47,395	28,102	5,785	33,887	12	107	4	62	6,311
	4152	8,615	100	4,048	4,148	493	1	8	2	37
児 童 相 談 所 別	児 童 相 談 セ ン タ ー	15,980	4,537	4,942	9,479	495	37	10	10	828
		8,615	100	4,048	4,148	493	1	8	2	37
	江 東	2,433	1,419	218	1,637		7	2	7	386
	品 川	3,760	2,321	454	2,775	1	4		6	528
	杉 並	2,361	1,346	273	1,619		13		3	320
	北	1,428	897	128	1,025		3		2	147
	立 川	2,731	1,566	351	1,917		8		4	404
	小 平	3,828	2,115	457	2,572		3		4	670
	八 王 子	4,213	2,425	528	2,953	5	1		3	669
	足 立	4,733	2,934	587	3,521		5		3	599
	多 摩	2,883	1,634	483	2,117		5		3	369
特 別 区 児 相	11,660	7,008	1,412	8,420	4	22		19	1,428	

注 児童相談センターの下段は、4152電話相談分で再掲

「自閉症等相談」は、26年度より「発達障害相談」に変更

注 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

注 令和2年度より特別区にも児相が開設されたため、区児相分を記載

(年度別・児童相談所別)

			非行相談			育成相談						その他の相談	いじめ相談(再掲)
こ(知的遅れ) と(知的遅れ)の ば(知的遅れ)の の(知的遅れ)の 遅(知的遅れ)れ れ(知的遅れ)相 談(知的遅れ)	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	不 登 校 相 談	性 格 行 動 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	適 性 相 談	こ(家庭環境) と(家庭環境)の ば(家庭環境)の の(家庭環境)の 遅(家庭環境)れ れ(家庭環境)相 談(家庭環境)	小 計		
9	342	5,840	1,581	446	2,027	604	2,637	693	968	29	4,931	2,745	46
6	20	5,435	1,517	440	1,957	299	1,059	187	47	1	1,593	2,046	7
3	322	405	64	6	70	305	1,578	506	921	28	3,338	699	39
4	318	6,032	1,550	584	2,134	519	2,468	742	957	24	4,710	2,748	54
2	10	5,668	1,462	578	2,040	248	1,018	177	34		1,477	2,127	10
2	308	364	88	6	94	271	1,450	565	923	24	3,233	621	44
	242	5,344	1,309	534	1,843	457	2,897	706	1,107		5,167	3,279	22
	17	5,077	1,242	531	1,773	241	1,559	256	35		2,091	2,633	4
	225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072		3,076	646	18
	245	6,811	1,407	621	2,028	570	2,987	670	1,034		5,261	2,870	24
	21	6,546	1,332	617	1,949	281	1,792	275	22		2,370	2,167	5
	224	265	75	4	79	289	1,195	395	1,012		2,891	703	19
	205	6,737	1,381	842	2,223	619	3,241	586	1,028		5,474	3,036	38
	12	6,496	1,304	840	2,144	281	2,076	299	18		2,674	2,182	9
	193	241	77	2	79	338	1,165	287	1,010		2,800	854	29
	195	1,080	372	125	497	384	1,464	320	1,015		3,183	1,246	29
	193	241	77	2	79	338	1,165	287	1,010		2,800	854	29
		402	65	26	91	24	132	10	2		168	135	
		538	81	87	168	20	83	14	1		118	160	
		336	82	21	103	25	152	17	4		198	105	
		152	36	40	76	16	70	11			97	78	
	1	417	108	37	145	18	75	13	2		108	144	
		677	99	48	147	16	195	22			233	199	
	1	674	153	56	209	17	169	7			193	179	
		607	143	144	287	19	106	10	1		136	182	
		377	53	22	75	7	187	6			200	114	1
	8	1,477	189	236	425	73	608	156	3		840	494	8

(3) 男女別・年齢別相談受理状況

種類	合計	養護相談			保健相談	障害相談					
		虐待相談	その他養護相談	小計		肢体不自由相談	視障害・聴覚・言語発達相談	重症心身障害相談	知的障害相談	こ(知的遅れ)と(知的遅れ)相談	
年齢	合計	44,350	21,194	8,421	29,615	501	86	12	45	4,920	
男女別	男	24,800	11,002	4,601	15,603	279	52	5	24	3,397	
	女	19,550	10,192	3,820	14,012	222	34	7	21	1,523	
年齢別 内訳	0歳	2,278	1,336	615	1,951	110			3	45	
	1歳	2,027	1,261	401	1,662	76	5		2	104	
	2歳	2,153	1,256	413	1,669	58	5	1	7	192	
	3歳	2,689	1,384	442	1,826	53	8	3	1	457	
	4歳	2,482	1,309	434	1,743	33	15	2	6	383	
	5歳	2,475	1,336	378	1,714	21	10	2		460	
	6歳	2,727	1,290	438	1,728	33	6	2	2	532	
	7歳	2,741	1,326	629	1,955	19	11		5	294	
	8歳	2,339	1,160	491	1,651	10	5		1	237	
	9歳	2,358	1,245	451	1,696	11	4		1	181	
	10歳	2,664	1,311	532	1,843	5	8		2	184	
	11歳	2,777	1,212	608	1,820	19	4	2		266	
	12歳	2,962	1,281	516	1,797	9	2		3	435	
	13歳	2,860	1,086	566	1,652	5			2	387	
	14歳	2,649	1,065	512	1,577	9			2	340	
	15歳	2,198	917	397	1,314	11	2		3	202	
	16歳	1,911	829	321	1,150	8			4	129	
	17歳	1,591	588	226	814	7			1	92	
18歳以上	469	2	51	53	4	1					

注 特別区児童相談所分を含まない。



		非行相談			育成相談						その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害相談	小計	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	こ（家庭環境） とばの遅れ相談	小計		
197	5,260	1,192	606	1,798	546	2,633	430	1,025		4,634	2,542	30
145	3,623	656	474	1,130	298	1,578	259	627		2,762	1,403	24
52	1,637	536	132	668	248	1,055	171	398		1,872	1,139	6
	48						9	4		13	156	
	111						36	4		40	138	
6	211						62	12		74	141	
7	476				8		106	30		144	190	
21	427				19		112	40		171	108	2
11	483				9		105	38		152	105	
12	554	3	17	20	16	208		65		289	103	4
10	320	11	30	41	32	209		81		322	84	2
20	263	29	52	81	24	190		60		274	60	
17	203	38	57	95	29	184		100		313	40	2
26	220	45	66	111	32	252		89		373	112	3
15	287	89	81	170	65	262		80		407	74	8
9	449	108	111	219	55	276		61		392	96	4
11	400	183	145	328	77	269		74		420	55	3
5	347	197	31	228	62	272		69		403	85	
10	217	184	14	198	42	186		99		327	131	
13	146	176	1	177	51	191		63		305	125	
2	95	123	1	124	20	103		33		156	395	2
2	3	6		6	5	31		23		59	344	

(4) 養護相談内容別受理状況

内容 年度・性別 ・年齢		合 計	孤 児	迷 子	被 虐 待 児	小 家 死		
						計	出	亡
平成30年度		25,226		4	17,454	2,496	36	14
令和元年度		28,531		3	21,019	2,509	34	29
2年度		29,043		2	21,391	2,795	22	21
3年度		30,056		1	21,729	3,015	12	26
4年度		29,615		3	21,194	2,973	30	23
男女別	男	15,603		1	11,002	1,652	16	11
	女	14,012		2	10,192	1,321	14	12
年齢 別 内 訳	0歳	1,951			1,336	373		1
	1歳	1,662			1,261	169	2	
	2歳	1,669			1,256	120	1	
	3歳	1,826			1,384	129	2	1
	4歳	1,743			1,309	126	3	
	5歳	1,714			1,336	99		
	6歳	1,728			1,290	133		
	7歳	1,955		2	1,326	162		1
	8歳	1,651			1,160	131	3	1
	9歳	1,696			1,245	127	1	1
	10歳	1,843			1,311	158		1
	11歳	1,820			1,212	215	2	3
	12歳	1,797			1,281	169	1	1
	13歳	1,652			1,086	235	2	1
	14歳	1,577			1,065	215	2	1
	15歳	1,314		1	917	158	5	2
	16歳	1,150			829	145	4	6
	17歳	814			588	102	2	3
18歳以上	53			2	7			

注 特別区児童相談所分を含まない。

(年度別・男女別・年齢別)

養 育 困 難							そ の 他 の 相 談
離 婚	傷 病	出 産	就 労	拘 置 ・ 拘 留	家 族 環 境	そ の 他	
18	976	59	13	75	898	407	5,272
31	905	51	19	47	892	501	5,000
6	1,023	52	23	46	1,082	520	4,855
13	1,186	50	13	53	1,160	502	5,311
18	1,008	48	9	48	1,250	539	5,445
10	548	23	3	22	695	324	2,948
8	460	25	6	26	555	215	2,497
3	100	17	2	2	75	173	242
1	75	6		4	51	30	232
2	39	6		3	53	16	293
3	45	1		1	57	19	313
	57	3	2	2	45	14	308
1	31	5	1	3	41	17	279
	63	2		2	48	18	305
3	74	1	1	1	51	30	465
	42	1	1	3	60	20	360
2	33	1		6	65	18	324
	69	1		5	66	16	374
1	108	1	1	4	72	23	393
	31			2	106	28	347
	108	1			93	30	331
1	84			2	96	29	297
1	22	1		2	100	25	238
	19	1		2	92	21	176
	7		1	4	73	12	124
	1				6		44

(5) 非行、不登校、性格行動・しつけ相談内容別受理状況

内容 年度・性別 ・年齢		非行（ぐ犯・触法）相談									
		合 計	盗 み	粗 暴	不 良 交 友	家 出 外 泊	薬 物	放 火	性 的 非 行	金 品 持 出	そ の 他
平成30年度		2,027	496	639	48	397	1	36	191	129	90
令和元年度		2,134	535	676	57	320	9	49	215	168	105
2年度		1,702	377	549	51	289	3	42	161	124	106
3年度		1,776	437	494	40	388	3	30	158	118	108
4年度		1,798	453	418	36	422	4	49	173	118	125
男女別	男	1,130	316	356	11	106	3	45	125	79	89
	女	668	137	62	25	316	1	4	48	39	36
年齢別 内訳	0歳										
	1歳										
	2歳										
	3歳										
	4歳										
	5歳										
	6歳	20	12	4							4
	7歳	41	23	5				1		3	9
	8歳	81	57	7		1		2	2	3	9
	9歳	95	50	15		2		9	1	7	11
	10歳	111	55	24		5		10	1	11	5
	11歳	170	62	43		14		8	15	21	7
	12歳	219	55	77	3	21		11	23	14	15
	13歳	328	79	97	5	47		5	53	22	20
	14歳	228	26	57	5	69		2	29	18	22
	15歳	198	15	43	12	88	1	1	24	7	7
	16歳	177	12	33	8	95	1		10	6	12
	17歳	124	7	13	3	77	1		14	5	4
18歳以上	6				3	1		1	1		

注 特別区児童相談所分を含まない。

(年度別・男女別・年齢別)

不登校相談				性格行動、育児・しつけ相談							
合 計	怠 学	登 校 (園) 拒 否	そ の 他	合 計	夜 遺 尿	夜 の 遺 尿 習 以 外 癖	わ が ま ま	落 着 な し	臆 病	孤 立	そ の 他
604	101	368	135	3,330	7	199	1,159	207	145	514	1,099
519	70	337	112	3,210	8	260	1,175	217	125	459	966
415	68	268	79	3,162	10	199	1,197	247	104	370	1,035
494	73	340	81	3,088	7	259	1,073	264	98	354	1,033
546	77	391	78	3,063	6	206	1,013	256	73	404	1,105
298	47	210	41	1,837	4	130	638	178	42	220	625
248	30	181	37	1,226	2	76	375	78	31	184	480
				9			1				8
				36		7	11	5	1		12
				62		5	34	6	2	1	14
8		8		106		5	48	20	3	4	26
19		19		112	1	5	58	10	4	8	26
9		9		105		9	29	12	6	22	27
16	2	13	1	208		13	63	19	10	57	46
32		29	3	209		20	78	22	4	43	42
24	4	17	3	190	1	13	46	21	6	38	65
29	2	24	3	184		7	58	27	8	31	53
32	2	25	5	252		17	82	24	3	48	78
65	6	48	11	262		14	96	17	5	36	94
55	11	35	9	276		15	97	22	4	36	102
77	10	49	18	269		13	93	14	6	21	122
62	11	38	13	272	2	18	87	15	5	20	125
42	11	25	6	186	1	17	62	8	1	13	84
51	12	35	4	191	1	21	38	10	1	8	112
20	6	12	2	103		5	28	3	3	8	56
5		5		31		2	4	1	1	10	13

(6) 被虐待児童の相談状況

① 被虐待児童児童相談所別相談受付状況

年度		平成21年	22年	23年	24年	25年	26年
合 計		3,366	4,671	4,517	4,792	5,933	8,216
児童相談所別	児童相談センター	626	868	1,001	1,136	1,125	1,467
	(4152電話相談再掲)	246	277	332	383	290	226
	江 東	389	508	444	522	743	999
	品 川	320	582	536	468	588	678
	杉 並	208	321	270	298	370	591
	北	271	353	371	409	504	674
	立 川	179	227	217	226	372	498
	小 平	300	402	335	334	445	709
	八 王 子	262	347	336	364	417	698
	足 立	363	467	441	479	645	963
	多 摩	199	229	218	226	374	458
	世 田 谷	249	367	348	330	350	481
	特 別 区 児 相	-	-	-	-	-	-

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

② 被虐待児童相談対応状況（虐待内容別・児童相談所別主たる虐待者）

虐待者		合 計			実 父		実父以外の 総数
		総数	4152	非該当	総数	4152	
年度・児相		総数	4152	非該当	総数	4152	総数
平成30年度		16,967	193	2,948	5,816	61	625
令和元年度		21,659	247	3,020	7,633	96	761
2年度		25,736	185	2,386	9,305	78	924
3年度		26,047	116	2,024	9,847	43	883
4年度		27,798	100	1,525	11,180	33	847
虐待内容別	身体的虐待	7,397	33		2,361	9	286
	性的虐待	214	16		137	7	34
	心理的虐待	16,995	39		8,219	17	514
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,192	12		463		13
児童相談所別	児童相談センター	4,208	100	275	1,654	33	93
	江 東	1,411		85	670		59
	品 川	2,400		194	1,053		43
	杉 並	1,400		136	538		17
	北	832		84	332		13
	立 川	1,475		149	539		71
	小 平	2,149		164	901		86
	八 王 子	2,509		173	930		121
	足 立	2,780		167	1,087		142
	多 摩	1,541		98	573		34
	特 別 区 児 相	7,093		-	2,903		168
全 国			207,660		86,144		

※ 全国は、令和3年度 福祉行政報告例の数値

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 令和2年度以降、特別区児童相談所分を含む。ただし、非該当件数には東京都児童相談

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
10,619	12,934	14,207	17,454	21,019	25,657	26,604	28,202
1,958	2,471	2,874	3,393	3,985	4,902	4,422	4,537
173	257	199	193	247	185	116	100
1,143	1,422	1,688	1,985	2,376	1,473	1,505	1,419
894	1,215	1,373	1,837	1,995	2,175	2,079	2,321
824	878	934	1,229	1,531	1,799	1,800	1,346
850	974	1,069	1,246	1,650	1,729	1,666	897
817	735	769	1,062	1,474	1,486	1,618	1,566
755	896	992	1,215	1,460	1,903	2,168	2,115
910	1,232	1,312	1,771	2,012	2,223	2,534	2,425
1,197	1,542	1,596	1,618	1,969	2,336	2,528	2,934
709	787	677	1,001	1,215	1,365	1,409	1,634
562	782	923	1,097	1,352	-	-	-
-	-	-	-	-	4,266	4,875	7,008

主たる虐待者						
父親	実母		実母以外の母親		その他	
	総数	4152	総数	4152	総数	4152
3	7,295	103	50		3,181	26
17	9,746	120	69	1	3,450	13
8	11,843	80	124		3,540	19
3	11,970	59	103		3,244	11
	12,962	52	91	9	2,718	6
	3,043	22	24		1,683	2
	28		9	9	6	
	7,275	21	49		938	1
	2,616	9	9		91	3
	1,970	52	18	9	473	6
	558		2		122	
	950		5		349	
	651		5		189	
	356				131	
	669		10		186	
	944		4		214	
	1,225		13		220	
	1,304		8		239	
	790		4		140	
	3,545		22		455	
11,182		98,540		969		10,825

所分のみを含む。

③ 被虐待児童児童相談所別相談対応状況（虐待内容別）

年度・内容		児相		合計		児童相談センター			
		合計		児童相談センター		江東	品川	杉並	
		総数	4152	非該当	総数				
平成30年度	16,967	193	2,948	3,449	193	1,975	1,669	1,134	
令和元年度	21,659	247	3,020	4,208	247	2,506	2,188	1,631	
2年度	25,736	185	2,386	5,121	185	1,392	2,189	1,772	
3年度	26,047	116	2,024	4,432	116	1,580	1,972	1,800	
4年度	27,798	100	1,525	4,208	100	1,411	2,400	1,400	
虐待内容別	身体的虐待	7,397	33		1,116	33	357	708	434
	性的虐待	214	16		40	16	9	13	8
	心理的虐待	16,995	39		2,569	39	938	1,519	873
	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,192	12		483	12	107	160	85

- ※ 4152の件数は、4152電話相談の件数
- ※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止
- ※ 非該当件数には東京都児童相談所分のみを含む。

④ 被虐待児童児童相談所別相談対応状況（相談経路別）

相談経路		合計		相談																		
				家族		親戚		近隣・知人		児童本人		福祉事務所		子供家庭支援センター		児童家庭支援センター		児童委員		保健所		
		総数	4152	非該当	総数	4152	総数	4152	総数	4152	総数	4152	総数	4152	総数	4152	総数	4152	総数	4152		
平成30年度	16,967	193	2,948	1,491	106	123	7	3,942	53	207	21	13	0	615	0	0	0	17	0	8	0	
令和元年度	21,659	247	3,020	1,956	131	118	5	4,478	65	240	31	18	0	821	0	0	0	13	0	10	0	
2年度	25,736	185	2,386	1,999	110	165	8	5,412	28	329	21	45	0	721	0	0	0	16	0	18	0	
3年度	26,047	116	2,024	1,923	71	175	3	5,464	19	325	15	52	0	756	0	0	0	19	0	31	0	
4年度	27,798	100	1,525	1,983	74	143	1	4,465	12	343	9	51	0	741	0	0	0	11	0	27	0	
児童相談所別	児童相談センター	4,208	100	275	379	74	12	1	647	12	65	9	3	0	176	0	0	0	0	1	0	
	江東	1,411		85	100		4		214		11		2		28		0		1		1	
	品川	2,400		194	160		12		427		33		0		35		0		0		1	
	杉並	1,400		136	107		6		289		17		0		47		0		0		0	
	北	839		84	74		4		157		15		1		16		0		2		0	
	立川	1,475		149	137		4		199		12		2		88		0		0		0	
	小平	2,149		164	172		12		330		20		2		72		0		1		1	
	八王子	2,509		173	146		9		282		28		0		80		0		0		0	
	足立	2,780		167	140		14		388		24		3		31		0		1		3	
	多摩	1,541		98	128		11		255		21		1		70		0		0		1	
特別区児相	7,093		-	440		55		1,281		97		37		98		0		6		19		
全国			207,660			14,696		2,649		28,075		2,529		10,682		0		121		195		226

- ※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止
- ※ 令和2年度以降、特別区児童相談所分を含む。ただし、非該当件数には東京都児童相談所分のみ
- ※ 令和4年度より、児童相談所設置区の関係機関から通告等があったケースのうち他の経路に該当



相 談 所 別								全 国
北	立川	小平	八王子	足立	多摩	世田谷	特別 区児相	
1,242	1,087	1,134	1,728	1,512	994	1,043	-	159,838
1,531	1,301	1,516	2,027	2,098	1,214	1,439	-	193,780
1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099	205,044
1,662		2,128	2,295	2,515	1,353	-	4,756	207,660
832	1,475	2,149	2,509	2,780	1,541	-	7,093	
226	429	619	605	803	402	-	1,698	
4	11	18	23	26	15	-	47	
520	841	1,286	1,506	1,647	928	-	4,368	
82	194	226	375	304	196	-	980	

経 路																							
医療 機関	児童福 祉施設 等		里 親	警察等	学校等	認定こ ども園	そ の 他					計											
	総数	総数					総数	総数	総数	総数	総数		総数	総数									
総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数											
312	0	65	2	0	0	6,975	0	549	1	1	0	395	0	25	0	31	1	2	0	2,196	2	2,649	3
338	1	127	1	1	1	9,500	0	690	5	0	0	54	0	47	0	34	1	0	0	2,727	6	3,349	7
349	2	194	2	0	0	11,437	0	841	5	1	0	954	0	74	0	163	0	0	0	3,018	9	4,209	9
383	0	169	0	0	0	11,747	0	802	2	6	0	734	0	167	0	170	1	0	0	3,124	5	4,195	6
368	1	248	0	0	0	13,351	0	1,073	2	9	0	995	0	287	0	147	0	0	0	3,556	1	4,985	1
49	1	21	0	0	0	2,154	0	70	2	3	0	129	0	51	0	2	0	0	0	446	1	628	1
15		6				771		38		0		40		19		0		0		161		220	
21		14				1,307		61		0		64		2		5		0		258		329	
14		2				715		20		0		31		12		1		0		139		183	
14		3				403		19		0		17		5		0		0		102		124	
18		2				685		28		0		47		7		3		0		247		304	
35		16				1,108		57		0		69		8		4		0		242		323	
37		14				1,317		69		0		104		17		2		0		404		527	
23		11				1,539		60		1		89		17		5		0		431		542	
25		5				761		41		0		27		25		5		0		165		222	
117		154				2,591		610		5		378		124		120		0		961		1,583	
3,608		2,867		78		103,104		14,944		265		9,584		2,772		4,491		26		6,748		23,621	

を含む。

しないものは、都道府県等に計上

⑤ 被虐待児童児童相談所別相談対応状況（援助内容別）

児相 年度・内容		合 計			児 童				
					児童相談センター		江	品	杉
		総数	4152 (再掲)	非該当 (再掲)※	計	4152 (再掲)※	東	川	並
平成30年度		16,967	193	2,948	3,449	199	1,975	1,669	1,134
令和元年度		21,659	247	3,020	4,208	247	2,506	2,188	1,631
2年度		25,736	185	2,386	5,121	185	1,392	2,189	1,772
3年度		26,047	116	2,024	4,432	116	1,580	1,972	1,800
4年度		27,803	100	1,525	4,208	100	1,411	2,400	1,400
援助 内容 別	児童福祉施設に入所	451			72		26	22	7
	里親委託	29			2		1		1
	面接指導	19,547	100	1,525	2,548	100	717	1,468	963
	その他	7,776			1,586		667	910	429

※ 全国において、平成13年度からひとつの事例に対して複数の処理をした場合は、複数計上とした。

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 非該当件数には東京都児童相談所分のみを含む。

相 談 所 別								全 国
北	立 川	小 平	八 王 子	足 立	多 摩	世 田 谷	特 別 区 児 相	
1,242	1,087	1,134	1,728	1,512	994	1,043	-	162,078
1,531	1,301	1,516	2,027	2,098	1,214	1,439	-	196,549
1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099	206,301
1,662	1,554	2,128	2,295	2,515	1,353	-	4,756	208,975
832	1,475	2,149	2,509	2,780	1,541	-	7,098	
12	16	31	52	53	29	-	131	
	2		4	1	3	-	15	
598	989	1,397	1,752	1,972	901	-	6,242	
222	468	721	701	754	608	-	710	

⑥ 被虐待児童相談処理状況 (虐待内容別・年齢別児童相談所別)

内容・児相		合計			虐待内容別											
					身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		暴力の目撃等によるもの(再掲)		保護の怠慢・拒否(ネグレクト)		棄児(再掲)	
		総数	4152(再掲)	非該当(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)	計	4152(再掲)
年度・年齢																
平成30年度		16,967	193	2,948	6,293	67	119	10	8,394	73	5,592	8	2,161	43	1	31
令和元年度		21,659	247	3,020	7,386	107	145	8	11,395	83	7,764	10	2,733	49	4	16
2年度		25,736	185	2,386	7,505	73	211	14	15,124	78	9,639	11	2,896	20	1	29
3年度		26,047	116	2,024	7,185	41	180	7	15,946	51	9,847	7	2,736	17		28
4年度		27,798	100	1,525	7,397	33	214	16	16,995	39	10,732	2	3,192	12	3	65
市町村と重複(再掲)		521	1	10	109		10		278	1	215		124			
年齢別 内訳	0歳	1,658	1	82	190		1		1,202	1	913		265		1	7
	1歳	1,690	2	88	205	1	2		1,318		968		165	1		
	2歳	1,728	4	98	266	4	2		1,253		811		207			6
	3歳	1,822	7	126	393	3	3		1,214	4	748		212			8
	4歳	1,759	4	110	338		7		1,204	4	750	1	210		1	7
	5歳	1,707	5	122	396	3	12		1,096	1	638		203	1		5
	6歳	1,717	7	97	432	2	11		1,084	4	677		190	1	1	5
	7歳	1,761	8	95	488	5	9		1,047	1	648		217	2		2
	8歳	1,614	5	65	431	2	10		992	3	612		181			5
	9歳	1,654	6	80	514		17	2	932	4	566		191			7
	10歳	1,743	8	106	576	3	15	2	963	1	600		189	2		3
	11歳	1,557	4	61	533	2	11		847	2	508		166			3
	12歳	1,658	6	90	572	1	20		880	4	541		186	1		2
	13歳	1,428	6	62	523	1	30	2	720	2	449	1	155	1		1
	14歳	1,376	6	61	507	5	18		705	1	404		146			2
	15歳	1,141	5	72	428	1	15		578	4	356		120			1
	16歳	997	11	68	342		21	10	522	1	308		112			
17歳	729	4	41	249		10		397	1	225		73	3		1	
18歳	59	1	1	14				41	1	10		4				

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

※ 非該当件数には東京都児童相談所分のみを含む。

				児 童 相 談 所 別													全 国			
登校・登園 の禁止 (再掲)	保護者以外の者による虐待			セ ン タ ー	江 東	品 川	杉 並	北	立 川	小 平	八 王 子	足 立	多 摩	世 田 谷	特 別 区 児 相					
	身体的虐待 (再掲)	性的虐待 (再掲)	心理的虐待 (再掲)																	
4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)	4152 (再掲)																	
4	2	73	79	97	3	3,449	1,975	1,669	1,134	1,242	1,087	1,134	1,728	1,512	994	1,043	-	159,838		
6		110	79	96	2	4,208	2,506	2,188	1,631	1,531	1,301	1,516	2,027	2,098	1,214	1,439	-	193,780		
12		114	1	91	3	78	1	5,121	1,392	2,189	1,772	1,815	1,585	1,885	2,217	2,281	1,380	-	4,099	205,044
11		83	1	107	2	55	1	4,432	1,580	1,972	1,800	1,662	1,554	2,128	2,295	2,515	1,353	-	4,756	207,660
12		105	1	99		91		4,208	1,411	2,400	1,400	832	1,475	2,149	2,509	2,780	1,541	-	7,093	
		5		7																
		3				2		292	78	140	68	41	102	138	155	190	113	-	341	
		1		1		3		230	84	150	94	48	98	137	123	184	81	-	461	
1		4				4		271	94	141	86	59	94	113	149	190	79	-	452	
		3		1		5		297	100	161	94	64	101	119	160	144	99	-	483	
		7		4		4		257	97	159	98	51	95	132	163	166	91	-	450	
		6		6		4		296	92	156	81	46	91	119	166	152	89	-	419	
3		6		4		2		248	93	164	84	59	85	114	155	163	106	-	446	
1		3		9		9		323	67	146	84	50	91	132	170	154	73	-	471	
1		5		4		5		249	80	125	72	54	77	117	137	170	78	-	455	
1		8		4		5		245	82	149	76	44	103	117	127	169	87	-	455	
2		7	1	12		8		261	85	139	113	57	76	149	142	163	95	-	463	
		11		11		9		228	87	130	82	38	84	145	136	153	96	-	378	
1		7		9		7		231	78	164	88	51	76	131	158	167	111	-	403	
2		11		10		5		193	77	118	77	38	84	128	130	159	72	-	352	
		7		15		3		181	80	120	67	32	61	120	134	157	86	-	338	
		7		8		6		161	52	102	61	26	64	91	108	120	69	-	287	
		3		1		6		148	44	73	42	43	52	98	113	98	66	-	220	
		6				4		95	41	63	33	31	41	49	83	81	50	-	162	
						2												-	57	

## 2 相談対応(援助) 状況 (特別区児童相談所分を含まない。)

### (1) 相談対応状況

年 度	内 訳	処									
		合 計	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 司 指 導	福 送 社 致 事 又 務 は 所 通 へ 知	児 童 委 員 の 指 導	里 親 委 託	児 童 福 祉 施 設		児 セン 童 タ 家   庭 指 支 導 支 委 援 託	指 医 定 療 発 機 達 関 支 委 援 託
								入 所	通 所		
平成30年度		40,864	2	3,444	220		114	892			1
令和元年度		45,501	1	3,730	217		132	1,036			2
2年度		43,078	5	3,251	107		125	747			3
3年度		44,598	6	3,575	162		112	746			
4年度		43,482	11	3,744	171		88	645			
児 童 相 談 所 別	センター	15,520	2	825	39		33	133			
	4152 (再掲)	8,615									
	江 東	2,335		221	14		8	49			
	品 川	3,884	4	340	24		6	50			
	杉 並	2,491		201	2		1	21			
	北	1,422		120	11		1	34			
	立 川	2,580	1	292	17		10	57			
	小 平	3,810	4	488	21		8	79			
	八王子	4,189		372	23		6	90			
	足 立	4,497		477	4		9	89			
多 摩	2,754		408	16		6	43				

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

## 理

家庭裁判所へ送致	面接指導			区市町村指導委託	区市町村送致	その他
	助言指導	継続指導	他機関に斡旋			
16	33,931	990	286			968
24	35,671	1,164	335	21	2,102	1,066
14	31,441	1,014	394	39	4,854	1,084
18	31,873	863	562	29	5,637	1,015
12	30,613	841	763	46	5,660	888
	12,532	124	386	18	1,267	161
	8,615					
3	1,297	48	44	5	590	56
2	2,454	52	63	4	783	102
	1,757	79	25	3	349	53
1	957	66	13		181	38
	1,631	90	29	1	358	94
2	2,469	78	30	2	539	90
4	2,825	112	68	5	557	127
	3,111	48	70	1	580	108
	1,580	144	35	7	456	59



(2) 相談内容別対応状況

内 訳 相談の種類		前年度未対応繰越件数	新規受理件数	対 応							
				合計	訓戒・誓約	児童福祉司の指導	福へ送祉致事又は務通所知	児童委員の指導	里親委託	児童福祉施設	
										入所	通所
計		5,519	44,350	43,482	11	3,744	171		88	645	
養護相談	被虐待相談 ( )内は非該当再掲	3,023	21,194	20,705 (1,525)	1	1,389			14	320	
	その他相談	382	8,421	8,294	10	1,782			13	91	
保健相談		1	501	501							
障害相談	肢体不自由相談	5	86	85							
	視聴覚障害相談		1	1							
	言語発達障害相談		11	11							
	重症心身障害相談	8	45	48							
	知的障害相談	1,238	4,920	4,891						1	
発達障害相談		197	197								
非行相談	ぐ犯行為等相談	259	1,192	1,174		195				24	
	触法行為等相談	179	606	542		60				11	
育成相談	不登校相談	26	546	534		2					
	性格行動相談	225	2,633	2,520		72				9	
	育児・しつけ相談	19	430	434							
	適正相談	4	1,025	1,028							
ことばの遅れ相談											
その他の相談		150	2,542	2,517		244	171		61	189	
いじめ相談(再掲)			30	29							

注 特別区児童相談所開設時に各区へ引継いだ援助未決定件数は含まない。

児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 託	指 導 機 関 支 援 託	家 庭 裁 判 所 へ 送 致	件 数						未対応件数		
			面 接 指 導			区 市 町 村 指 導 委 託	区 市 町 村 送 致	そ の 他	合 計	一 時 保 護 施 設 入 所	そ の 他
			助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 に 幹 旋						
		12	30,613	841	763	46	5,660	888	5,926	165	5,761
			12,547 (1,525)	236	522	13	5,642	21	3,238	117	3,121
			5,911	261	51	29	16	130	459	16	443
			501						1		1
			4	81					3		3
			1								
			11								
			4	44					5		5
			4,862	28					1,241		1,241
			197								
		3	730	56	157			9	249	19	230
		9	431	12	18			1	213	2	211
			516	16					34		34
			2,320	103	14		1	1	315	7	308
			430	3			1		15		15
			1,028						1		1
			1,120	1	1	4		726	152	4	148
			29						1		1

(3) 養護相談内容別対応状況

年度	内容	合 計	孤 児	迷 子	被 虐 待 児	養		
						小 計	家 出	死 亡
平成30年度		24,679		3	16,967	2,456	33	13
令和元年度		29,221		3	21,659	2,535	33	27
2年度		29,248		1	21,637	2,753	22	17
3年度		29,542		1	21,291	2,932	12	26
4年度		28,999		2	20,705	2,855	26	23
	児童福祉施設 に入所	411			320	91		6
	里親委託	27			14	11	2	4
	面接指導	19,528		2	13,305	2,674	22	12
	その他	9,033			7,066	79	2	1

(年度別)

育 困 難							そ の 他 の 相 談
離 婚	傷 病	出 産	就 労	拘 置 ・ 拘 留	家 族 環 境	そ の 他	
18	951	58	16	66	896	405	5,253
32	935	56	19	53	886	494	5,024
6	1,009	53	22	44	1,054	526	4,857
13	1,175	50	14	52	1,108	482	5,318
16	1,004	43	8	50	1,184	501	5,437
3	28	2		3	19	30	
	2			1	1	1	2
13	966	41	8	46	1,118	448	3,547
	8				46	22	1,888

(4) 児童福祉施設等の措置状況及び入所待機状況

① 児童福祉施設等新規措置状況

内訳 年度	合 計	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	(旧 再 虚 弱 児 掲 設)	旧施 知的 障 害 児 設	
					(旧 再 自 閉 症 児 掲 設)	(旧 再 自 閉 症 児 掲 設)
平成30年度	894	272	493	17	43	
令和元年度	1,038	334	566	18	42	
2年度	750	202	439	11	33	
3年度	746	189	422	24	33	
4年度	647	169	368	8	25	2

② 児童福祉施設等措置状況

内訳 年度	合 計	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	(旧 再 虚 弱 児 掲 設)	旧施 知的 障 害 児 設	
					(旧 再 自 閉 症 児 掲 設)	(旧 再 自 閉 症 児 掲 設)
平成30年度	3,640	369	2,874	105	214	
令和元年度	3,630	388	2,836	97	215	
2年度	3,078	277	2,458	74	180	
3年度	3,048	255	2,432	79	187	
4年度	2,779	229	2,221	64	164	2

注 平成24年4月～法改正により知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療  
また、障害児通園施設は、**障害児通所支援**に一元化し、**実施主体が市町村**に移る。  
肢体不自由児・重症心身障害児施設に指定発達支援医療機関委託分を含む。

③ 男女別・年齢別施設入所待機数

(令和4年度末現在)

施設別・男女別	年齢別	合 計	0 ～ 5 歳	6 ～ 11 歳	12 ～ 14 歳	15 ～ 17 歳
	重症心身 障害児施設	男	29	8	7	8
女		16	6	5	2	3
計		45	14	12	10	9

障害児入所施設等					児童自立支援施設	児童心理治療施設
旧肢体不自由児設	旧療肢体護不自自由児設	旧盲児施設	旧ろうあ児施設	旧（施重症・心身障害児）施設		
3	0	0	0	7	74	2
5	0	0	2	3	86	0
2	0	0	1	6	64	3
2	2	0	5	3	86	4
1	0	0	0	3	76	3

令和5年3月31日現在（令和4年度末）に措置している件数

障害児入所施設					児童自立支援施設	児童心理治療施設
旧肢体不自由児設	旧療肢体護不自自由児設	旧盲児施設	旧ろうあ児施設	旧（施重症・心身障害児）施設		
38	1	0	7	38	97	2
42	1	0	8	36	104	0
38	1	0	7	35	79	3
32	3	0	4	34	95	6
28	2	0	3	32	92	6

護施設、盲・ろうあ児施設、重症心身障害児施設は、**障害児入所施設**に一元化

### 3 調査、診断（特別区児童相談所分を含まない。）

#### (1) 児童福祉司活動状況（社会診断）

##### ① 新規相談者

（年度別・児童相談所別）

年 度	内 容	調査活動状況									計
		訪問調査			所内面接			その他			
		児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	
平成30年度		48,104 (43,870)	33,143 (30,079)	62,288 (52,462)	17,857 (12,589)	23,749 (17,524)	75,376 (67,621)	5,716 (4,467)	104,287 (82,221)	208,439 (173,808)	578,959 (484,641)
令和元年度		55,855 (51,517)	36,592 (33,684)	61,727 (52,907)	21,759 (16,287)	26,447 (20,115)	67,082 (59,861)	6,734 (5,430)	114,251 (92,057)	234,292 (200,891)	624,739 (532,749)
2年度		60,560 (55,695)	41,740 (38,195)	58,817 (49,627)	25,660 (19,323)	30,948 (23,640)	104,050 (93,603)	8,961 (7,467)	124,383 (99,004)	266,578 (222,176)	721,697 (608,730)
3年度		60,894 (55,338)	41,944 (38,218)	60,805 (50,980)	26,699 (19,451)	33,378 (25,206)	115,705 (100,600)	12,005 (10,245)	134,657 (106,340)	277,452 (228,033)	763,539 (634,411)
4年度		60,549 (54,544)	43,399 (39,103)	63,507 (52,787)	28,520 (21,073)	36,082 (27,640)	126,453 (108,112)	10,059 (8,173)	138,964 (108,670)	300,670 (248,593)	808,203 (668,695)
児 童 相 談 所 別	児童相談センター	11,482 (10,499)	8,665 (7,879)	12,985 (10,592)	4,981 (3,846)	6,846 (5,464)	39,065 (35,231)	1,747 (1,425)	28,732 (23,558)	54,581 (44,761)	169,084 (143,255)
	江 東	3,868 (3,583)	2,958 (2,754)	4,152 (3,628)	1,930 (1,475)	2,450 (1,872)	3,879 (3,305)	486 (390)	7,656 (5,695)	21,108 (18,358)	48,487 (41,060)
	品 川	5,411 (4,818)	3,707 (3,282)	6,232 (5,133)	2,889 (2,138)	4,053 (3,101)	16,692 (15,074)	1,304 (1,075)	18,223 (15,063)	33,182 (29,019)	91,693 (78,703)
	杉 並	1,812 (1,598)	1,602 (1,403)	2,283 (1,823)	1,878 (1,304)	2,844 (2,068)	3,062 (2,521)	1,180 (1,013)	7,796 (5,737)	16,851 (13,748)	39,308 (31,215)
	北	2,904 (2,619)	2,042 (1,802)	2,348 (1,769)	1,260 (976)	1,709 (1,346)	4,800 (4,217)	436 (332)	7,029 (5,621)	12,888 (10,307)	35,416 (28,989)
	立 川	5,770 (5,119)	3,608 (3,160)	8,379 (6,880)	2,903 (2,018)	2,996 (2,220)	3,157 (2,074)	524 (375)	7,986 (5,982)	31,965 (25,879)	67,288 (53,707)
	小 平	4,788 (4,349)	3,830 (3,466)	7,153 (6,209)	3,723 (2,856)	4,946 (3,991)	6,650 (5,578)	640 (425)	13,443 (9,442)	22,728 (17,468)	67,901 (53,784)
	八 王 子	6,412 (5,623)	4,069 (3,519)	7,541 (6,163)	2,753 (1,926)	2,905 (2,119)	7,478 (5,871)	627 (505)	13,598 (10,147)	36,687 (30,269)	82,070 (66,142)
	足 立	14,768 (13,706)	10,491 (9,898)	9,204 (8,113)	3,948 (2,879)	4,623 (3,401)	28,118 (23,771)	1,130 (916)	23,686 (19,137)	53,440 (45,797)	149,408 (127,618)
	多 摩	3,334 (2,630)	2,427 (1,940)	3,230 (2,477)	2,255 (1,655)	2,710 (2,058)	13,552 (10,470)	1,985 (1,717)	10,815 (8,288)	17,240 (12,987)	57,548 (44,222)

( )内は被虐待児童の再掲

② 指導・調査

(年度別・児童の措置内容別・児童相談所別)

年 度	内 容	調査活動状況									計
		訪問調査			所内面接			その他			
		児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	児童	保護者	その他	
平成30年度		12,447	12,800	30,753	3,389	8,333	14,778	1,867	50,633	97,610	232,610
令和元年度		16,186	14,355	34,738	5,481	10,637	18,219	2,828	62,752	115,683	280,879
2年度		22,658	16,321	41,415	9,959	12,994	30,096	5,276	87,540	163,880	390,139
3年度		22,933	16,270	42,455	11,009	13,994	36,465	5,029	90,043	175,045	413,243
4年度		20,385	14,674	39,145	10,340	13,453	29,869	6,015	85,414	162,109	381,404
児童の措置内容	継続指導	1,294	981	1,878	885	1,048	2,004	484	5,902	9,130	23,606
	児童福祉司等の指導	7,294	5,651	10,298	6,027	6,671	9,247	2,807	29,876	39,105	116,976
	児童福祉施設	9,637	5,593	20,719	2,557	4,606	14,981	1,368	38,416	92,741	190,618
	指定発達支援医療機関	4	7	5	1	1	1	0	28	67	114
	里委託児童	725	510	1,675	435	340	1,411	379	2,819	7,656	15,950
	他児相より指導依頼	1,431	1,932	4,570	435	787	2,225	977	8,373	13,410	34,140
	措置解除後のケース(再掲)	111	114	176	86	115	206	155	1,764	3,638	6,365
児童相談所別	児童相談センター	3,498	2,668	7,332	1,586	2,243	5,589	650	16,025	33,311	72,902
	江 東	1,548	1,197	3,409	845	1,322	5,383	728	6,804	13,412	34,648
	品 川	2,509	1,750	4,159	1,393	1,779	2,228	566	9,169	14,643	38,196
	杉 並	1,077	853	1,924	791	1,171	1,110	659	7,089	9,727	24,401
	北	1,528	965	3,262	436	729	1,145	210	4,477	11,965	24,717
	立 川	1,992	1,518	3,045	927	951	1,475	1,102	6,098	11,030	28,138
	小 平	2,043	1,524	3,945	1,187	1,573	2,006	442	10,729	16,594	40,043
	八 王 子	2,101	1,349	4,819	977	971	2,515	395	7,362	19,764	40,253
	足 立	2,876	1,744	4,857	1,405	1,683	5,641	414	10,922	21,745	51,287
多 摩	1,213	1,106	2,393	793	1,031	2,777	849	6,739	9,918	26,819	



③ 指導等の調査活動状況

年 度	内容	計		継続指導		児童福祉司指導		児童福祉施設	
平成30年度		232,610	(100.0%)	38,734	(16.7%)	14,539	(6.3%)	148,712	(63.9%)
令和元年度		280,879	(100.0%)	38,861	(13.8%)	43,529	(15.5%)	162,848	(58.0%)
2年度		390,139	(100.0%)	35,493	(9.1%)	111,653	(28.6%)	199,582	(51.2%)
3年度		413,243	(100.0%)	30,994	(7.5%)	125,108	(30.3%)	214,895	(52.0%)
4年度		381,404	(100.0%)	23,606	(6.2%)	116,976	(30.7%)	190,618	(50.0%)
内 訳	訪問面接	74,204	(100.0%)	4,153	(5.6%)	23,243	(31.3%)	35,949	(48.5%)
	所内面接	53,662	(100.0%)	3,937	(7.3%)	21,945	(40.9%)	22,144	(41.3%)
	その他	253,538	(100.0%)	15,516	(6.1%)	71,788	(28.3%)	132,525	(52.3%)

指定発達支援 医療機関	里親委託				措置解除後 のケース (再掲)
	委託児童		他児相より指導依頼		
221 (0.1%)	9,122 (3.9%)	21,282 (9.1%)	6,243		
158 (0.1%)	9,955 (3.5%)	25,528 (9.1%)	6,744		
141 (0.0%)	13,412 (3.4%)	29,858 (7.7%)	7,618		
106 (0.0%)	15,684 (3.8%)	26,456 (6.4%)	7,079		
114 (0.0%)	15,950 (4.2%)	34,140 (9.0%)	6,365		
16 (0.0%)	2,910 (3.9%)	7,933 (10.7%)	401		
3 (0.0%)	2,186 (4.1%)	3,447 (6.4%)	407		
95 (0.0%)	10,854 (4.3%)	22,760 (9.0%)	5,557		

(2) 心理診断状況

年 度	内 容	計		養護相談		保 健 相 談	障 害					
		男	女	養 護 相 談	被（ 虐再 待掲 相） 談		肢相 体不 自由 談	視相 聴覚 障 害談	言相 語 障 害談	重障 害 心相 身談		
平成30年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	12,802 (65,492)	7,696 (37,973)	5,106 (27,519)	5,026 (30,749)	4,341 (26,757)		9 (9)		2 (2)	11 (22)	
令和元年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	13,644 (74,604)	8,026 (41,160)	5,618 (33,444)	5,531 (36,465)	4,826 (32,408)		9 (16)			5 (8)	
2年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	13,143 (80,585)	7,868 (45,296)	5,275 (35,289)	6,053 (42,795)	5,220 (37,423)		10 (17)			2 (6)	
3年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	14,090 (94,365)	8,145 (50,867)	5,945 (43,498)	5,865 (47,663)	4,869 (41,179)		6 (7)			4 (7)	
4年度	新規ケース数 延ケース数(回数)	14,383 (99,836)	8,595 (54,950)	5,788 (44,886)	6,180 (50,757)	5,182 (43,511)		6 (7)		2 (4)	9 (11)	
児 童 相 談 所 別 内 訳	センター	新規ケース数 延ケース数(回数)	2,791 (20,185)	1,584 (10,763)	1,207 (9,422)	1,330 (10,924)	1,125 (9,770)		3 (3)		2 (4)	1 (2)
	江 東	新規ケース数 延ケース数(回数)	878 (6,581)	543 (3,741)	335 (2,840)	352 (2,683)	313 (2,396)					
	品 川	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,463 (9,976)	920 (5,644)	543 (4,332)	612 (4,406)	473 (3,736)					
	杉 並	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,292 (7,800)	785 (4,146)	507 (3,654)	651 (4,356)	575 (3,656)					
	北	新規ケース数 延ケース数(回数)	622 (5,419)	356 (2,836)	266 (2,583)	327 (2,963)	282 (2,496)					1 (1)
	立 川	新規ケース数 延ケース数(回数)	925 (7,224)	515 (3,674)	410 (3,550)	344 (3,423)	268 (2,756)		1 (1)			1 (1)
	小 平	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,789 (13,219)	1,075 (7,425)	714 (5,794)	632 (6,457)	551 (5,396)					1 (1)
	八 王 子	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,560 (9,799)	969 (5,571)	591 (4,228)	528 (4,893)	420 (4,006)					1 (1)
	足 立	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,659 (11,870)	984 (6,564)	675 (5,306)	634 (6,124)	547 (5,436)		1 (2)			
	多 摩	新規ケース数 延ケース数(回数)	1,404 (7,763)	864 (4,586)	540 (3,177)	770 (4,528)	628 (3,863)		1 (1)			4 (5)

注 ことばの遅れは、障害相談に計上

相 談				非行相談			育成相談					そ の 他 の 相 談
知相 的 障 害 談	こ遅 とれ ば相 の談	発達 障害 相談	小 計	ぐ相 犯 行 為 等談	触相 法 行 為 等談	小 計	不 登 校 相 談	性相 格 行 動談	育相 児・ しっ け談	適 性 相 談	小 計	
4,982 (15,680)	4 (5)	3 (21)	5,011 (15,739)	1,225 (6,943)	431 (1,965)	1,656 (8,908)	52 (398)	357 (2,001)	29 (126)	10 (26)	448 (2,551)	661 (7,545)
5,115 (16,367)	3 (3)		5,132 (16,394)	1,223 (7,504)	527 (2,217)	1,750 (9,721)	68 (455)	383 (2,013)	37 (201)	8 (12)	496 (2,681)	735 (9,343)
4,036 (14,927)			4,048 (14,950)	1,166 (7,407)	580 (2,054)	1,746 (9,461)	42 (356)	478 (2,588)	31 (227)	9 (30)	560 (3,201)	736 (10,178)
4,858 (18,485)			4,868 (18,499)	1,254 (8,561)	643 (2,626)	1,897 (11,187)	47 (385)	637 (3,676)	34 (210)	7 (44)	725 (4,315)	735 (12,701)
4,983 (19,770)			5,000 (19,792)	1,002 (7,674)	705 (3,013)	1,707 (10,687)	62 (521)	756 (4,290)	21 (105)	4 (7)	843 (4,923)	653 (13,677)
826 (3,790)			832 (3,799)	195 (1,396)	140 (442)	335 (1,838)	7 (21)	131 (470)	5 (12)	4 (6)	147 (509)	147 (3,115)
297 (1,797)			297 (1,797)	67 (420)	31 (169)	98 (589)	3 (45)	74 (370)			77 (415)	54 (1,097)
541 (2,827)			541 (2,827)	98 (652)	113 (383)	211 (1,035)	6 (51)	23 (175)	1 (23)		30 (249)	69 (1,459)
375 (779)			375 (779)	98 (752)	29 (138)	127 (890)	22 (136)	84 (461)		(3)	106 (601)	33 (1,174)
147 (755)			148 (756)	34 (356)	29 (158)	63 (514)	6 (58)	45 (356)	2 (9)		53 (423)	31 (763)
348 (1,617)			350 (1,619)	89 (903)	43 (165)	132 (1,068)	4 (91)	32 (195)	7 (18)		43 (304)	56 (810)
725 (2,551)			726 (2,552)	132 (1,230)	84 (415)	216 (1,645)	6 (55)	131 (767)	3 (19)		140 (841)	75 (1,724)
705 (2,236)			706 (2,237)	106 (621)	62 (300)	168 (921)	5 (54)	85 (479)	1 (12)		91 (545)	67 (1,203)
622 (2,485)			623 (2,487)	131 (854)	150 (673)	281 (1,527)	1 (2)	30 (142)	1 (4)		32 (148)	89 (1,584)
397 (933)			402 (939)	52 (490)	24 (170)	76 (660)	2 (8)	121 (875)	1 (5)		124 (888)	32 (748)

(3) 医学診断状況（新規ケース数）

年 度	計			養護相談		保 健 相 談	肢相 体不 自由 談	視相 聴覚 障害 談	言相 語障 害談
	男	女	養 護 相 談	被（ 虐待 再掲 相 談）					
平成30年度	4,218	2,831	1,387	381	355		1		
令和元年度	4,167	2,749	1,418	419	369		1		
2年度	3,516	2,426	1,090	383	343				
3年度	4,288	2,760	1,528	560	510				
4年度	4,197	2,772	1,425	514	471				
	精神科	3,223	2,149	1,074	367	337			
	小児科	713	480	233	33	26			
	その他	261	143	118	114	108			
児 童 相 談 所 別 内 訳	センター	930	594	336	221	209			
	江 東	254	160	94	17	15			
	品 川	559	366	193	53	51			
	杉 並	375	261	114	15	12			
	北	209	132	77	29	24			
	立 川	254	183	71	25	20			
	小 平	458	292	166	51	47			
	八 王 子	482	321	161	21	18			
	足 立	449	291	158	53	49			
	多 摩	227	172	55	29	26			

注 ことばの遅れは、障害相談に計上

障害相談					非行相談			育成相談					その他の相談
重障害 心相 身談	知的 障害 相談	遅れ ば相 の談	発達 障害 相談	小 計	相 犯 行 為 等談	相 触 法 行 為 等談	小 計	不 登 校 相 談	性 相 格 行 動談	育 相 児 ・ し っ け談	適 性 相 談	小 計	
	3,619	2		3,622	109	44	153	1	28		3	32	30
	3,517			3,518	141	31	172		23	4	1	28	30
	2,965		1	2,966	102	27	129	2	15	3		20	18
	3,475			3,475	131	32	163		52	4	1	57	33
	3,499			3,499	94	40	134	4	22	1		27	23
	2,710			2,710	73	33	106	4	18	1		23	17
	671			671	5		5		1			1	3
	118			118	16	7	23		3			3	3
	653			653	32	15	47		5	1		6	3
	230			230	2	2	4						3
	490			490	9	1	10		2			2	4
	349			349	5		5	2	2			4	2
	165			165	5	2	7		3			3	5
	220			220	5		5		3			3	1
	378			378	15	8	23	2	2			4	2
	447			447	9	3	12		2			2	
	377			377	8	8	16						3
	190			190	4	1	5		3			3	

#### 4 一時保護状況(特別区児童相談所分を含まない。①、②、③、④及び⑥、⑦に

##### ① 相談内容別新規入所状況(保護所間の移送を含む)

	合計	養護									
		被虐待				その他					
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	
平成30年度	一時保護所	2,141	238	495	336	218	56	63	32	22	
	治療指導課	69	8	24	16	3	2	4	1	1	
令和元年度	一時保護所	2,305	249	604	389	243	37	65	34	40	
	治療指導課	81	12	37	12	3	3	4	2		
2年度	一時保護所	2,131	210	554	353	214	34	79	49	55	
	治療指導課	40		22	7			1	1	1	
3年度	一時保護所	2,252	205	527	379	255	37	58	51	38	
	治療指導課	56		21	16	3		2	3		
4年度		2,409	202	569	427	244	32	82	81	71	
児童相談所別	センター	1,042	135	300	131	96	23	38	23	27	
	江東	375		78	92	41		13	18	15	
	立川	172	67	78			9	13			
	八王子	471		68	116	49		12	25	21	
	足立	349		45	88	58		6	15	8	
治療指導課(別掲)		38		13	7	2		5	3		

##### ② 年齢別入所児童数(保護所間の移送を含む)

	合計	幼児									
		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	6歳	
平成30年度	一時保護所	2,141	294		2	69	83	64	76	1,847	74
	治療指導課	69	10				3	6	1	59	5
令和元年度	一時保護所	2,305	288		1	49	78	83	77	2,017	85
	治療指導課	81	15		2		3	5	5	66	9
2年度	一時保護所	2,131	246			42	67	74	63	1,885	70
	治療指導課	40								40	
3年度	一時保護所	2,252	245			54	59	68	64	2,007	74
	治療指導課	56								56	2
4年度		2,409	234			32	62	72	68	2,175	77
児童相談所別	センター	1,042	158			23	49	48	38	884	53
	江東	375								375	3
	立川	172	76			9	13	24	30	96	21
	八王子	471								471	
	足立	349								349	
治療指導課(別掲)		38								38	5

##### ③ 保護人数及び日数(保護所間の移送を含む)

	合計	年間保護実人員		年間保護延日数(A)	1日平均延人数((A)÷365)	
		前年度からの継続数	新規入所			
平成30年度	一時保護所	2,361	220	2,141	89,298	244.7
	治療指導課	77	8	69	3,084	8.4
令和元年度	一時保護所	2,533	228	2,305	98,255	269.2
	治療指導課	95	14	81	4,848	13.3
2年度	一時保護所	2,352	221	2,131	90,683	248.4
	治療指導課	54	14	40	2,766	7.6
3年度	一時保護所	2,479	227	2,252	104,429	286.1
	治療指導課	63	7	56	3,321	9.1
4年度		2,663	254	2,409	113,869	312.0
児童相談所別	センター	1,160	118	1,042	51,941	142.3
	江東	410	35	375	16,176	44.3
	立川	197	25	172	10,215	28.0
	八王子	513	42	471	19,401	53.2
	足立	383	34	349	16,136	44.2
治療指導課(別掲)		46	8	38	3,217	8.8

注 各表とも治療指導課は別掲

については保護所間の移送を含む。)

障害			非行			育成				保健・その他			
6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上	0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15 歳以上
			96	317	198		18	20	12		3	10	7
							4	5			1		
			77	295	214	2	20	17	7		2	9	1
			2		1		3				2		
			86	235	187	1	22	29	11	1	2	6	3
				1			2				4	1	
			49	295	243	2	32	41	29	1	2	4	4
			2	4			3				1	1	
			62	242	252		40	57	32		3	6	7
			28	67	105		21	27	14		2	2	3
			11	51	32		8	8	7				1
							4				1		
			15	73	60		5	15	9			2	1
			8	51	55		2	7	2			2	2
			2				4	1			1		

学齢児以上											
7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上
81	77	137	138	168	163	274	278	171	162	122	2
4	11	4	5	4	5	13	4	1	2	1	
99	112	147	158	167	231	259	254	213	172	120	
4	11	9	8	7	5	2	7	4			
79	109	144	171	170	205	260	207	218	160	92	
7	4	6	6	6	6	1	3	1			
109	85	117	136	147	214	289	267	192	225	149	3
5	2	7	3	10	6	11	7	2	1		
108	109	139	147	176	245	305	263	240	229	136	1
62	70	80	61	63	67	85	98	94	95	56	
8	17	22	23	37	49	72	48	34	38	23	1
38	22	15									
		13	36	51	77	85	69	52	58	30	
		9	27	25	52	63	48	60	38	27	
1	2	4	7	6	4	4	3	2			



④ 養護内訳保護人数

年齢	内訳	合計	被虐待	養護困難						その他	
				家出	死亡	傷病	出産	就労	拘留		
一時保護所	合計	1,708	1,442	5	7	57	2		18	170	7
	乳幼児学齢	234	202			23	1		1	6	1
	合計	1,474	1,240	5	7	34	1		17	164	6
治療指導課	合計	30	22							7	1
	乳幼児学齢	30	22							7	1

乳幼児：0～5歳

学齢：6歳以上

⑥ 相談内容別退所状況

	合計	児童相談所別内訳						養護					
		センター	江東	立川	八王子	足立	被虐待				その他		
							5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	5歳	6～11歳	
平成30年度	一時保護所	2,133	896	349	261	312	315	224	511	340	218	51	58
	治療指導課	63						8	22	16	3	1	1
令和元年度	一時保護所	2,312	926	385	271	369	361	254	604	384	234	40	68
	治療指導課	81	81					13	37	10	3	4	6
2年度	一時保護所	2,125	798	311	243	442	331	220	554	348	213	34	75
	治療指導課	47	47					1	25	8	1		
3年度	一時保護所	2,225	987	288	165	440	345	202	518	386	257	33	54
	治療指導課	55	55						19	15	3		3
4年度	一時保護所	2,371	1,034	363	177	460	337	198	556	409	240	35	86
	治療指導課	37	37						13	9	2		4
職権による一時保護（再掲）		182	89	22	28	23	20	42	79	42	12		1
2か月を超える一時保護（再掲）		736	349	96	69	119	103	82	211	136	47	16	31
退所先	児童福祉施設入所	288	140	40	30	42	36	38	70	40	14	6	11
	里親委託	13	13						5		1		3
	他の児童相談所・機関に移送	6	4	1		1		1		2			
	家庭裁判所送致	521	209	87	40	103	82	28	117	81	79	4	18
	帰宅	7	7							1	4		1
	その他	4	1			1	2						
	帰宅	1,512	659	233	105	308	207	130	357	285	137	24	53
	その他	17	17						7	5	1		
	その他	40	21	2	2	5	10	1	12	1	10	1	4

⑦ 退所児童の保護期間

		合計(A)	1～10日	11～30日	31～60日	61～90日	91日以上
平成30年度	一時保護所	2,133	602	385	610	347	189
	治療指導課	63	6	19	19	11	8
令和元年度	一時保護所	2,312	610	450	645	348	259
	治療指導課	81	3	21	27	14	16
2年度	一時保護所	2,125	558	413	600	305	249
	治療指導課	47	2	10	10	10	15
3年度	一時保護所	2,225	605	420	565	349	286
	治療指導課	55	7	11	16	11	10
4年度		2,371	648	439	576	352	356
児童相談所別	センター	1,034	264	190	244	168	168
	江東	363	104	74	92	49	44
	立川	177	34	31	42	29	41
	八王子	460	143	81	122	63	51
	足立	337	103	63	76	43	52
治療指導課(別掲)		37	3	8	6	9	11

注 各表とも治療指導課は別掲

⑤ 身柄通告及び身柄送致による入所状況（保護所間の移送を含まない）

区分	計	身柄通告					身柄送致
		計	迷子	被虐待	非行	その他	
センター	560	560		315	153	92	
江東	248	248		135	73	40	
足立	229	228		122	76	30	1
立川	77	77		64		13	
八王子	307	307		140	110	57	
計	1,421	1,420		776	412	232	1

注 保護所間の移送を含む件数は、1,654件である。

		障害				非行			育成				保健・その他			
12歳以下	15歳以上	5歳	6歳	12歳	15歳以上	6歳	12歳	15歳以上	5歳	6歳	12歳	15歳以上	5歳	6歳	12歳	15歳以上
32	21					93	313	207		17	19	11		3	8	7
2		1								3	4			1		1
33	38					82	292	215	2	25	19	9		2	9	2
1						2		1		3				1		
50	54					86	234	190	1	21	25	10	1	2	5	2
2								1		3				5	1	
46	41					49	288	240	2	30	41	30			4	4
3	1					1	5			3				2		
77	69					59	253	248		39	59	27	1	4	5	6
1						2				4	1			1		
2						1	1			1					1	
26	12					17	93	33		6	16	2	1	1	2	4
10	3					3	51	9		8	12	3	1	3	3	3
						1				2				1		
1							1			1						
22	21					13	48	51		13	11	10		1	2	2
										1						
							3	1								
44	43					43	148	180		17	36	14				1
1						1				1	1					
	2						2	7								

年間保護延日数 (B)	退所児童1人当たり平均保護日数 (B/A)
87,123	40.8
3,226	51.2
96,937	41.9
4,824	59.6
90,494	42.6
3,388	72.1
98,749	44.4
3,388	61.6
111,793	47.2
51,748	50.0
15,760	43.4
10,658	60.2
18,441	40.1
15,186	45.1
2,957	79.9

5 一時保護委託状況（特別区児童相談所分を含まない。）

① 相談内容別新規一時保護委託状況

	合計	養護								
		被虐待				その他				
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
平成30年度	1,268	410	210	110	115	178	86	29	29	
令和元年度	1,339	381	205	130	185	141	71	32	51	
2年度	1,141	253	141	101	124	181	114	41	52	
3年度	1,367	294	157	126	113	287	164	56	49	
4年度	1,049	290	143	89	105	133	63	43	51	
児童相談所別	センター	255	65	44	13	28	36	16	1	20
	江東	49	11	3	2	8	5	0	2	5
	品川	93	20	17	9	13	3	5	11	3
	杉並	42	11	9	5	2	4	3	0	0
	北	32	11	1	5	3	6	1	1	1
	立川	129	29	17	9	10	32	14	7	4
	小平	128	27	15	22	6	8	6	16	3
	八王子	149	62	19	7	15	13	8	1	7
	足立	76	31	7	4	7	18	3	0	2
多摩	96	23	11	13	13	8	7	4	6	

② 児童相談所別一時保護委託解除状況

	合計	児童相談所別内訳							
		センター	江東	品川	杉並	北	立川	小平	
4年度	1,031	250	46	94	35	40	128	136	
委託先	児童養護施設	166	42	5	19	11	3	23	26
	乳児院	260	63	7	19	7	14	32	26
	児童自立支援施設	1	1	0	0	0	0	0	0
	児童心理治療施設	1	0	0	0	1	0	0	0
	障害児施設	73	19	6	4	0	1	3	18
	その他の施設	19	4	0	0	3	0	1	1
	里親	195	39	10	25	2	5	33	9
その他	316	82	18	27	11	17	36	56	

③ 児童相談所別一時保護退所状況

	合計	児童相談所別内訳							
		センター	江東	品川	杉並	北	立川	小平	
平成30年度	1,170	217	145	92	104	76	85	93	
令和元年度	1,369	223	170	119	118	80	95	125	
2年度	1,160	234	98	105	111	122	89	118	
3年度	1,374	318	84	122	116	110	113	151	
4年度	1,031	250	46	94	35	40	128	136	
職権による一時保護（再掲）	98	11	7	15	3	7	8	5	
2か月を超える一時保護（再掲）	405	110	23	34	6	9	43	72	
退所先	児童福祉施設入所	216	43	16	24	4	9	17	40
	里親委託	23	5	3	2	1	0	2	2
	他の児童相談所・機関に移送	298	99	11	23	9	6	37	35
	家庭裁判所送致	0	0	0	0	0	0	0	0
	帰宅	463	95	14	44	20	16	71	58
その他	31	8	2	1	1	9	1	1	

④ 相談内容別一時保護退所状況

	合計	養護								
		被虐待				その他				
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
平成30年度	1,170	365	186	103	107	170	88	28	33	
令和元年度	1,369	406	216	136	185	147	68	32	48	
2年度	1,160	269	148	100	125	180	115	40	48	
3年度	1,374	275	165	128	120	283	167	55	53	
4年度	1,031	280	131	85	105	144	65	44	51	
職権による一時保護（再掲）	98	65	12	7	10	1	1	0	0	
2か月を超える一時保護（再掲）	405	109	57	38	45	33	17	17	21	
退所先	児童福祉施設入所	216	102	39	16	11	30	4	1	3
	里親委託	23	1	0	3	8	0	0	3	3
	他の児童相談所・機関に移送	298	47	58	38	34	16	18	15	18
	家庭裁判所送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	帰宅	463	124	34	26	41	98	42	25	24
その他	31	6	0	2	11	0	1	0	3	

障害				非行			育成				保健・その他			
0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
0	1	2	2	11	22	33	0	4	8	7	1	3	2	5
0	1	1	0	10	36	45	0	15	6	19	2	1	2	5
1	3	3	0	14	27	47	1	5	6	14	2	3	6	2
0	2	2	1	1	39	34	2	7	9	9	3	3	2	7
0	1	1	1	3	28	37	0	10	15	16	4	5	4	7
0	0	0	0	1	7	13	0	0	6	3	1	0	0	1
0	1	0	0	1	2	3	0	0	0	3	1	2	0	0
0	0	0	0	0	6	2	0	1	0	0	1	0	0	2
0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	2	1	1
0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	7	9	0	0	5	1	0	0	2	1
0	0	0	1	0	3	3	0	4	0	4	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1
0	0	1	0	0	0	1	0	3	3	3	0	0	0	0

八王子	足立	多摩
146	67	89
16	8	13
42	31	19
0	0	0
0	0	0
7	10	5
9	0	1
37	10	25
35	8	26

八王子	足立	多摩	世田谷
141	79	66	72
196	88	63	92
180	50	53	
214	87	59	
146	67	89	
7	19	16	
57	24	27	
28	20	15	
5	0	3	
35	12	31	
0	0	0	
71	35	39	
7	0	1	

障害				非行			育成				保健・その他			
0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
0	1	2	1	11	16	34	0	3	5	8	1	0	2	6
0	1	0	1	7	35	43	0	14	7	12	2	4	2	3
1	3	3	0	15	25	47	1	6	6	17	1	3	3	4
0	2	3	0	3	42	33	2	6	10	10	4	3	4	6
0	1	1	2	4	32	37	0	8	13	14	3	2	4	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
0	1	1	1	2	21	21	0	4	6	8	0	0	1	2
0	0	0	0	0	2	4	0	1	0	2	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1
0	0	0	0	2	20	16	0	2	6	2	0	2	3	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	1	2	2	9	14	0	5	6	8	0	0	1	0
0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	3

## 6 治療指導の状況

### ① 宿泊治療指導等実績

			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
治療指導	情緒障害児等	実人数	86	69	45	47	55	
		対象者	幼児	3	3	1		
			小学生	53	35	33	30	37
			中学生	30	31	11	17	18
		主訴	不登校	23	14	3	5	2
			性行	63	55	42	42	53
	その他							
	延べ人数		1,226	735	484	837	709	
	施設不適応短期宿泊	実人数	51	58	43	45	54	
		対象者	幼児		1	1		
小学生			35	33	33	27	36	
中学生			16	24	9	18	18	
主訴		不登校	2	0	1	1	0	
		性行	49	58	42	44	54	
延べ人数		883	546	581	682	931		
小計	実人数	137	127	88	92	109		
	延べ人数	2,109	1,281	1,065	1,519	1,640		
一時保護	実人数	68	99	54	64	45		
	在宅	児童養護施設	10	24	16	16	12	
		養育家庭	2	2	1	0	0	
		児童自立支援施設	0	2	2	0	0	
		その他	2	11	7	9	8	
		次年度継続	8	12	7	10	9	
		延べ人数		3,823	4,668	2,763	3,339	3,312
合計	実人数	205	226	142	156	154		
	延べ人数	5,932	5,949	3,828	4,858	4,952		

### ② 通所治療指導実績

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実人数	13	15	4	15	20
(うち通所のみ)	4	3	4	10	8
延べ人数	142	136	22	79	61

③ 診断分類 (一時保護児童を除く)	令和3年度	令和4年度
自閉症	1	1
広汎性発達障害	32	43
適応障害	5	12
他の不安障害	10	8
解離性障害	2	3
多動性障害	48	40
多動性行為障害	2	4
家庭内限局行為障害	6	7
行為および情緒の混合性障害	18	14
小児期に特異的に発症する情緒障害	4	6
双極性感情障害		
反応性愛着障害	12	12
通常小児期および青年期に発症する他の行動および情緒の障害	1	2
外傷後ストレス障害	7	11
選択かん黙		
行為障害	15	9
うつ病エピソード		2
統合失調症		

\* 複数回答

## 7 里親委託の状況

※ 令和2年度以降数値には特別区児相分を含む。

### ① 年度別養育家庭委託・解除・登録状況

内訳		年度													
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4	
委託・解除状況	里親	新規委託里親 (年間)	50	44	40	42	42	56	54	56	58	55	51	48	54
		解除里親 (年間)	40	40	45	47	35	37	51	31	36	52	51	47	44
		年度末委託 里親数	268	272	267	262	269	288	291	316	338	341	341	342	352
	児童	新規委託児童 (年間)	88	68	60	50	67	78	77	82	90	81	85	77	76
		解除児童 (年間)	66	83	58	64	58	65	69	50	73	88	90	71	67
		年度末委託 児童数	365	350	352	338	347	360	368	400	417	410	405	411	420
登録状況	新規登録里親数	51	56	27	40	43	68	59	59	61	79	71	68	154	
	里親取消数	46	35	35	39	25	31	49	44	34	38	24	62	55	
	年度末里親登録数	445	466	456	457	475	512	522	537	564	605	652	658	757	

### ② 年度別養育家庭委託解除理由別内訳

内訳		年度												
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4
養	子	2	1	1	1						3	2		3
満	年	12	14	15	9	11	16	14	22	11	28	24	24	16
就	職		2	1	4	2		1		12	2	2		6
そ	の	25	37	19	26	20	13	21	8	21	11	20	9	18
措	置	26	29	22	24	25	36	33	20	29	44	42	38	24
	変													
	更													
	計	65	83	58	64	58	65	69	50	73	88	90	71	67

### ③ 年度別専門養育家庭委託・登録状況

度		年				
		元年	2	3	4	
委託 状況	里親	年度末委託里親数	6	5	6	5
	児童	年度末委託児童数	6	5	7	5
登録 状況		年度末里親登録数	13	15	15	16

④ 年度別養子縁組里親委託・解除・登録状況

内訳		年度													
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4	
委託・解除状況	里親	新規委託里親 (年間)	24	23	19	23	12	31	37	37	24	43	52	46	39
		解除里親 (年間)	29	27	26	13	23	16	30	31	37	29	35	52	39
		年度末委託 里親数	28	24	17	27	16	31	38	44	31	45	62	56	56
	児童	新規委託児童 (年間)	24	23	19	22	13	31	39	36	24	43	55	46	39
		解除児童 (年間)	29	27	26	13	23	16	30	33	36	29	39	51	38
		年度末委託 児童数	28	24	17	26	16	31	40	43	31	45	61	56	57
登録状況	新規登録里親数	48	72	61	75	72	75	78	93	100	118	77	63	133	
	里親取消数	47	59	48	50	61	64	78	84	68	53	29	62	79	
	年度末里親登録数	149	164	178	205	216	227	229	238	270	335	383	384	438	

⑤ 年度別養子縁組里親委託解除理由別内訳

内訳		年度												
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元年	2	3	4
養子縁組		29	26	25	11	21	16	27	32	35	29	37	49	36
満年齢														
就職														
その他					1									
措置変更			1	1	1	2		3	1	1		2	2	2
計		29	27	26	13	23	16	30	33	36	29	39	51	38

⑥ 年度別親族里親委託・登録状況

内訳		年度				
		元年	2	3	4	
委託状況	里親	年度末委託里親数	9	13	17	20
	児童	年度末委託児童数	12	16	22	24
登録状況	年度末里親登録数	11	13	18	20	



## 8 外国人の相談（特別区児童相談所分を含まない。）

### ① 相談内容別年齢別受理状況

（男女別・年齢別）

	合計	性別			年齢							
		男	女	不明	0歳	1～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	不明	
平成30年度	2,034	1,109	924	1	147	232	335	678	359	278	5	
令和元年度	2,331	1,098	1,232	1	154	271	406	741	478	281		
2年度	2,463	1,348	1,113	2	152	304	414	821	459	313		
3年度	2,773	1,275	1,497	1	156	319	476	931	537	354		
4年度	2,793	1,483	1,310		134	297	458	917	581	406		
相 談 内 容 別	養 護 相 談	死亡	1	1							1	
		傷病	25	16	9		4	4	6	9	2	
		出産	2	1	1				1	1		
		家出	3	1	2			1	2			
		就労（学）										
		拘置・拘留	13	5	8			2		5	2	4
		被虐待	1,928	996	932		105	239	337	644	346	257
		離婚	1		1				1			
		孤児										
		迷子	1	1						1		
		家族環境	70	39	31		3	8	8	18	18	15
		その他	249	126	123		18	18	35	84	67	27
		小計	2,293	1,186	1,107		130	272	390	762	435	304
		保健相談										
障害相談	220	147	73		1	12	50	84	57	16		
非行相談	110	58	52					38	52	20		
不登校	8	3	5					3	3	2		
性行・育児しつけ相談	58	37	21			3		23	17	15		
適性相談												
ことばの遅れ												
その他	104	52	52		3	10	18	7	17	49		

② 児童相談所別内容別受理状況

(内容別・児童相談所別)

		合計	児 童 相 談 所 別											
			セ ン タ ー	江 東	品 川	杉 並	北	立 川	小 平	八 王 子	足 立	多 摩	世 田 谷	
平成30年度		2,034	378	326	218	95	201	118	116	150	267	76	89	
令和元年度		2,331	404	396	229	107	251	159	131	177	293	63	121	
2年度		2,463	537	272	263	147	275	160	170	193	358	88	-	
3年度		2,773	585	259	236	249	270	138	198	211	504	123	-	
4年度		2,793	589	286	264	127	141	160	216	235	628	147	-	
相 談 内 容 別	養 護 相 談	死亡	1	1										
		傷病	25	4	3	1	1	3	2	3		3	5	-
		出産	2							1	1			-
		家出	3							3				-
		就労(学)												-
		拘置・拘留	13	7	2		1	1			1	1		-
		被虐待	1,928	411	197	174	98	106	106	136	165	442	93	-
		離婚	1									1		-
		孤児												-
		迷子	1	1										-
		家族環境	70	9	5	8	4		4	2	8	23	7	-
		その他	249	61	28	23	8	3	8	29	19	49	21	-
		小計	2,293	494	235	206	112	113	120	174	194	519	126	-
	保健相談												-	
障害相談	220	34	26	27	8	11	11	25	18	52	8	-		
非行相談	110	21	5	15	4	7	15	7	6	25	5	-		
不登校	8	3						1	2	2		-		
性行・育児しつけ相談	58	15	10	1	1	5	2	3	6	11	4	-		
適性相談												-		
ことばの遅れ												-		
その他	104	22	10	15	2	5	12	6	9	19	4	-		

※ 世田谷児相については令和2年3月末で廃止

③ 外国人相談国籍別受理状況

	児童	父	母
無国籍	13		
日本	1,638	882	490
インド	19	23	16
インドネシア	1	2	13
シンガポール	2		9
ヴェトナム	18	19	47
スリランカ	4	12	6
ラオス			2
タイ	11	6	48
カンボジア	1	1	1
台湾	16	15	32
韓国	65	116	153
中国	510	518	997
朝鮮	2	10	4
ネパール	51	63	52
パキスタン	13	19	13
バングラデシュ	33	44	41
フィリピン	187	80	531
マレーシア	5	10	8
ミャンマー	22	18	31
モンゴル	26	35	43
米国	33	74	14
カナダ	2	12	4
中南米	21	53	52
オセアニア		34	1
欧州	47	80	86
中東	13	27	15
アフリカ	20	61	25
不明	20	10	14
合計	2,793	2,224	2,748

④ 外国人相談・相談別内容別対応状況

	合計	施設入所					里親委託	児指 童福 社司 導	継 続 指 導	助 言	そ の 他	再掲		
		乳 児 院	施 養 護 設	児 童 援 自 施 立 設	支 の 他	小 計						一 時 保 護	一 委 託	
平成30年度	1,947	23	23	6		52	5	271	58	1,469	92	202	90	
令和元年度	2,451	26	43	9	3	81	8	270	60	1,766	266	199	133	
2年度	2,487	20	39	4	6	69	6	298	66	1,561	487	220	100	
3年度	2,739	16	27	9	3	55	2	299	62	1,638	683	213	123	
4年度	2,798	4	34	7	7	52	6	406	57	1,514	763	264	101	
相 談 内 容 別	死 亡	1								1				
	傷 病	25		1					3	21		8	17	
	出 産	2								2			1	
	家 出	2								2				
	就 労 (学)													
	拘 置・拘 留	14				1	1	1		11	1	7	9	
	被 虐 待	1,932	2	17		4	23	2	172	20	1,040	675	189	58
	離 婚													
	孤 児													
	迷 子	1								1				
	家 族 環 境	66	1	1		1	3		1	9	50	3	11	7
	そ の 他	245	1		1		2		198	8	29	8	1	4
	小 計	2,288	4	19	1	6	30	3	371	40	1,157	687	216	96
保 健 相 談														
障 害 相 談	230								7	221	2			
非 行 相 談	109			2		2		16	4	72	15	41	3	
不 登 校	6								1	5				
性 行・育 児 し つ け 相 談	62							2	5	52	3	5		
適 性 相 談														
こ と ば の 遅 れ														
そ の 他	103		15	4	1	20	3	17		7	56	2	2	
児 童 相 談 所 別	セ ン タ ー	579	1	10	1		12	1	117	4	267	178		
	江 東	287	1	3		1	5	3	43	7	118	111		
	品 川	275		2	1	1	4		43	5	160	63		
	杉 並	134		2			2		13	5	84	30		
	北	152		2			2		4	4	85	57		
	立 川	162	1	1	2		4		16	7	106	29		
	小 平	214		3		3	6		48	6	116	38		
	八 王 子	237		1	1		2		36	8	126	65		
	足 立	607	1	5	2	1	9	1	58	2	377	160		
	多 摩	151		5		1	6	1	28	9	75	32		

## 9 4152(よいこに)電話相談の状況

	種 類	合 計	養護相談			保 健 相 談	障害相談					
			被 虐 待 相 談	そ の 他 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 ・ 言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	こ と ば の 知 的 遅 れ 相 談	
相 談	平成30年度	9,334	193	3,907	4,100	722	5	12	2	61	3	
	令和元年度	8,551	247	3,425	3,672	567	5	12	1	36	2	
	2年度	8,502	185	3,738	3,923	520	2	7	1	32		
	3年度	8,628	116	3,964	4,080	610	4	11	1	25		
	4年度	8,615	100	4,048	4,148	493	1	8	2	37		
談	男 女 別											
	男	4,959	59	2,296	2,355	276	1	3	1	24		
	女	3,656	41	1,752	1,793	217		5	1	13		
受 理	年 齢 別 内 訳	0 歳	232	1	97	98	107					
		1 歳	324	2	175	177	75				1	
		2 歳	359	4	226	230	58		1	1		
		3 歳	528	7	253	260	51		1		1	
		4 歳	474	4	222	226	33		1	1	2	
		5 歳	416	5	201	206	20		2		2	
		6 歳	571	7	246	253	33		2		3	
		7 歳	752	8	425	433	19				3	
		8 歳	516	5	271	276	10					
		9 歳	461	6	217	223	11				3	
		1 0 歳	649	8	290	298	4				8	
		1 1 歳	644	4	324	328	19		1			
		1 2 歳	473	6	214	220	9					
		1 3 歳	544	6	287	293	5					
		1 4 歳	431	6	211	217	9				2	
		1 5 歳	407	5	157	162	11	1			7	
		1 6 歳	346	11	119	130	8				5	
		1 7 歳	178	4	73	77	7					
		1 8 歳以上	310	1	40	41	4					
相 談 対 応	合 計	8,615	100	4,048	4,148	493	1	8	2	37	0	
	助 言	6,981	43	3,559	3,602	365	1	5	1	29		
	助 言 紹 介	1,316	50	450	500	118		3	1	4		
	他 機 関 紹 介	192	6	24	30	9				4		
	面 接	1	1		1	0						
	総 合 電 話 相 談 室 連 携 H25.3～	8	0		0	0						
	そ の 他	117	0	15	15	1						

		非行相談			育成相談						その他の相談	いじめ相談（再掲）
発達障害相談	小計	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	小計	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	こ（家庭環境） とばの遅れ相談	小計		
322	405	64	6	70	305	1,578	506	921	28	3,338	699	39
308	364	88	6	94	271	1,450	565	923	24	3,233	621	44
225	267	67	3	70	216	1,338	450	1,072		3,076	646	18
224	265	75	4	79	289	1,195	395	1,012		2,891	703	19
193	241	77	2	79	338	1,165	287	1,010		2,800	854	29
144	173	56	2	58	182	675	173	619		1,649	448	24
49	68	21		21	156	490	114	391		1,151	406	5
							1	4		5	22	
	1						22	4		26	45	
6	8						35	10		45	18	
6	8				8		68	30		106	103	
19	23				19		86	39		144	48	2
11	15				9		75	37		121	54	
12	17	1		1	12	143		65		220	47	4
10	13	4		4	26	138		81		245	38	2
19	19	7		7	15	101		59		175	29	
17	20	2		2	14	74		100		188	17	2
26	34	4		4	21	124		89		234	75	2
15	16	12		12	41	121		80		242	27	8
9	9	5		5	26	101		61		188	42	4
11	11	17	1	18	43	83		72		198	19	3
5	7	4		4	32	88		65		185	9	
10	18	6	1	7	19	71		98		188	21	
13	18	5		5	35	65		61		161	24	
2	2	6		6	13	30		32		75	11	2
2	2	4		4	5	26		23		54	205	
193	241	77	2	79	338	1,165	287	1,010	0	2,800	854	29
151	187	24	1	25	280	933	257	878		2,348	454	21
38	46	50	1	51	51	201	28	123		403	198	8
4	8			0	2	18	1	4		25	120	
	0			0						0		
	0	2		2	2	2		2		6		
	0	1		1	3	11	1	3		18	82	

10 その他（特別区児童相談所分を含まない。）

(1) 親権・後見人・立入調査等

内容		法第28条1項による措置		法第28条2項による措置		親権喪失審判の請求		親権停止審判の請求	
		請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求件数 (人数)	承認件数 (人数)	請求人数	承認人数	請求人数	承認人数
年度・児相	平成30年度	48 (63)	23 (34)	11 (12)	15 (15)	1	1	8	5
		386	278	136	139	22	11	66	53
令和元年度	36 (43)	33 (38)	14 (15)	12 (14)			6	3	
2年度	33 (44)	25 (34)	12 (15)	9 (10)			3	4	
3年度	30 (44)	34 (52)	11 (14)	14 (16)			7	4	
令和4年度	39 (49)	23 (27)	15 (18)	11 (16)	1	0	2	4	
児 童 相 談 所 別	センター	14 (16)	8 (10)	3 (3)	2 (2)	0	0	1	0
	江 東	0 (0)	0 (0)	1 (2)	2 (4)	1	0	0	0
	品 川	6 (7)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0	0	1	1
	杉 並	2 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	0	0	0
	北	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	1
	足 立	2 (2)	2 (2)	3 (4)	3 (4)	0	0	0	1
	八王子	4 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0	0	0	0
	立 川	4 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0
	小 平	6 (7)	4 (5)	6 (7)	3 (5)	0	0	0	1
	多 摩	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0

注 各年度の下段は、全国の数値である（令和元年度より公表されなくなった数値があるため、一部斜線となっている。）

管理権喪失審判の請求		後見人選任の請求		出頭要件件数 (別掲：再出頭 要件件数)	虐待法第9条に よる立入調査	警察援助要請 件数	臨検・捜索	通信・面会制 限措置件数
請求人数	承認人数	請求人数	承認人数		実施件数		実施件数	
		9	6	11	3	31		1
1	1	119	98	65 (6)	68	398	6	57
		10	6	5	12	36		
12	9	124	115	51 (1)	100	538	1	48
		30	31	13	14	40	1	
18	14	139	119	59 (5)	69	409	2	14
		19	18	11	9	28	1	1
8	4	124	112	65 (10)	75	356	6	21
0	0	7	10	10 (2)	9	35	0	1
0	0	1	3	1 (0)	2	3	0	1
0	0	0	0	0 (0)	0	2	0	0
0	0	1	1	1 (0)	2	1	0	0
0	0	0	1	2 (1)	2	6	0	0
0	0	1	1	0 (0)	0	1	0	0
0	0	3	3	0 (0)	0	2	0	0
0	0	1	1	3 (1)	1	11	0	0
0	0	0	0	2 (0)	1	2	0	0
0	0	0	0	1 (0)	1	7	0	0
0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0



(2) メンタルフレンドの活動状況

① メンタルフレンド登録者の状況

	登録者数	新規							更新		
		男女別			学生・有職者別(再掲)				男女別		
		男	女	計	学生	有職者	無職	計	男	女	計
27年度	90	9	41	50	45	4	1	50	13	27	40
28年度	51	4	17	21	20	1		21	9	21	30
29年度	68	9	37	46	41	3	2	46	7	15	22
30年度	62	5	31	36	36			36	10	16	26
令和元年度	71	10	38	48	47	1		48	7	16	23
令和2年度	50	9	18	27	24	3		27	10	13	23
令和3年度	111	11	76	87	83	3	1	87	11	13	24
令和4年度	123	13	71	84	80	2	2	84	12	27	39

② メンタルフレンド派遣事業の実績

	活動回数(延)	メンタルフレンド派遣実人数	対象児童								主な活動状況(人)									
			性別			年齢別					話し相手	学習指導	公園・スポーツ	ゲーム	料理・菓子作り	工作・手芸等	外出	行事	その他	計
			男児	女児	計	小学		中学	その他高校	計										
						低	高													
27年度	801	55	42	30	72	7	14	41	10	72	31	8	4	15	6	1	0	4	6	75
28年度	608	42	40	18	58	9	7	23	19	58	18	4	5	16	5	4	1	2	4	59
29年度	522	40	29	22	51	8	17	18	8	51	20	2	4	18	6	9	0	4	3	66
30年度	371	32	27	15	42	4	12	16	10	42	19	0	8	6	2	4	0	3	0	42
令和元年度	368	35	27	15	42	1	6	20	15	42	13	1	4	13	5	5	0	0	2	43
令和2年度	332	29	22	13	35	2	4	20	9	35	11	1	4	15	1	1	1	0	1	35
令和3年度	415	36	29	16	45	6	6	25	8	45	13	3	6	18	1	4	0	0	13	58
令和4年度	364	46	30	22	52	6	14	18	14	52	22	2	10	17	0	6	0	0	10	67
児童相談所別	センター	62	7	5	3	8	2	1	5	0	8	4	1	3	0	0	0	0	0	8
	北	22	4	2	2	4	0	2	1	1	4	2	0	0	2	0	0	0	0	4
	品川	26	4	3	2	5	2	0	0	3	5	2	0	0	3	0	0	0	0	5
	立川	30	7	4	3	7	1	1	2	3	7	3	0	1	3	0	1	0	0	8
	杉並	9	1	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	4
	江東	58	7	6	2	8	1	2	2	3	8	3	1	1	3	0	0	0	0	10
	小平	88	9	6	6	12	0	4	5	3	12	5	0	4	1	0	2	0	0	12
	八王子	58	5	3	2	5	0	2	3	0	5	1	0	0	4	0	1	0	0	6
	足立	11	2	0	2	2	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	多摩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業概要 東京都児童相談所

2023年（令和5年）版

令和5年9月 発行

登録番号 R5(6)

編集・発行 東京都児童相談センター

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1

電話 03(5937)2305

F a x 03(3366)6034

印刷 東京都同胞援護会事業局

〒130-0026 東京都墨田区両国 4-1-8

電話 03(5669)0261



古紙配合率70%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

